

アメリカにおける学校図書館蔵書を めぐる裁判事例の総合的研究

(研究課題番号 14510277)

平成 14 年度～平成 15 年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2））研究成果報告書

平成 16 年 1 月

研究代表者 川崎良孝

（京都大学大学院教育学研究科教授）

アメリカにおける学校図書館蔵書を めぐる裁判事例の総合的研究

(研究課題番号 14510277)

平成 14 年度～平成 15 年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2））研究成果報告書

平成 16 年 1 月

研究代表者 川崎良孝

(京都大学大学院教育学研究科教授)

はじめに

1983年に法律研究者マーク・ユドフ (Mark Yudof) は次のように述べている。

……学校は多分に教え込むことに従事しているが、それがすべてではない。政府が子どもを教育し、公立学校を運営し、教師、図書、コースを選択する場合、世代間にわたる技量、態度、価値、信条の伝達に関して基本的決定をしてきた。教育と教え込むこと、情報と価値について、もつれを手際よくほどくことはできない。……そして、学習は決して価値の点で中立ではない。

問題は子どもに成人の生活を準備させる教育システムを考案することにある。この場合、自分に課せられている成人生活への準備という目的を考える子どもの能力を、犠牲にしてはならない。また現状維持や現在の諸制度の正しさにもろ手を上げて追従するように、教え込むことになってはならない。……教育は精神や想像力を拡大できるし、それらと交わることもできる。自国の文化的、政治的、知的な遺産を何ら教えられない子どもは、すべての既存の知識への画一化を強いられる子どもと同じくらい、かわいそうにちがいない (Mark G. Yudof, "The State as Editor or Censor: Book Selection and the Public Schools," in American Library Association, Office for Intellectual Freedom, *Censorship Litigation and the Schools: Proceedings of a Colloquium Held January 1981* (Chicago, 1983) pp. 50-51)。

ユドフによると問題は次のようになる。公立学校の教育内容を誰がどのように決定するのか、誰が教育と社会化との均衡、多様な思想の伝達と共通する価値の注入との均衡を調整するのか。アメリカの場合、この権限は教育委員会に付与されている。しかし多くの場合、教育委員会はこの権限を専門的な管理者や教育者に委譲している。そうはいつでも物事はそう簡単ではない。教師や図書館員は、教育や経験によってカリキュラムを決定する専門知識を有していると主張する。親も自分の子どもの教育権を主張し、当然のこととしてカリキュラムへの影響力の行使を要求したりする。生徒自身も知る権利、読む権利、学ぶ権利、それに自分が不快とする資料にさらされない権利を主張する。

学校教育の一翼を担う学校図書館の主たる目的は、カリキュラムを深め、豊かにすることにある。しかし「豊かにする」という語の内実を決して一致してはいない。そうした不一致の極端な例として、教育委員会が学校図書館にある既存の蔵書を除去するという事態が、裁判にまでいたるという場合がある。そうした裁判の数が多いとは決していえないものの、裁判は学校図書館の目的、教育委員会、教師、図書館員の裁量権の限界、合衆国憲法修正第1条と図書館蔵書の除去の関係などを具体的に示してくれる。本報告書が取り上げるのは、アメリカにおける学校図書館蔵書の除去をめぐる裁判事件であるが、学校図書館が注目されている日本にあっても、本報告書から得る示唆は大きいと断言できる。

研究組織

研究代表者 川崎良孝（京都大学大学院教育学研究科教授）

研究協力者 前田 稔（筑波大学大学院経営・政策科学研究科博士後期課程在学）

研究経費

平成 14 年度 500,000 円

平成 15 年度 600,000 円

計 1,100,000 円

研究発表

口頭発表

発表者 前田稔

テーマ 米学校図書館裁判にみる思想の自由

学会 日本図書館研究会

年月日 平成 15 年 4 月 14 日

発表者 前田稔

テーマ アメリカにおける学校図書館裁判史

学会 図書館文化史研究会

年月日 平成 15 年 5 月 31 日

発表者 前田稔

テーマ 思想の自由を基点とした図書館の自由の体系化

学会 日本図書館情報学会

年月日 平成 15 年 10 月 25 日

論文発表

前田稔「学校図書館のパブリック・フォーラム性——所在地指向とサービス指向の分離——」（憲法理論研究会編『法の支配の現代的課題』敬文堂，平成 14 年，pp. 93-105）

前田稔「学校図書館蔵書の除去をめぐる裁判の核心——表現の自由と思想の自由——」（『図書館界』第 55 巻 1 号，平成 15 年，pp. 2-16）

川崎良孝「学校図書館の検閲と生徒の知る権利：チェルシー事件（1978 年）の場合」（『図書館界』第 55 巻 4 号，平成 15 年，pp. 194-206）

目 次

はじめに

序

3

第1部 学校図書館蔵書をめぐる裁判事件 (1)

前田稔 川崎良孝

- 1 エバンス事件 カリフォルニア州最高裁判所判決 (1924 年 1 月)
Elbert L. Evans v. Selma Union High School District of Fresno County,
193 Cal. 54 (1924) 5
- 2 プレジデント事件 (1) ニューヨーク東部地区合衆国地方裁判所判決 (1971 年
8 月)
Presidents Council, District 25 v. Community School Board No.25,
No.71-C-601 (E.D.N.Y., 1971) 7
- 3 プレジデント事件 (2) 第2巡回区合衆国上訴裁判所判決 (1972 年 3 月)
Presidents Council, District 25 v. Community School Board No.25, 457 F.2d
289 (2d Cir. 1972) 10
- 4 ミナーシニイ事件 (1) オハイオ北部地区合衆国地方裁判所判決 (1974 年 8 月)
Minarcini v. Strongsville City School District, 384 F. Supp. 698 (1974) 12
- 5 ミナーシニイ事件 (2) 第6巡回区合衆国上訴裁判所判決 (1976 年 8 月)
Minarcini v. Strongsville City School District, 541 F.2d 577 (6th Cir.
1976) 15
- 6 チェルシー事件 マサチューセッツ地区合衆国地方裁判所判決 (1978 年 7 月)
Right to Read Defense Committee v. School Committee of the City of Chelsea,
454 F. Supp. 703 (D. Mass. 1978) 17
- 7 サルヴェイル事件 ニューハンプシャー地区合衆国地方裁判所判決 (1979 年 5 月)
Rhonda Salvail v. Nashua Board of Education, 469 F. Supp. 1269 (1979) 22
- 8 ビクネル事件 (1) ヴァーモント地区合衆国地方裁判所判決 (1979 年 8 月)
Bicknell v. Vergennes Union High School Board, 475 F. Supp. 615 (D. Vt.
1979) 25
- 9 ビクネル事件 (2) 第2巡回区合衆国上訴裁判所判決 (1980 年 10 月)
Bicknell v. Vergennes Union High School Board, 638 F.2d 438 (1980) 27
- 10 ザイカン事件 第7巡回区合衆国上訴裁判所判決 (1980 年 8 月)
*Zykan v. Warsaw Community School Corporation and Warsaw School
Board of Trustees*, 631 F. 2d 1300 (1980) 29
- 11 ピコ事件 (1) ニューヨーク東部地区合衆国地方裁判所判決 (1979 年 8 月)
Board of Education v. Pico, 474 F. Supp. 387 (1979) 31

12	ピコ事件（2） 第2巡回区合衆国上訴裁判所判決（1980年8月） <i>Board of Education v. Pico</i> , 638 F.2d 404 (1980)	33
13	ピコ事件（3） 合衆国最高裁判所判決（1982年6月） <i>Board of Education v. Pico</i> , 457 U. S. 853 (1982)	35
14	シェック事件 メイン地区合衆国地方裁判所判決（1982年1月） <i>Michael Sheck v. Baileyville School Committee</i> , 530 F. Supp. 679 (1982)	37
15	キャンベル事件（1） ルイジアナ東部地区合衆国地方裁判所決定（1993年10月） <i>Joseph Delcarpio v. St. Tammany Parish School Board</i> (1993) ルイジアナ東部地区合衆国地方裁判所判決（1994年10月） <i>Joseph Delcarpio v. St. Tammany Parish School Board</i> , 865 F. Supp. 350 (1994)	41
16	キャンベル事件（2） 第5巡回区合衆国上訴裁判所判決（1995年9月） <i>Joseph Delcarpio v. St. Tammany Parish School Board</i> , 64 F.3d 184 (1995)	44
17	ケイス事件 カンザス地区合衆国地方裁判所決定（1995年7月） <i>Stevana Case v. Unified School District No. 233</i> , 895 F. Supp. 1463 (1995) カンザス地区合衆国地方裁判所判決（1995年11月） <i>Stevana Case v. Unified School District No. 233</i> , 908 F. Supp. 864 (1995)	45

第2部 学校図書館蔵書をめぐる裁判事件（2）

第1論文：学校図書館蔵書の除去をめぐる裁判の核心：表現の自由と思想の自由	前田 稔	51
第2論文：学校図書館の検閲と生徒の知る権利：チェルシー事件（1978年）の場合	川崎良孝	73

付録：アメリカ学校図書館蔵書の除去に関する裁判事件の日本語文献一覧	前田 稔	93
-----------------------------------	------	----

アメリカにおける学校図書館蔵書を
めぐる裁判事例の総合的研究

序

本報告書の構成は次のとおりである。

まず第1部は、アメリカにおける学校図書館蔵書をめぐる裁判を網羅的に取り上げ、そうした判例のまとめである。レキシス (Lexis)・データベースを用いたが、該当事例の確定に際しては、以下の計算式を用いている。

School library AND (first amendment OR expression OR speech) AND book

このようにかなり幅広く網をかけ、各判例に実際に目をとおり、そこから最終的には11件に絞り込んだ。なお、合衆国地方裁判所判決、合衆国上訴裁判所判決などは、同じ事件でも別個に扱っているので、延べとして17の判決を確定した。これらの事件はいずれも、苦情の出所などはさまざまとしても、最終的には教育委員会が図書館からの蔵書の除去を決定し、それにたいして親、生徒、教師、図書館員などが、除去は合衆国憲法修正第1条に反すると提訴したものである。この第1部では各事件および判決を客観的に示すことで、今後の研究の基礎を打ち立てようとしている。

続く第2部では、2つの論文を用意した。一つは前田の論文「学校図書館蔵書の除去をめぐる裁判の核心：表現の自由と思想の自由」である。ここでは第1部の各事例を前提として、判決を整理分析して、こうした裁判で用いられる理論と結論を2つの系譜としてまとめ上げるとともに、その特徴を指摘している。いま一つの川崎論文「学校図書館の検閲と生徒の知る権利：チェルシー事件（1978年）の場合」は事例研究であるが、チェルシー事件判決は最も生徒の権利を重視した判決として注目されている。なお、除去をした教育委員会の権限を認めた典型的な判決としてはプレジデント事件判決（1971、1972）があり、これについては付録の文献一覧を参照願いたい。

最後に付録として、アメリカ学校図書館蔵書をめぐる裁判事件を取り上げた日本語文献の一覧を作成しておいた。

川崎 良孝

第1部 学校図書館蔵書をめぐる裁判事件 (1)

前田 稔 川崎 良孝

1 エバンス事件

カリフォルニア州最高裁判所判決 (1924 年 1 月)

Elbert L. Evans v. Selma Union High School District of Fresno County, 193 Cal. 54 (1924)

【事実】

《 欽定訳聖書 》 カリフォルニア州フレスノ (Fresno) ・カウンティにある、セルマ・ユニオン・ハイスクール学区の教育委員会が、12 部の欽定訳聖書 (the Bible in the King James version) を図書館に購入することを議決した。欽定訳聖書とは、英国王ジェイムズ 1 世の命により 1611 年に従来の諸英訳を吟味し統合した公認の聖書である。原告はこの議決の実施を差止めるべく、訴訟を提起した。

《 提訴の根拠 》 原告が聖書購入に反対するために主張したのは、欽定訳聖書が宗派的 (sectarian) 性格を有する書籍であり、したがって公立学校図書館のために購入することは、カリフォルニア州の憲法および州法規定に違反するという点であった。

カリフォルニア州憲法 (第 4 節・第 1 条) では「入信および礼拝の自由な行使、享受は、差別やひいきなしに、永遠に州にたいして保障される」としている。また次のように定めている。「宗派 (religious sect)、教会、教義、宗派的用途」 (sectarian purpose) を助成するため、あるいは、「宗教的信条 (religious creed)、教会、宗派的組織のいずれかにより支配された」学校や機関を支援、支持するために、予算、補助金、公金を支出してはならない (第 30 節・第 4 条)。「宗派的、教派的 (denominational) な学校や、公立学校の職員の排他的支配権の及ばない学校を支持するために公金を支出してはならない。また州内の公立学校において宗派的、教派的な教義を教えたり指導したりすることは、直接、間接を問わず許されない (第 8 節・第 9 条)」。

さらに、行政法 1607 節 (subd. 3, Stats. 1917) では、「宗派的、党派的 (partisan)、教派的性格を有する、書籍、出版物、文書を、学校および学校図書館から排除することは」教育委員会と学校理事会の義務であるとしている。同 1672 節では、「学校内では、宗派的、党派的、教派的性格の出版物について、使用、配布、あるいは学校図書館への配架をしてはならず、また、宗派的、教派的な教義を教えてはならない」としている。

《 原審 》 原審では、欽定訳聖書が宗派的、党派的、教派的な性格を有しないという理由で原告は敗訴した。

【判旨】下級審判決を支持する。

●過去の裁判との違い：公立学校における聖書指導の是非をめぐるは過去にいくつもの判例がある。しかし、この裁判では、公立学校図書館における聖書の購入と配架が問題となっている点が異なる。

●宗教を対象とした排除か否か：本訴訟の対象となっている州憲法と州法では、「宗教的」な書籍を学校から排除するとは規定しておらず、このほかにも、宗教的な作用に狙いを定めた法規は存在しない。「宗派的、党派的、教派的性格」の場合に限り、書籍は法的に排除されるのである。

●「宗派的」の定義：「宗派」を狭く定義するならば、「同一の普遍的体系を支持する他の組織体から、信仰と礼拝の特性により区別される組織体」(*Standard Dictionary*)を意味し、「教派」についても同じ定義があてはまる。一方、「宗派」という言葉には、かならずしも宗教に限定されない広い意味もある。学校図書館から論争的なものを排除するという州法の趣旨からすると、「宗派的」という法律の条文は広い意味であることは間違いない。

ほとんどいかなるテーマにおいても、党派的な言い回しができる。また、宗教に含まれる幅広い原理や単純な原則に着目せずに、意見の食い違いが起きている部分を特に強調して扱うならば党派的になる。つまり、いかなるテーマであっても、言い回しと扱い方次第で強度に党派性を帯び、このようなかたちでテーマを記す宗教的な書籍はもちろん宗派的であるともいえる。

とはいえ、宗教のすべての書籍が学校から排除されるわけでない。たとえ特定宗教の全宗派の承認を得られなくても、さらには全宗教の信者に承認されてなくても、図書館蔵書として禁じられる宗派的な部類に属するとは限らない。普遍的に受け入れられたことが確認された宗教は存在しないのであり、宗教の書籍しかりである。

●英訳聖書の性格：過去に多数の英訳聖書があった。現在最も一般的に使われているのは、欽定訳版および英米におけるその後の改訂版であり、あるいはドゥエ(Douai)訳版聖書である。ドゥエ訳聖書はカトリックによる翻訳であり、英語を母語とする国々のローマカトリック教会で使われてきた。欽定訳版とその改訂版は、プロテスタントによる翻訳で、プロテスタント教会で使われている。欽定訳聖書がプロテスタントを起源としており、カトリック教会では容認されないことに着目すると、聖書のいかなる版や文章であっても宗派的になってしまう。もしそうであるならば、全宗派の推薦が得られない限り、非「宗派的」な英訳版をつくりだすことは不可能となろう。

●図書館における購入、配架の可否：州法は書籍の性格を「宗派的」色彩の有無で決めているのであり、書籍の由来により決めているのではない。また、他の宗派やすべての宗派から承認されている範囲で決めているのでもない。欽定訳版とドゥエ訳版は双方とも聖書の学問的な翻訳で、いずれも学校図書館とのからみでは、法規上「宗派的な性格を有する」書籍とは認められない。両書とも参考図書として公立学校図書館に配架するのに適している。欽定訳聖書は古典で、何世紀にもわたりプロテスタント教会で一般的に使用されてきた。ドゥ

エ訳は世界最大の教会が承認している。両者とも多くの子どもの宗教学習の基礎となっている。裁判所は両者の長所を比較することはしないものの、両者ともにカリフォルニア州の法に違反せずに公立学校図書館で購入および配架ができると判断する。

●他の翻訳を排除したか：ただし、他種の聖書を排除して欽定訳聖書を公立学校図書館に置こうとしたり、欽定訳聖書や他種の聖書を特定の教科のテキストに用いたり、あるいは学校行事の際に生徒に朗読させたりする事実がある場合は異なる。これらの状況が認められるならば、欽定訳が聖書の唯一の正統な翻訳であると黙示的に宣言しているに等しいと、強く議論されよう。しかしそれはこの事件の事実ではない。学校図書館に配架するために書籍を購入する単なる行為は、その中に含まれる理論や教義を公認のものとする含意をもたらさない。この裁判で問題となっている図書館には、タルムードやコーラン、そして孔子の教えとともに、すでにドゥエ版の聖書が配架されていることが明らかになっている。かりにドゥエ版の聖書などがまだ配架されていなかったとしても、将来加えることは適切かつ合法であり、これを差止める権利は裁判所にはない。

2 プレジデント事件（1）

ニューヨーク東部地区合衆国地方裁判所判決（1971年8月）

Presidents Council, District 25 v. Community School Board No. 25, No.71-C-601
(E.D.N.Y., 1971)

【事実】

《書籍の内容》 ピリ・トマス『貧民街』（Piri Thomas, *Down These Mean Streets*, 1967）は、ニューヨーク市の東部マンハッタン地区にあるスパニッシュ・ハーレムで成長したプエルト・リカンの青年について記した書籍で、小説というより自伝的なノンフィクションである。貧民街や刑務所といった場所をとりあげ、抑圧されている人間の物理的、精神的状況を写實的に記述することで問題を提起しようとする図書である。

《場所的背景》 事件はニューヨーク市クイーンズ（Queens）の第25学区で生じた。この学区はフラッシング（Flushing）、ホワイトストーン（Whitestone）、それにカレッジポイント（College Point）といった地域からなる。第25学区はニューヨーク市の31の学区のうち、マイノリティが第三番目に少ない学区である。全市ではマイノリティが60パーセントを占めるものの、第25学区は15パーセントとなっている。

《事実経過》 (1)1971年の春、生徒の親たちが学校図書館にある『貧民街』に苦情を呈した。この書籍をわいせつとして、あるいは性、暴力、麻薬の使用を描いており中学生の利用に不適として、図書館からの除去を第25学区教育委員会に申し入れたのである。

(2)1971年3月31日、教育委員会は5対3の票決により、学区のあらゆる学校図書館から『貧民街』をすべて除去すると決定した。しかしながら教育委員会の法律顧問は、方針に関係する事柄の決定については公開の会議にかけなければならないと助言した。

(3) 4月19日、教育委員会は公開の会議を開催したが、400名以上の親などが参加し、6時間以上にわたったという。63名が発言を求め、61名は図書館に保持するように訴えた。ある作家は、「私は『貧民街』を擁護するためではなく、真実を話すという権利を守りにきた」と述べた。アメリカ図書館協会知的自由委員会の委員で、ニューヨーク州図書館協会(New York Library Association) 知的自由委員会の委員長でもあるD.コーエン(David Cohen)は、所定の手続を踏まずに「図書を除去するという恣意的決定は、はっきりとした検閲である」と述べた。一方、除去を支持する人は生徒への心理的悪影響を強調したのである。この場で教育委員会は採決に移り、3月31日と同じく5対3で3月末日の決定を確認し、正式に採択した。4月19日の教育委員会決定は以下のとおりである。

学区教育長は当学区のあらゆる生徒用の図書館からP.トマス著『貧民街』を除去すべきである。

学区教育長ミーガー(Meagher)はただちに専門委員会を任命して、図書選択の指針を教育委員会に勧告すべきである。

この決定にしたがって、学区教育長は第185、第189、第281の三つの中学校図書館から『貧民街』を除去させたのである。また他の学校図書館には同書の購入を禁じている。なお上述の三つの中学校に在籍する生徒の年齢は11歳から15歳である。

(4)教育委員会の措置にたいして著者P.トマスは見解を発表した。トマスは『貧民街』を小学校図書館に不適としつつ、同書は特にヤングアダルトを意識して執筆したものであり、中学校図書館からの除去には納得しがたいと発言した。そして「親として図書や映画に判断を下す義務がある。とはいえ社会の現実を隠しとおせるものではないことも肝に銘じるべきである」と指摘した。

《提訴》 5月19日、こうした教育委員会の措置にたいして、ニューヨーク自由人権協会(New York Civil Liberties Union)の全面的な支援のもと、生徒たちがニューヨーク東部地区合衆国地方裁判所に提訴した。原告は、(1)第25学区プレジデント・カウンシル、(2)第185中学校に在籍する生徒1名、第218中学校に在籍する生徒の親や保護者計7名、(3)第185、第189、第218中学校に在籍する生徒の親や保護者計7名、(4)第189中学校の教師2名、(5)第185中学校の図書館員1名、それに(6)第189中学校の校長である。被告は第25学区教育委員会などとなっている。なおプレジデント・カウンシルとは、同学区にあるさまざまな親の団体や親と教師の団体の会長および元会長からなる組織である。

原告は、教育委員会の決定、およびこの決定に依拠する学区教育長の措置は、原告が有する修正第1条の権利を侵害するものであると訴え、以下の3点を裁判所に求めている。(1)教育委員会が採択した決定を違憲であると宣言すること。(2)『貧民街』を図書館の書架に戻すよう命令すること。それに(3)『貧民街』の購入を希望する他の学校図書館を妨害しないように命令することである。

《提訴後》 6月2日、教育委員会は公開の会議を開いて4月19日の決定を修正した。票決は5対0、棄権3で、決定は次のようになっている。

学区が有する『貧民街』については、それまで所蔵していた各学校図書館に戻して保持すべきである。これらの学校の生徒が図書を希望する場合、その生徒の親に直接的に貸出すべきである。

学区教育長は上の決定を実施するための手続を作成し、速やかに実行すべきである。

この場合、『貧民街』は図書館事務室に置き、親が所定の申し込み用紙に記入した後、直接親に貸出すということである。なお未購入の図書館は引き続き『貧民街』を購入できない。

6月18日、アメリカ図書館協会年次大会中に開かれた「読書の自由財団」の会議は、プレジデント事件を検討した。その結果、(1)現時点で財団は法的行動を取らない、(2)事件の展開を見守り必要と思われる時点で行動を取ると決定している。

6月25日、原告は6月2日の教育委員会決定も提訴のときに示した理由でもって違憲であるとの主張を追加した。

【判旨】原告の訴えを棄却する。

●原告の依拠する三つの判決：第一に、原告生徒は修正第1条のもとで知る権利、刊行物にアクセスする権利を持つと主張した。『貧民街』を制限なしに読む権利の根拠として、原告はティンカー事件＜*Tinker v. Des Moines Independent Community School District*, 393 U.S. 503 (1969)＞を指摘した。第二に、わいせつでない図書の提供を教育委員会に要求するについてギンズバーグ事件＜*Ginsberg v. New York*, 390 U.S. 629 (1968)＞を指摘した。第三に、教育委員会は親を通じて貸出すという「親代替方針」を決定したが、この措置はレイモント事件判決＜*Lamont v. Postmaster General*, 381 U.S. 301 (1965)＞に違反しているとした。

●ティンカー事件：ティンカー事件判決では、ハイスクールの生徒はベトナム反戦という「見解を表明する自由を享受する」とした。しかし、ティンカー事件は「生徒の表現の自由」を認めたもので、重要なことは「表現」の権利を扱い、それについて判断を下したということである。刊行物に「アクセス」する権利、知る権利にはなんら言及していない。

●ギンズバーグ事件：ギンズバーグ事件判決は、表現の自由の範囲について青少年と成人の差異を認めている。判決では、合衆国憲法が保障する表現の自由の範囲は成人と青少年で異なってはならないという原告の主張を却下するとともに、青少年の保護育成を目的とするニューヨーク州法は、憲法上保護された青少年の権利を侵害していないとした。原告は州が特定の書籍を全面的に禁止しないかぎり学校図書館から除去できないとしているが、この主張にはなんら根拠がない。

●教育委員会の裁量：生徒は学校図書館において『貧民街』を自由に利用できる憲法上の権利をもたない。同時に、教育委員会は州法上の権限に依拠して、図書を発注する裁量権、発注しない裁量権、図書館の書架上に置く裁量権、それに書架から除去する裁量権を有する。教育委員会はカリキュラムを決定する全般的な権限を持ち、必然的にこの権限は、学校で提供する読書資料の選択も含む。

●レイモント事件：生徒は当該図書を利用する権限をもたないので、「代替方針」すなわち親を通して生徒に利用させても、生徒の権利をなんら侵害したことにはならない。レイモント事件では、外国から送付される郵便物で財務長官が共産主義情宣資料と認めたものについては、郵政長官が留め置きにすると定めた連邦制定法について、法律の規定は名宛人の修正第1条の権利の行使をくじくとして違憲となった。しかし、公立学校内の場合、生徒が有する修正第1条のアクセスという権利は教育委員会の裁量下にある。教育委員会は学校全体から図書を合憲的に禁止することもできる。したがって「代替システム」の採用は、生徒の権利の行使をくじくものではなく、むしろそれまで何も存在しなかったところに権利を付与するものである。

3 プレジデント事件（2）

第2巡回区合衆国上訴裁判所判決（1972年3月）

Presidents Council, District 25 v. Community School Board No.25, 457 F.2d 289
(2d Cir. 1972)

【判旨】教育委員会の決議に憲法上の疑義は認められず、原審を支持する。

●エパソン事件の内容：理事会が原告、教師、親、司書と子どもたちの修正第1条の権利に背いたかどうかを裁く。最近になって合衆国最高裁判所は次のように判決した。「全般的に言って、わが国の公教育は、州と地方の当局の統制に委ねられている。裁判所は学校制度の日常的運営から生じ、憲法上の基本的な価値と直接的かつ明確に関連のない対立の解決に介入しないし、介入できない」＜*Epperson v. Arkansas*, 393 U.S. 97 (1968)＞。記録と先例を慎重に審査した結果、本件では基本的な憲法価値への侵害は認められない。

●教育への司法の介入：問題になっているのは書店の在庫ではなく、公立学校図書館の蔵書である。蔵書についてはだれかが決定を下す必要がある。だれが決定をしても反対は生まれる。続いて生じる焚書の叫びは、決してこの学校内の闘争を、修正第1条の問題にまで引き上げることはない。もしこれが現実化すると、司法が学校内の事柄に常に介入するという事態になる。3人、ときには9人の合衆国裁判官が地域の生徒のためにカリキュラム作成や図書選択に介入することは、決して学問の自由を育むことにはならない。裁判官が介入するのは、本件とはまったく相違する稀で極端な場合である。

●エパソン事件との違い：エパソン事件では、進化論を教えることを禁止していた州法をめぐって合衆国最高裁判所は違憲であるとした。宗教を助長あるいは宗教に反対するプログラムや実践を学校あるいは大学で行ってはならないという、特定の背景をもった法律を無効としたのである。「公立学校にカリキュラムを指示する州の権利には、修正第1条に違反する理由にもとづいて、科学的な理論や原理を刑罰をもって禁ずる権利を含まない」。本件では宗教の確立や自由な行使の問題は明らかに存在せず、何らかの理論や教義を教えることは禁じられなかった。スラム街、犯罪、麻薬と暴力の問題は、教育委員会によって立入禁止にされ

なかった。書籍は除去された。しかし司書は罰せられなかった。そして教師が教室でヒスパニック地域の問題を議論することは、さらに自由である。また教師は『貧民街』をクラスで議論できるし、補助教材として生徒に読ますことも可能である。『貧民街』を所蔵する図書館の場合、親の判断で自分の子どもに読ませることができる。したがって教育委員会がたとえ生徒の修正第1条の権利を侵害したとしても、侵害は「明確」でも「直接的」でもなく、取るに足らない程度のものである。

●ギンズバーグ事件：ギンズバーグ事件合衆国最高裁判所判決＜*Ginsberg v. New York*＞に依拠する原告の主張は的外れである。ギンズバーグ事件で合衆国最高裁判所は、17歳未満の未成年者にはわいせつであると定義されるものの販売を、成人にとってわいせつであるか否かを問わずに罰するニューヨーク州法を支持した。ヌード雑誌を未成年者にとって有害であるとする州法には合理性が認められるとしても、わいせつ概念の相対性のために州法は憲法上保護された自由に抵触しないとした。原告はギンズバーグ事件を援用して、州法でわいせつとされない限り、未成年者は図書にアクセスする「絶対的」な権利を持つと訴えた。しかし、原告は、教育的責任を負わない書店と公立学校図書館とを混同している。公立学校図書館は、州法でわいせつではないという理由だけで、芸術的および科学的になんの価値もない図書を公費で貯め込む必要はない。かりに地球が丸くなく平らであると唱導する書籍ならば、わいせつではないという理由だけで、公立学校図書館から除去できないと果たして主張できるであろうか。

●選択と除去の違い：原告も、教育委員会が蔵書を選択については強力な権限を有することを否定していない。しかし、原告は選択と除去では問題が相違すると考えている。いったん公的に就職した者は、退職を願うまで雇用維持の憲法上の権利を有することを、図書の選択と除去に類推する。すなわち書架上の図書は身分保障を獲得すると考えているが、この考えは珍奇なもので、いかなる法理論の中にも見い出すことはできない。すたれた書籍、不適切な書籍、当初の選択で不適当にも選ばれた書籍は、当初の選択権を持つ教育委員会が、同じ権限で除去できる。

●ティンカー事件：ティンカー事件＜*Tinker v. Des Moines Independent Community School District*＞では、ヴェトナム反戦を表明するため黒い喪章を着用して登校した生徒を校長が停学にした。裁判所はこの規制を無効にすることで、公教育の領域への介入を認めた。学校の運営上適当とされる規律保護の要請を、実体的に崩壊させるか、実質的に無秩序にする証明がないかぎり修正第1条の権利を侵害するとした。原告はティンカー事件の適用にあたって、同事件の現実を無視している。原告の主張によると『貧民街』を書架に置くことはなんらの「崩壊」や「無秩序」も生じないので、図書は書架上に置かれるべきだとなる。しかし『貧民街』の除去の場合、生徒の側に表現の自由や意見表明の自由という問題を生じていない。教育委員会は図書を除去したが、『貧民街』について議論することをいっさい禁じていない。

●言論あるいは思想の自由の縮小：図書館行政をみると、教育的ニーズによるのみならず、

財政上、建築上の現実にもとづく取捨選択という過程を常に含んでいる。図書を書架に置くこと、あるいは書架から除去することが、憲法上の問題を生じさせると主張するためには、とりわけ言論あるいは思想の自由の縮小についての証明がなくてはならない。それがなければ、当裁判所の受容できるところではない。

4 ミナーシニ事件（１）

オハイオ北部地区合衆国地方裁判所判決（1974年8月）

Minarcini v. Strongsville City School District, 384 F. Supp. 698 (1974)

【事実】

《教師の教科書推薦リスト》 ミナーシニ事件で問題となったのは、英語科（English Department）の推薦リストである。1972年春、英語科は1972-73年度の教科書推薦リストを作成し、学科主任C.ピーターセン（Carol Petersen）を通じて、教育委員会が購入するように推薦した。その中には、W.フォークナー（William Faulkner）の詩集、E.ポー（Edger Allan Poe）の短編集、E.オニール（Eugene O'neil）の劇、M.トウェイン（Mark Twain）などの作品に混じって、J.ヘラー（Joseph Heller）の『キャッチ=22』（*Catch 22*, 1969; 飛田茂雄訳, 1977）が入っていた。これはハイスクールの現代文学コースの必須教科書として選択され、出版社はデル（Dell）、版次は第2版、価格は1ドル25セント、第10学年から12学年を対象とし、必要部数は170部となっていた。

《教育委員会の対応》 4月4日、教科書検討市民委員会は、教科書選択教師委員会が推薦したリストを検討した後、教育委員会内の小委員会である「教育プログラム・方針委員会」に評価をつけて報告した。『キャッチ=22』の評価は以下のとおりである。

『キャッチ=22』：過半数の委員が苦情をとらえた。必須教科書でないなら、この書籍を生徒に読ませることに何ら問題はない。[K.ヴォネガット、ジュニア（Kurt Vonnegut, Jr.）の]『ローズウォーターさん、あなたに神のお恵みを』[*God Bless You, Mr. Rosewater*, 1965; 浅倉久志訳, 早川書房, 1982: 担当教師の第2候補教科書]には苦情はなかったが、現代文学コースの教科書としては『キャッチ=22』が『ローズウォーター』よりもすぐれていると一致した。そして、他に適切な図書がなければ、『キャッチ=22』を選ぶべきだと判断した。しかし、当委員会の過半数は、いっそう適切な図書を選択すべきだという結論にいたった。

市民委員会ではE.オニールの作品に苦情をとらえる委員もいたが、委員会全体として問題にしたのは『キャッチ=22』だけである。

《『キャッチ=22』を除く購入》 教育委員会の小委員会である「教育プログラム・方針委員会」の委員長E.ウォング（Ellen J. Wong）は、教科書選択教師委員会の推薦リスト、教科書検討市民委員会および同小委員会の報告を、教育委員会に提出した。その後、教育委員会は『キャッチ=22』を除いて、教師委員会が当初に推薦したすべての図書を教科書とし

て購入すると決定した。『キャッチ=22』は、現代文学コースの担当教師 J. ローア (John Lohr) が、第 1 候補に指名した教科書であった。教育委員会は、『キャッチ=22』にたいする最終決定を保留した。というのは、英語科との話し合いの機会を設け、その後に決定しようと考えたからである。

《 不使用の決定と第 2 候補 》 5 月 18 日、教育委員会は、同学区の中等教育部長 R. ケストナー (Raymond J. Kestner)、英語科主任 C. ピーターセン、それに英語科教師と話し合いをした。これには、現代文学コースを担当する J. ローアと D. エドモンズ (David Edmonds) も参加した。話し合いの目的は、教師が『キャッチ=22』を推薦した理由を教育委員会に伝えるためであった。話し合いは冷静かつ素直に進んだという。この場で、K. ヴォネガット、ジュニアの『ローズウォーターさん、あなたに神のお恵みを』を、『キャッチ=22』に代えて教科書にすることも検討された。『ローズウォーター』は、J. ローアが『キャッチ=22』に次いで第 2 候補にした教科書である。

6 月 8 日、教育委員会は、1972-73 年度の教科書として『キャッチ=22』を使用しないと決定した。6 月 17 日、教育委員会は、第 1 候補『キャッチ=22』の代わりに、第 2 候補『ローズウォーター』を使用することも拒否した。8 月 19 日、教育委員会は、第 1、第 2 候補に代わって、第 3 候補である K. ヴォネガット、ジュニアの『猫のゆりかご』(Cat's Cradle, 1963; 伊藤典夫訳, 早川書房, 1979) を使用することも拒否した。なお、1969 年度に、英語科は『猫のゆりかご』を教科書として使用している。そして、8 月 31 日、教育委員会は『キャッチ=22』を学校図書館から除去すると決定した。

9 月 14 日、教育委員会は、J. スタインベック (John Steinbeck) の『チャーリーとの旅』(Travels with Charley in Search of America, 1962; 大前正臣訳, 弘文堂, 1964) の採用を決定した。この書籍は、担当教師 J. ローアが第 4 候補に指名していた。

《 提訴 》 教育委員会の措置にたいして、S. ミナーシニイ (Susan Lee Minarcini) など 5 名のハイスクールの生徒は、『合衆国法律集』第 42 編第 1983 条 (42 U.S.C. § 1983 (3)) により、ストロングズヴィル市学区、市教育委員会のメンバー、それに教育長 (Superintendent) を被告とし、オハイオ北部地区合衆国地方裁判所に提訴した。

原告の修正第 1 条および修正第 14 条の権利を教育委員会が侵害したと主張し、宣言的判決 (declaratory judgement) と差止めによる救済 (injunctive relief) を求めたものである。原告の訴えによると、教育委員会は教育専門職員が推薦した教科書の採択を無視したが、この措置は恣意的 (arbitrary) にして気紛れ (capricious) であり、教育専門家が専門職の判断によって選択した教科資料にたいする違法な検閲になるというものであった。その結果、生徒の学ぶ自由 (academic learning freedom) を否定し、言論や出版の自由への事前抑制を実施したという点で、生徒が有する修正第 1 条および修正第 14 条の権利を侵害したというのである。

【判旨】原告の訴えは認められない。

●**選択と決定**：教科書選択に関する終局的権限の所在こそが、裁判所が判断すべき問題である。現代社会では、学校、図書館、テレビニュース、月刊誌、週刊誌、新聞の運営には、検閲や「内容の判断」が避けられない。当然、感情的な非難の叫び、すなわち検閲および学問の自由への侵害、抑圧、焚書の叫びを伴う。報告、印刷する価値が認められるニュースがある反面、役に立たないとして無視されるものもある。同じことは、出版の価値や書架に収める価値の有無について、個人や団体が判断する場合にもいえる。その責任には、書籍、ニュース、イベントが、強く公衆の興味を引くか、それとも印刷価値や妥当性がないかを判断する権限を含む。夕方のニュースの場合、ニュース報道者は少しのニュースを選ぶにすぎない。ニュース配信社のコラムニストは、多くのアイデアを議論の価値がないとして捨て去る。編集者、出版社、プログラム・ディレクター、図書館員、教師、教育委員、会社の幹部は、日々取捨選択の決定に直面している。皆、採用の決定が間違っておらず、他のものを却下したことは妥当であると信じている。

●**社会的議論の収束過程**：自由社会におけるイデオロギーの対立は、社会の雰囲気や人口構成の変化に伴い悪化し、やがて静まる。テーゼからアンチテーゼを通り抜け、それへの反対から進化して再びテーゼに戻るというサイクルで終わりなく動いている。このサイクルからの平和的な移行、すなわちアンチテーゼの統合は、選挙過程で民意を反映した代表が法律を制定することによって、開かれた社会の中で保障される。裁判所はこの規則正しい手続の流れに口出しすべきではないし、できない。口出しできるのは法の下での平等を保障する公正な仲裁人としてふるまう場合や、恣意的で気まぐれな行為や職権濫用から憲法上の自由を保障する場合に限る。

●**プレジデント事件**：ジュニアハイスクールの図書館から P.トマスの『貧民街』を除去したことに直面して、第2巡回区合衆国上訴裁判所は 1972 年にプレジデント事件判決を下し、次のように述べた。「問題になっているのは書店の在庫ではなく、公立学校図書館の蔵書である。蔵書についてはだれかが決定を下す必要がある。だれが決定をしても反対は生まれる。続いて生じる焚書の叫びは、決してこの学校内の闘争を、修正第1条の問題にまで引き上げることはない。もしこれが現実化すると、司法が学校内の事柄に常に介入するという事態になる。3人、ときには9人の合衆国裁判官が地域の生徒のためにカリキュラム作成や図書選択に介入することは、決して学問の自由を育むことにはならない。裁判官が介入するのは、本件とはまったく相違する稀で極端な場合である」。第2巡回区合衆国上訴裁判所はさらに次のように述べる。「図書館行政をみると、教育的ニーズによるのみならず、財政上、建築上の現実にもとづく取捨選択という過程を常に含んでいる。図書を書架に置くこと、あるいは書架から除去することが、憲法上の問題を生じさせると主張するためには、とりわけ言論あるいは思想の自由の縮小についての証明がなくてはならない。それがいない場合、当裁判所の受容できるところではない」。

●**裁判所の機能**：オハイオ州法 (Ohio Revised Code § 3329.07) は「明確にして簡潔な

言葉」で、選挙された教育委員会に教科書決定権を授けている。オハイオ州の議会は、ハイスクールのカリキュラムと公立学校図書館で使う資料を選択し、決定する裁量を教育委員会に適切に授けた。そして、教育委員会が州法に沿って行動したかぎり、裁判所が教育委員会の決定の賢明さを検討することは不適切である。教師集団と教育委員会の間に、思想的、感情的な対立があるとしても、その解決は司法ではなく、教育委員の選挙を通じて解決すべきである。裁判所の機能は、教育委員会が原告生徒の修正第1条の権利を侵害しているということについて、憲法上の審査および事実と記録の認定に限定される。「全般的にいて、わが国の公教育は、州と地方の当局の統制に委ねられている。裁判所は学校制度の日常的運営から生じ、憲法上の基本的な価値と直接的かつ明確に関連のない対立の解決に介入しないし、介入できない」＜*Epperson v. Arkansas*＞。

●基準と手続：原告は教科書を購入するための基準や手続の懈怠を主張する。しかし、全体として手続は公平で公正で論理的であった。手続を執行するにあたり、教育委員会が恣意的であるか気まぐれな行為を行ったという記録は明らかになっていない。教育委員会における閉鎖的ではない聴聞、英語部門のメンバーとの相談、さまざまな専門的な行政職員や市民による教科書委員会、利害関係人との議論が存在している。委員会と専門的な職員のすべての会議は、感情的ではなく、執念深さや脅迫から自由であり、穏やかな雰囲気で行われた。個人の教育委員は、全部の問題を慎重に考慮した後、誠実に決定を下した。

●エバソン事件：エバソン事件で合衆国最高裁判所は、進化論を教える教科書の使用を禁じた州法を無効にして、次のように述べた。「州は宗教を助長、抑制するプログラムを、公立学校および大学で承認、行使してはならない」。「公立学校にカリキュラムを指示する州の権利には、修正第1条に違反する理由にもとづいて、科学的な理論や原理を刑罰をもって禁ずる権利を含まない」。本件の行為は、宗教の確立や自由な行使の問題を提起しないし、理論や原理を教えることを教育委員会が禁じているという証拠はない。いずれの著者の文体や内容も、教育委員会によって立入り禁止とはされなかった。生徒は書店や公立図書館で問題とされた書籍を入手できるし、それを学校で話題にすることも自由である。実際、原告の生徒ミナーシニは『猫のゆりかご』を入手して読んでいた。

5 ミナーシニ事件（2）

第6巡回区合衆国上訴裁判所判決（1976年8月）

Minarcini v. Strongsville City School District, 541 F.2d 577 (6th Cir. 1976)

【判旨】学校図書館からの書籍の除去は無効であり、原審を破棄する。

●教科書の採択：オハイオ州法が定めるように教科書採択の決定権は各地方教育委員会にある。明らかに教科書選択の権限はどこかに帰さねばならず、住民が選出した代表からなる教育委員会が、この権限を有してはならないという憲法上の禁止はない。

●小説の価値とわいせつ性：原審では、各小説の文学的価値とわいせつ性には争点がない

としており、この点は当裁判所も認めるところである。

●**プレジデント事件**：原審はプレジデント事件合衆国上訴裁判所判決に大きく依存している。第2巡回区合衆国上訴裁判所は教育委員会が蔵書の選択に最終権限を持つことを認めたのち、以下のように述べている。「図書館行政をみると、教育的ニーズによるのみならず、財政上、建築上の現実にもとづく取捨選択という過程を常に含んでいる。図書を書架に置くこと、あるいは書架から除去することが、憲法上の問題を生じさせると主張するためには、[とりわけ言論あるいは思想の自由の縮小についての証明がなくてはならない。それがなければ]、当裁判所の受容できるところではない」(括弧内は第6巡回区合衆国上訴裁判所の判決での強調)。原審はプレジデント事件判決の上記引用部分を、教育委員会は図書館蔵書についての絶対的権利を有していると解釈したようである。しかし当裁判所の解釈によれば、上記の引用文には強調で示した部分があり、これは教育委員会に限定を課している。もしこの引用箇所が教育委員会の絶対的権利を認めるものであるなら、第2巡回区合衆国上訴裁判所の考えに従わない。

●**施設としての学校図書館の性格**：図書館は知識の貯蔵庫である。ひとたび公立学校に図書館が設置された場合、州は生徒の利益のために、重要な特権を授けたことになる。その時々教育委員会のメンバーが、不愉快であるとか承認しがたいとの理由で蔵書を取捨し、この特権を剥奪するようなことがあってはならない。もちろん使い古されたり、時代遅れになる図書もあろう。書架に余裕がないため、図書を取捨することも生じるであろう。しかしながら本件の場合、こうした状況は生じていない。

●**除去の動機**：除去を決定した日の教育委員会議事録には理由が示されておらず、また教育委員会としての一般向けの公的説明もいっさいなかった。教育委員会は図書の内容に異議があるとの理由で除去したと考えるのが妥当である。

●**学校図書館の存在意義**：ある教師が『キャッチ=22』を現代アメリカ小説で最も重要なものであると考えたならば、修正第1条の権利である学問の自由は、その教師が授業で『キャッチ=22』の重要性を話す権利、生徒が教師の話聞く権利、そして同書を見つけ読む権利を保護している。この最後の、見つけて読むという権利は、学校図書館から除去されたという事実によって非常に妨げられる。

ティンカー事件では、腕章着用という授業に直接関係しないことについて修正第1条が適用されたのであり、いっそう授業と直接に結びつく『キャッチ=22』の除去は、まさに教師の学問の自由、生徒の学ぶ自由を侵害している。学校図書館からの蔵書の除去は、教室での議論の自由にとって、ティンカー事件で違憲とされたことよりも、はるかに大きな障壁となる。

●**代替となる入手機会**：授業での議論の自由にたいする障壁は、当該図書が学校以外のところから入手できるということで、決して軽減されることはない。一般的にいて、表現の抑制は、他の時、所、状況でそうした表現が可能だからとの理由で、正当化されることはない。図書館は思想の自由市場における強力な資源である。特に、思想の普及に献身する機関

であり、静かな言論のフォーラムである。

●生徒の知る権利：ここで問題となっているのは、言論への直接的な抑制よりも難しい問題である。すなわち生徒が欲する、また教師が生徒に与えたいとする情報を受け取る生徒の権利という問題である。知る権利は従来からしばしば認められてきた。本件での知る権利の適用は、最近になって合衆国最高裁判所が下したヴァージニア消費者協議会事件判決＜*Virginia State Board of Pharmacy v. Virginia Citizens Consumers Council, Inc.*, 425 U.S. 748 (1976)＞がなければ疑わしいところである。「言論の自由は、伝えようとする話し手を前提とする。本件のように、話し手が存在するところでは、コミュニケーション、すなわちコミュニケーションの発し手と受け手の双方が、保護されなければならない。これは先例からはっきりしている」。「宣伝する権利があるなら、その宣伝を受け取るという双方向的な権利が存在する」。

6 チェルシー事件

マサチューセッツ地区合衆国地方裁判所判決（1978年7月）

Right to Read Defense Committee v. School Committee of the City of Chelsea, 454 F. Supp. 703 (D. Mass. 1978)

【事実】

《ハイスクールの概要》 マサチューセッツ州チェルシー・ハイスクールには約1,200人の学生が在籍している。英語科の幅広いコースの中には、青年文学、ヒスパニック・アメリカン文学、詩、創作文学、文学の中の女性といったコースが含まれ、同性愛、薬物濫用、性体験、下層街の生活といった文学テーマもカリキュラムで扱われている。また、ハイスクールの図書館にはおよそ7,400冊の書籍がある。

《読書プログラムへの参加》 コールマン (Coleman) は同校の司書である。プレントイスホール (Prentice Hall) の主催する読書プログラムの存在を知り、同社が提供する1千冊の廉価なペーパーバックを購入した。コレクションは多くの司書により編成されたもので、読書への生徒の興味を促すことを目的としている。書籍が到着したのち、コールマンは内容を検討したものの、1千冊のすべてのページを読むことができたわけではない。

《詩「少女にとっての大都市」》 コレクションには8歳から18歳までの生徒が書いた詩集『18歳以下の男性と女性』(*Male & Female under 18*, 1973) が含まれていた。コールマンは書籍の序文を読み、目次をなぞった。しかし、今回の訴訟の対象となった詩「少女にとっての大都市」を読んだわけではなかった。

少女にとっての大都市 (*The City to a Young Girl*)

都市、性欲で舌なめずりをする100万もの男性。私の肉体を求めて叫んでいる。通りは長いベルトコンベア。乳飲みブタを大勢運んで行く。性器鑑定家はみなひと握りの尻へ物乞いする。性交、小さいあそこ、すこしばかりの乳、こすりつけるための脚を乞う。

毎晩、私を抱きしめようと、迫りつづける。ハエのようにたたき落としても、また戻ってくる。私はおいしい肉片（J.カラヴァグリア（Jody Caravaglia）、15歳、女性、ニューヨーク市ブルックリン）。

《詩集の配架》 コールマンは『18歳以下の男性と女性』が青年文学コースと創作文学のコースの生徒に役立つほか、自己表現の方法を見出す機会を生徒に与えるだろうと感じていた。また、高い評価を得ている2人の専門家により詩集が編集されていること、そしてヤングアダルト文学の分野において定評のあるエイボンブックス（Avon Books）から出版されていることを認識していた。これらの理由および彼女自身が内容を検討した結果にもとづき、コールマンは詩集を1976年3月頃、学校図書館に配架した。

《抗議の電話》 1977年5月19日、教育委員会の長のクウィグリー（Quigley）は、ハイスクールの生徒の親から抗議の電話を受けた。苦情は、娘が学校図書館から借りてきた詩集『18歳以下の男性と女性』の中の詩「少女にとっての大都市」における不快な言葉に向けられていた。その晩、クウィグリーは当人の家に行き、書籍を入手し、この出来事を委員会で慎重に検討する約束をした。そしてクウィグリーは詩を読み、「少女にとっての大都市」には「汚らわしく」、「不快」（offensive）な言葉が使われており、したがって、『18歳以下の男性と女性』は学校図書館から除去すべきであるとの結論に達した。特に誰にも相談することなく、教育委員会の緊急会議を開催することを決め、会議で「好色（salacious）で、わいせつな資料」に該当するかを検討することにした。

《新聞での公表》 クウィグリーは地域新聞である『チェルシー・レコード』（*The Chelsea Record*）の発行人でもあった。このため、さっそく翌日版に意見を掲載した。

私が上品ぶっているわけではない点、異論はあるまい……ある父親から、彼の娘がハイスクールの図書館から手に入れた書籍の一節について苦情を受けた。このような書籍が学校で入手できるという事実を知って、私の胃は痛む……書籍はチェルシーに残っている。

このことを行政に注目させ、このような汚いものを学校で配布しないようにしたい。素直なところ、このようなくず本がどうして14歳の生徒が近づける書架に存在しうるのかについて、徹底的に調査してほしい。

《会議における議論》 緊急会議は5月23日に開催された。席上、クウィグリーは詩を、「不愉快」（objectionable）、「完全にわいせつ」（outright obscene）であると決めつけた。卑猥な本を図書館の書架に置くことを許すのは重大な誤りで、このようなことが二度とおきないことを確実にせよと述べている。教育委員ティロ（Tiro）は同意し、「当の本はみだらで、想像力を何らかきたてない。まったく不快である」と述べた。

《マクギーの意見の推移》 教育長マクギー（McGee）は図書選択過程の報告をし、学校における公開会議で申し立てを扱うことはふさわしくないと述べるとともに、クウィグリーによって「検閲にいたるかも知れない一連の結果が引き起こされつつある」と指摘した。会議の後、5月25日の『チェルシー・レコード』で、クウィグリーはマクギーを「マクギー氏

の検閲」(Mr. McGee's Censorship)というタイトルの社説で責めた。社説では「少女にとっての大都市」を「明らかにわいせつ」(obviously obscene)、「汚らしい」、「邪悪で不快なくず」(vile and offensive garbage)と位置づけている。

苦情を訴える親と協議するために、クウィグリーは5月26日に特別会議を招集した。書籍全体を読んだマクギーは、苦情を受けた部分と、ほかの詩の中に含まれる一つの言葉は好ましくないものの、それ以外のページは健全であると報告した。そして、除去対象が書籍全体となるのか、それとも問題のページのみになるのかが決定されるまでは、図書館にこの書籍を置くべきではないと述べた。

クウィグリーは、コールマンが故意に「くず」を図書館に置いたかどうかを判断するようマクギーに依頼するとともに、「身分継続が好ましい人物」にコールマンが該当するか否かの判断を下すことを望んだ。

《司書コールマンの意見》 6月14日に、コールマンは『チェルシー・レコード』に投書し、「少女にとっての大都市」をわいせつだとは思わないという声明を発表した。生徒と教職員は利用できるべきで、アメリカ図書館協会の勧告するヒアリングを経ずして図書館から除去したことは誤りであるとした。

これに応じてクウィグリーが同新聞で示したのは、ハイスクールの司書が、この詩について、まったくみだらでも(lewd)、好色でも(lascivious)、汚らわしくも、きわどくも(suggestive)、不道徳でも(licentious)、ポルノ的でも(pornographic)、わいせつでもないことに、あきれて、とても失望したとのことであった。

《特別会議》 その後招集された7月20日の教育委員会の特別会議で、コールマンは自己の職務の正当性と、生徒と教職員による使用の必要性を述べた。これにたいして、クウィグリーは「少女にとっての大都市」を「くずで、下水道がお似合いである」と評している。クウィグリーは法律家ではないものの、合衆国最高裁判所のミラー判決(Miller v. California, 413 U.S. 15 (1973))に言及し、チェルシー市のコミュニティの基準(community standard)では、当の詩はわいせつであると述べた。教育委員ムア(Moore)は、作品を「病んだ生徒が書いた」、「汚い、不潔な、腐った詩」であると分類した。教育委員ティロはクウィグリーに同意し、ミラー判決の下、委員会はコミュニティの基準を適用できるとして、除去を行う票決を望んだ。

続く7月28日の特別会議で、『18歳以下の男性と女性』を教育長が除去し書架に戻さないことの承認を、クウィグリーは教育委員会に提案した。モロクニック(Morochnick)は、書籍を図書館に残し、親の書面による許可を有する場合のみ18歳未満の生徒は利用できるようにする修正案を提案した。この修正案はモロクニックのみが賛成し、6対1で却下された。そしてクウィグリーの提議はモロクニックの棄権により6対0で採択された。

《定例会議》 同日の教育委員会の定例会議で、クウィグリーはコールマンを図書館から教室へ配置転換する提案をした。ムアは、コールマンに関して「考えることはもはや尽きた」とする動議を提出し、さらに、『『権威ある良書リスト』から注意深くチェルシー学校システ

ムの図書館で使用する図書を選ぶ」委員会を設置するよう提案した。これに応じて、クウィグリーは、事前調査をマクギーに委ねると提議した。モロクニックは、「親や他の者から寄せられた書籍への苦情を審査し採決する制度」の実現可能性をマクギーが調査することを提議した。しかし、モロクニックの修正は却下され、クウィグリーの修正案が通過した。

教育長マクギーは「少女にとっての大都市」が含まれているページを、『18歳以下の男性と女性』から除去すべきことを、のちほど校長フランコ (Franco) に伝えた。フランコはこのページを除去したものの、校長室に書籍を保留したままであった。なお、この詩集全体を禁じる投票以前に、教育委員が「少女にとっての大都市」以外の詩を読んだという証拠は存在しない。

《提訴》 8月3日に、図書館員および「チェルシー読書の権利擁護委員会」が合衆国地方裁判所に提訴した。クウィグリーは訴訟提起の事実を知るやいなや、『チェルシー・レコード』で次のように述べた。

除去を票決した詩に含まれる下品 (tasteless) で汚らわしいくずの類を残そうと闘う職員を、誰が必要とするであろうか。このような反抗的な教師への対応を議論する特別委員会を、私は招集するかもしれない。

《提訴後》 クウィグリーは8月4日の『チェルシー・レコード』の社説において、教育委員会が「学校司書の配置転換を要求するだろう。あるいは……ハイスクールの図書館に詩を戻そうと訴訟を提起する教師の解雇を要求するだろう」と述べた。

さらに、クウィグリーは翌日の社説で、裁判官にチェルシー市の「コミュニティの基準」を示すために、大勢のチェルシー市民が請願書に署名することを期待した。そして、8月10日の教育委員会の特別委員会において、法律顧問 R. テイテル (Robert Tatel) の勧めで、世論調査の実施が決まった。これを受けて、30人のチェルシーの牧師に「少女にとっての大都市」の評価を求める手紙を、詩のコピーを同封して送った。2人の牧師のみがこれに応じ、両者とも教育委員会の見解を支持した。

8月17日の特別委員会では、テイテルが二つの議案の採決を提案した。第1議案では、『18歳以下の男性と女性』を図書館から除去する決定を再確認した。その際、(1) 同書は性教育に属するもので学校教育とは関連しない、(2) 不健全で一部の子どもには逆効果になりかねない、(3) かねてから購入している性教育の書籍であったとしても、「コミュニティの多数者にとって、不潔で、衝撃的で (shocking)、わいせつ」と思われる語句が含まれない書籍を選択してきたということを理由とした。第2議案は、コールマン、教職員、生徒に一切の制裁を加えないというものであった。

【判旨】 被告の禁止行為を差止める。

●学校における生徒の権利：最高裁判所の判決によると、憲法上の自由を絶えず警戒を怠らずに保護することについては、アメリカの学校社会よりも重要な場所は存在しない< *Shelton v. Tucker*, 364 U.S. 479 (1960)>。修正第1条の基本概念によれば、市民は自由に

話し、聞くことで、生活に影響する事柄の判断を政府の説得やプロパガンダに左右されずに決定できる。憲法のこの崇高な目的を考慮するならば、学校は思想の倉庫への容易なアクセスを実現しなければならない。修正第1条の目的と学校の機能との相互作用の重要性を認識して、ときどき裁判所は学校運営に介入してきた。修正第1条は、学生や教職員が教室に入るやいなや脱ぎ捨てなければならないマントではない。

●**図書館の裁量**：「全般的にいて、わが国の公教育は、州と地方の当局の統制に委ねられている。裁判所は学校制度の日常的運営から生じ、憲法上の基本的な価値と直接的かつ明確に関連のない対立の解決に介入しないし、介入できない」＜*Epperson v. Arkansas*＞。したがって、教育委員会は購入する書籍を自由に選択する権限を有する。

しかし、ここで提起されたのは、書籍の購入と除去との間で、教育委員会の裁量範囲に違いが生ずるか否かという問題である。本件と類似した案件のブレジテンツ事件では学校図書館からの図書の除去を支持し、ミナーシニイ事件では除去を認めなかった。被告はブレジテンツ事件に強く依拠している。しかし、気に入らない書籍を除去できる絶対的な権利を教育委員会に認めるならば、生徒や教職員の修正第1条の権利を無視することになる。一方、図書選択の場合には、図書館から書籍を除去する場合と異なり、教育委員会の判断に絶対性が認められるかもしれない。なお、書籍が時代遅れや的外れになってしまった場合、あるいは当初から不適当に選ばれてしまった場合に除去が可能なのは当然である。

●**除去の理由**：この作品には多くの授業と関連する十分な証拠がある。一方、本件の作品集が時代遅れだという証拠はない。この書籍が不適当に選択されたという議論も存在しなかった。被告は使われている言葉がわいせつであるとも主張していない。すでに購入された、厚さ1インチの小さな書籍で、予算とスペースの限界は要因となっていない。『18歳以下の男性と女性』が禁止された理由はテーマと言葉が攻撃的なためで、この点は証拠からして明らかである。もちろん、学校図書館からの書籍の除去すべてが、修正第1条の価値と関連するわけではない。しかしそのテーマと言葉が教育委員会にとって不快であるとの理由で除去されるとき、権利を侵害された者は裁判に訴えることができる。最高裁判所は最近になって、学校当局の行為の背景に潜む動機により合憲性が左右される場合があると認めている＜*Mount Healthy City Board of Education v. Doyle*, 429 U.S. 274 (1977)＞。また、たとえ州の行為が自発的なものであっても、結果として憲法上の制約を受けることは、よく知られている憲法原則である。

●**審査基準**：ティンカー事件＜*Tinker v. Des Moines Independent Community School District*＞の基準は当事件にもあてはまる。修正第1条の価値との関連が認められる以上、書籍の除去にあたっては重要で正当な政府利益を示さなくてはならない。ただしこの基準は、図書館の書籍が学校の秩序への脅威になっていることの証明までは要求しておらず、秩序への危険といった程度の利益を示すことで足りる。本件の場合、アクセスの遮断をしなければならない重要な政府利益は認められない。被告は言葉とテーマが生徒を傷つけるかもしれないとして除去した。とはいえ、専門家の証言によれば、生徒に有害な影響を与えることのない

い、いくらか価値のある作品であることが明らかになった。

●図書除去の絶対性：「少女にとっての大都市」は上品な詩ではない。確かに言葉は乱暴であるとはいえ、わいせつではない。学問的な内容かどうかはともかく、この作品は挑戦的で示唆に富む。ある者にとって不快だからといって、すべての人びとに不快なわけではない。作者は街での暮らしを荒々しく描いているとはいえ、それは感受性豊かなテーマを展開するにあたり、信憑性を与えるためである。使われている言葉はショッキングである反面、意図をありのままに伝える。最高裁判所はかつて、伝えたい内容を受け手が識別できるように言葉を選ぶことと、感情に訴える言葉を選ぶことは、しばしば同じくらい慎重になされると述べた。そして、個々の言葉に気づかうあまり、メッセージが伝えようとするいっそう重要な要素である感情に訴える作用に制裁を加えることはできないとしたく *Cohen v. California*, 403 U.S. 15 (1971) >。被告が主張する図書除去の絶対的権利は存在しない。

●図書館内の見解の浄化：さらに問題なのは、もし言葉とテーマが不快との理由で除去が許されるならば、教育委員会の意向に反する図書館内の見解が、ひきつづき浄化されていくと予想できる点である。すなわち問題なのは、読書の権利、論争的な考えや言葉に触れる権利で、それは修正第1条が保護する重要な権利である。確かに書籍を学校外で購入することも可能だが、このことで自由の範囲が狭められる理由にはならない。

●結論：「図書館は思想の自由市場における強力な資源である」<ミナーシニイ事件>。生徒は知らないことを探求しつつ、興味のある領域を発見し、所定のカリキュラム外の考えを見出すことができる。図書館の魔法に気づいた生徒は、生涯にわたる自発的な学習と豊かさへと歩みはじめる。図書館は教室の内外で直面する考え方を吟味し発展させる場であると生徒は学ぶのである。正統性という愚かな毒にたいする最も効果的な特效薬は、幅広い思想や見解に容易にアクセスすることである。そのようなものにさらされることは危険ではない。危険なのはマインドコントロールである。教育委員会による『18歳以下の男性と女性』の禁止は差止められる。

7 サルヴェイル事件

ニューハンプシャー地区合衆国地方裁判所判決（1979年5月）

Rhonda Salvail v. Nashua Board of Education, 469 F. Supp. 1269 (1979)

【事実】

《教材選択指針の制定》 1977年にニューハンプシャー州教育局は州内186の学校区にたいして、教材の選択および苦情審査に関する指針を発表した。これを受けてナシュア教育委員会は暫定的に「教材選択指針」を作成した。

《暫定指針にもとづかない『ミズ』の除去》 『ミズ』(*MS magazine*)は、当時盛り上がりを見せていた女性の地位向上運動をリードしていた雑誌である。教育委員のソマイヤー(Thomaier)は教育委員会の席上において、学校図書館が『ミズ』を貸出していると指摘し、

掲載広告を示した。そして、暫定指針に従うことなく除去する議案を提起した。なおソマイヤーは、シニアハイスクールで生徒が入手可能な資料に関して強い宗教的、愛国的見解を有していた。スティリアノス (Stylianos) もソマイヤーに賛成した。これにたいして、シーア (Sheer)、バーマン (Berman)、議長のオウレット (Ouellette) は、暫定的な指針の遵守を主張し、これに応じて教育長マッセ (Masse) は指針にもとづく審査方法を説明した。ソマイヤーとスティリアノスは反発して即刻の議決を求め、5対3で議案は通過した。このため、『ミズ』の予約購読は中止され、既存の各号は学校図書館から除去された。

ソマイヤーが問題としたのは、バイブレーター、避妊具、レズビアンや呪術に使う道具、ゲイのための用品といった広告であった。また、共産主義の広告やキューバ旅行の勧めの広告も問題となり、雑誌本文についても共産主義のフォーク歌手のレコード入手を勧めていた点に難色を示した。

《 教師と生徒の証言 》 裁判所の事実審理では、次の事実が認定された。

教師と校長の経験のあるスティリアノスは、生徒が学校で入手可能にすべきか否かの審査にあたっては、教室で自分の娘に朗読できるかどうかで決まると述べた。一方、第 11 学年の生徒のサルヴェイルは、彼女の履修するコースにおいて、『ミズ』は社会問題をフェミニズムの観点から論じるのに価値があると証言した。また、性的な事柄は学校で公然と議論されており、彼女のアルバイト先の店ではバイブレーターが売られていると証言した。

英語教師 A.ホステージ (Ann Hostage) は、生徒に『ミズ』で調べる宿題を出していた。また、英語教師ホッジ (Hodge) は『ミズ』から課題を選んで作文を課し、生徒は参考資料の重要性を認識していると述べた。前ナシユア公立図書館員の J.ディオ (Joseph Dionne) は、同誌はわいせつでも、明らかに攻撃的でも、社会秩序に反してもおらず、むしろ参考資料としての価値を感じると述べた。また、『ミズ』が推薦図書に含まれているという事実もあった。コンコード (Concord) ・ハイスクールの J.マクナマラ (Joan McNamara) は、自分の学校の生徒によく使われていると証言した。議決に反対票を投じたオウレット、シーア、バーマンの3人は、暫定指針の遵守を重視して議決に反対したと証言した。

《 提訴 》 市民も多く参加した4月の教育委員会の会議では、『ミズ』審査の手続が守られなかったとして、多くの手紙が寄せられ、議決の賛否について議論がまきおこった。これを受けて、生徒のサルヴェイル、教師のホッジ、住民のコレッタ (Coletta) とバーレル (Burrelle)、卒業生のコーテ (Cote) らが、教育委員会を相手に適正手続違反と修正第1条違反を理由に提訴した。

【判旨】原告は救済を受ける。

●生徒の権利：いったん生徒の利益のための権利が作り出された以上、図書館は教育委員会の社会的、政治的な趣向により左右される場ではなくなる<ミナーシニイ事件>。教育委員会の職務は、合衆国憲法と整合性を持って行使されなければならない<Morgan v. McDonough, 548 F.2d 28 (1st Cir. 1977)>、教育委員会が自発的に図書館を設置したとはい

え、結果として憲法上保護される利益をつくりだしたことになる<チェルシー事件>。

●わいせつ性：原告は『ミズ』がフェミニストの観点からの調べごとに適している点と、わいせつに該当しない点を主張しており、証拠からするとこの主張は認められる。気に食わない言い回しであっても、公の討論から排除することは憲法で禁じられる<Cohen v. California>。たとえある人に俗悪でも、ほかの人には叙情的なことさえある。

●プレジデント事件：被告はプレジデント事件判決を根拠にしている。しかし修正第1条を無視してまで、好まざる図書館の書籍を除去する絶対的権利を教育委員会が有するとまでは、プレジデント事件判決では述べられていない<ミナーシニイ事件>。

●パブリック・フォーラム：言論の自由は、伝えようとする話し手を前提とする。本件のように、話し手が存在するところでは、コミュニケーション、すなわちコミュニケーションの発し手と受け手の双方が、保護されなければならない<Virginia State Board of Pharmacy v. Virginia Citizens Consumer Council, Inc.>。ハイスクールの図書館は発し手（書籍）と受け手（読書をする生徒）を背景としたコミュニケーションで成り立つ「静かな言論のフォーラム」である。コミュニケーションは修正第1条によって保護され、書籍への生徒のアクセスを否定するいかなる場合であっても、憲法の基準を満たさなければならない。学校当局は、規制に仕える重大な政府利益を示す責任を果たさなければ、生徒の情報受領権への制限を正当化することはできない。ただし、この責任はいわゆるパブリック・フォーラムの場合よりも明らかに緩やかである。なぜなら、生徒の修正第1条の権利は、学校環境における特別な行政上の必要性のために、若干の制限を受けるからである。そうであるとしても、図書館から書籍を除去する決定は「教育的」配慮、陳腐化、建物構造上の必要性にもとづかなければならない。このような客観的な基準を設けることで、教育委員の政治的、社会的な趣向で書籍が除去される危険性を最小にできる。

●教育委員の動機：皮肉にも、何人かの教育委員による『ミズ』の本文や広告への嫌悪は、図書館に存在する類似の雑誌にあきらかに及んでいない。恣意的な排除にいたらせたのは、『ミズ』の性的な調子よりも、むしろ「政治的」内容である。このようなことを基礎に出版物を排除するのは、憲法上許されない。

●教育委員会の行い：教育委員会が『ミズ』の全巻を審査して、2冊を図書館に戻したのは、こじつけにして、利己的である。チェルシー事件では、教育委員会は問題となった書籍を読みもしないで禁止した。時代遅れだとか書庫スペースが十分でないといった事情は存在しなかった。『ミズ』は、シニアハイスクールの学生にとって、あきらかに参考資料としての価値がある。

●教育目的：低俗な文章を授業で使用了ことが問題となったキーフ事件判決<Keefe v. Geanakos, 418 F.2d 359 (1st Cir. 1969)>は次のように述べている。「ここでは、教師が教育的な目的を示しているか否かが問題となる。すなわち汚い言葉が特別な攻撃のために使われたのか、ハイスクールの上級生に、立っていられないほどの衝撃を与えたのかということである。そうではなく、汚い言葉の露出から生徒を保護することが目的であるなら、生徒たち

の将来を案じる。たとえ、親の感情を害したことに応じた善意の行動〔担当教師の解雇〕であったとしても、ここでは意味がない。親の意向を伺うことに熱心なあまり、適切な教育とは何かについての考慮が置き忘れられている」。

●他所での入手可能性：生徒は学校外で自由に『ミズ』を買うことができ、公立図書館で読むこともできるという被告の主張は認められない。「表現の抑制は、他の時、所、状況でそうした表現が可能だからとの理由で、正当化されることはない」＜ミナーシニ事件＞。

●結論：図書館は「思想の自由市場における強力な資源」で、特に、「思想の普及」に献身する「静かな言論のフォーラム」である＜ミナーシニ事件＞。「生徒は知らないことを探求しつつ、興味のある領域を発見し、所定のカリキュラム外の考えを見い出すことが（本当に）できる。図書館の魔法に気づいた生徒は、生涯にわたる自発的な学習と豊かさへと歩みはじめる。図書館は教室の内外で直面する考え方を吟味し発展させる場であると生徒は学ぶのである。正統性という愚かな毒にたいする最も効果的な特効薬は、幅広い思想や見解に容易にアクセスすることである。そのようなものにさらされることは危険ではない。危険なのはマインドコントロールである」＜チェルシー事件＞。被告は、『ミズ』誌の除去を実質的に正当化する政府利益を立証できなかった。原告は救済を受ける。

8 ビクネル事件（1）

ヴァーモント地区合衆国地方裁判所判決（1979年8月）

Bicknell v. Vergennes Union High School Board, 475 F. Supp. 615 (D. Vt. 1979)

【事実】

《方針の制定》 ヴァージェンズ・ユニオン・ハイスクールの教育委員会は、図書選択と除去についての方針を定めた。「学校図書館メディアセンター・プログラムのための権利宣言」(School Library Bill of Rights for School Library Media Center Program)と名づけられたこの文書では司書、親、生徒に関する教育委員会の権限と責任を定めている。教育委員会の権限は方針と手続の採択によって、生徒、親、教師、コミュニティにとって最大の利益を追求することにある。一方、司書の権限は教育委員会の方針に沿って、教師と生徒に最大のサービスをするために、メディアを自由に選択し、組織し、運営することである。生徒の権利は読書の権利を自由に行使し、図書館資料へ自由にアクセスすることである。

資料選択の手続と規準を規定したのち、権利宣言ではいくつかの標準的な「図書館資料の選択のための教育委員会指針」を掲げた。この中には、親が特定の書籍の再審査を要求した場合の手続も含まれていた。そのような要求を受け取った場合、司書は親とともに、問題解決のために会議を開催しなければならない。問題となった事項は、教育委員会の多数決によって解決されることになる。

《苦情の申し立て》 この手続が採択された何か月か後に、二つの申し立てが親から教育委員会に寄せられた。申し立てには『狼たちの午後』(Patrick Mann, *Dog Day Afternoon*,

1975)と『ワンダラーズ』(Richard Price, *The Wanderers*, 1972)が含まれていた。親の苦情は、書籍の中の言葉が俗悪で下品でという点にあった。教育委員会は『ワンダラーズ』を図書館から除去し、『狼たちの午後』を校長室の制限書架に置くことを決定したほか、いくつかの有名なフィクションの購入禁止を票決した。そして、好ましいものとして「D.フィッシャー(Dorothy Canfield Fisher)の著作、SF(Science Fiction)、低い語彙力でも高い興味を喚起する書籍」(high interest-low vocabulary)を示し、それ以外の書籍については、教育委員会と協議のうえで学校当局により再審査されなければならないとした。

《提訴》 このため、生徒のグループ、親、図書館職員、読書の権利財団が、書籍の除去の差止めと方針の修正を求めて提訴した。教育委員会はもっぱら「個人的な趣味や価値観」を動機に行動しており、また内部方針と手続に反した点で適正手続に違反していると主張した。さらに除去された書籍への生徒のアクセスを損なっており、修正第1条に違反している。

【判旨】 被告による却下の申し立ては認められる。

●図書館の特質：自由で思想の多様性に富んだアメリカ社会を形成するにあたり、図書館はきわめて重要な機関である。多様な見解および多様な文化への理解を幅広く深める機関で、さらには誇りある民主主義の機関でもある。資料が除去され、その理由が単に個人的な見解にもとづいて内容が不快であるとか、政治的、社会的に不適当だという場合には、図書館の活力と効用はひどく損なわれてしまう。

●プレジデント事件判決への追従：ただし、図書館の方針が憲法に完全に拘束されるものでもない。「全般的に言って、わが国の公教育は、州と地方の当局の統制に委ねられている。裁判所は学校制度の日常的運営から生じ、憲法上の基本的な価値と直接的かつ明確に関連のない対立の解決に介入しないし、介入できない」< *Epperson v. Arkansas* >。確かに図書館の方針と被告の行為は、当裁判所が全面的に賛成できるものではない。しかし、ヴァージェンズ・ユニオン・ハイスクールの生徒の憲法上の権利には、直接的にも明確にも関係していない。プレジデント事件では次のように述べている。「蔵書についてはだれかが決定を下す必要がある。だれが決定をしても反対は生まれる。続いて生じる焚書の叫びは、決してこの学校内の闘争を、修正第1条の問題にまで引き上げることはない。もしこれが現実化すると、司法が学校内の事柄に常に介入するという事態になる。3人、ときには9人の合衆国裁判官が地域の生徒のためにカリキュラム作成や図書選択に介入することは、決して学問の自由を育むことにはならない」。原告はプレジデント事件と本件が異なることを主張したものの、憲法上の意味があるとは思えない。ヴァーモント州ではニューヨーク州と同じように、州法が教育委員会に学校行政についてかなり大きな権限と裁量を与えており、そこには学校図書館資料の受け入れと利用を含む。また、本件とプレジデント事件で生徒の年齢に差はない。さらに、プレジデント事件判決では、書籍の購入と除去に明確な教育的根拠を要求していない。

●プレジデント事件以外の裁判：プレジデント事件判決に追従せずに、独自の判断を展開したミナシニ事件判決とチェルシー事件判決の存在を当裁判所は認識している。これら

の判決によれば、教育委員会は書籍の購入に広い裁量権を持つが、そうした裁量権は、書籍の除去にはあてはまらないという。「ひとたび公立学校に図書館が設置された場合、州は生徒の利益のために、重要な特権を授けたことになる。その時々教育委員会のメンバーが、不愉快であるとか承認しがたいとの理由で蔵書を取捨し、この特権を剥奪するようなことがあってはならない」＜ミナーシニイ事件＞。しかし、たとえこのような憲法上の分析に利点があろうとも、当巡回区が拘束される準則ではない。プレジデント事件では、「この考えは珍奇なもので、いかなる法理論の中にも見出すことはできない」と述べている。

●**情報を受け取る権利**：表現の自由の下で情報を受け取る権利は、単に話し手の権利を反映したものにはすぎない。著者には学校図書館に購入させる権利もなければ、除去させない権利もない。学校図書館を通じてそれらの作品に目を通す生徒の情報受領権が、さらに幅広いはずがない。

●**表現の権利**：生徒の自由な表現の権利を縮小した事実はない。生徒は問題の書籍を書店から購入でき、他の図書館で読むことや、学校に持ち込んで議論することも自由である。たとえ、教育委員会が作品の購入を見送ったり、学校図書館の作品を除去したり、アクセスを制限したりしても、生徒の修正第1条の権利は侵害されたとはいえない。

●**図書館職員の権利**：修正第1条には学問の自由が含まれるものの、司書が学校図書館の蔵書を支配する特別な学問の自由を有するわけではない。図書館のために作品を選択する作業は、方法論（methodological matter）上のものというよりも、むしろカリキュラム上のもので、教育委員会がカリキュラムの実質的な内容に関する幅広い裁量を有する。

9 ビクネル事件（2）

第2巡回区合衆国上訴裁判所判決（1980年10月）

Bicknell v. Vergennes Union High School Board, 638 F.2d 438 (1980)

【ニューマン（Newman）裁判官の多数意見】申し立ての棄却は、確認される。

●**原告の主張**：本日、私たちはピコ事件合衆国上訴裁判所判決を下した。本判決ではピコ判決と同じように、学校図書館から書籍を除去する教育委員会の決定が問題となっている。原告は、教育委員会がもっぱら「個人的な趣味や価値観」を動機に行動したという。そして教育委員会が内部方針と手続に反した点で適正手続違反があり、除去された書籍への生徒のアクセスを損なっているために、修正第1条違反であるという。

●**ピコ事件との比較**：ピコ事件の多数意見では、書籍の除去が思想抑圧の危険を伴うならば、学校社会のメンバーの修正第1条の自由が侵害されると述べている。しかし、当事案では、このような危険が存在したという主張はされなかった。教育委員会のまなざしは、2冊の書籍の低俗で下品な言葉に向けられている。思想のために除去したとか、政治的動機によって書籍に不満があったという兆候はなかった。それどころか、原告さえも、書籍が低俗で下品なために除去された点を認めている。一方、下品な内容や明らかに性的な内容を規制す

る学校当局の権限を逸脱したという主張は行われていない。

●**低俗性の判断**：教育委員会が不適切な言葉を理由に、2冊の書籍を除去する権限を教育委員会が有する点については原告にも異論がない。原告は、低俗とか下品という決定が、もっぱら教育委員会メンバーの個人的な趣味や価値観の場合は、除去の決定は違法であると主張している。しかし、低俗や下品を理由として資料の除去が許されると考えられる限り、教育委員会メンバーが個人的な趣味を基準にしたことは、法的申し立ての理由にならない。

●**手続上の問題**：原告は図書館の手続方針を遵守しなかったと主張している。しかし、たとえ州が手続に従うことを要求していたとしても、合衆国憲法上の適正手続保護の利益までは認められない。俗悪と下品さのため、2冊の書籍が除去されたという点について争いはなく、適正手続の問題はこの事例では生じない。

【マンスフィールド (Mansfield) 裁判官の同意意見】 棄却する。

●**ピコ事件**：多数意見の結果に賛成する。ピコ上訴審で私が反対した点と同じだけでも、ピコ事件と法的に重要な違いがあるとしたニューマン判事の判断には賛成できない。ピコ事件で述べたのと同じ理由で、この裁判も棄却する。

【シフトン (Sifton) 裁判官の反対意見】 原審に差戻して、証拠調べを行うことを要求する。

●**審査基準**：ニューマン裁判官はこの裁判とピコ裁判とを区別している。しかし、学校内でかなり低俗で下品な資料にアクセスする権利は、この裁判でもピコ裁判と同じく存在する。俗悪で下品を攻撃するのではなく、書籍が表明する思想を攻撃するような、不明確であまいな方法や規準により、資料へのアクセスを妨げてはならない。ピコ事件でニューマン裁判官がたくみに述べているように、書籍の有する見解への拒絶感を抱く方向に向けて、学校が市民の力を利用したか否かが重要である。

●**手続上の問題**：この裁判の原告には、教育委員が何を行ったかについて、開示と審理の機会を与えるべきである。原告は、被告が最近になって制定した学校図書館の運営維持のための方針と手続に被告自身が違反していると訴えている。実際に、被告は自らが決定した実質的、客観的な基準と明確な手続に従わなかったし、従ったという形さえも整えなかった。図書選択のための客観的な規準と5段階の手続を無視し、図書の除去に際して相談すべき専門家の助言も得ていない。

●**審理の対象**：申し立ててられた実体的手続的違反の類は、被告の行為を非難することになる。私がピコ判決で述べているように、答弁、開示、裁判に値する。書籍の表明する思想への不賛成ゆえに、教育委員会が2冊の書籍を除去したのか否かを原審で審理すべきだった。原審に差戻して、証拠調べを行うことを要求したい。

10 ザイカン事件

第7巡回区合衆国上訴裁判所判決（1980年8月）

Zykan v. Warsaw Community School Corporation and Warsaw School Board of Trustees, 631 F. 2d 1300 (1980)

【事実】

《6つの訴訟》 本件はインディアナ州ワルソー・ハイスクールにかかわるいくつかの訴訟が併合している。(1)『価値の明確化』(*Values Clarification*)という教科書の破棄と、学校からの排除が命じられた。原告の主張では、排除が、教師、親または生徒との適正な相談なく行われた。また、テキストの文学的価値、および学校における価値を決定する十分な処置を欠いていた。(2)元校長のスミス(Smith)が英語教師ブルナウ(Burnau)にたいして「文学中の女性」というコースでの使用を考えていた一冊の書籍の出版社への返還と、残り三冊の使用禁止を要請した。(3)「不愉快な」資料を指定し、使用禁止にする方針を教育委員会が公表した。また、スミスは長らく使われてきた『学生批評』(*Student Critic*)の部分的削除を教師に要求した。(4)被告は『15歳の遺書：アリスの愛と死の日記』(*Go Ask Alice*, 1971; 邦訳, 平井イサク, 講談社, 1979)を永久に図書館から除去した。

《提訴》 生徒のザイカン(Zykan)らは、ワルソー学校公社(Warsaw Community School Corporation)とワルソー教育委員会を、修正第1条、修正第14条違反で提訴した。

原告の提訴理由は、「単に、書籍の中の特定の言葉が教育委員会の社会的、政治的、道徳的な趣味に反するために感情を害しているだけで、全体として教育的価値が欠乏している書籍ではない」という点にある。また、検閲の決定を処理する「クロフトポリシー」(*Croft Policy*)と呼ばれる正規手続を、被告が無視した点を指摘した。さらに、被告が7つのコースをハイスクールから削減したのは、単に「教え方とコースの内容が、社会的、政治的、道徳的な心情を害したからにすぎない」と主張し、これもまた「クロフトポリシー」に反するとした。最後に、被告が英語教師ブルナウの再雇用を被告が拒否した点を、学問の自由への侵害と主張した。

原告は、ザイカンの知る権利は被告の行為で侵害されており、それは気まぐれで理不尽な、読む権利の侵害であると述べた。そして、きまぐれで恣意的な検閲により被告は直接的に苦しんでおり、ワルソー・スクールでの知識の自由な交換に、萎縮効果を与えていると主張した。

《地方裁判所判決》 第7巡回区に属するインディアナ地区合衆国地方裁判所は棄却の申し立てを許可した。判決は次のように述べている。

この巡回区の先例によれば、学校当局の裁量権行使に憲法上の制約を認めたものは、ほとんど存在しない。学校当局の機能は、可能な限りたくさんの事実と意見から、最も効果的な方法を決定することにある。憲法上の制限はされず、むしろ、どのようなタイプの市民がよい市民かという意見を学校当局が展開するのは正当である。そして、生徒

をよい市民に育成する取り組みの一環として、教科書の選択、図書館の書籍の除去、カリキュラムからのコースの削減を正当に決定できる。したがって、これらの決定が個人の社会的、政治的な道徳の信念にもとづく主張したとしても、学問の自由への侵害は認められない。

【判旨】原審を破棄し、差戻す。

●学問の自由：生徒が、校門を通過することで言論や表現の自由を放棄することはない＜*Tinker v. Des Moines Independent Community School District*＞。修正第1条が保障する「思想の市場」の概念は「学問の自由」により保護されており、イデオロギーの強要から学界が自由であることの重要性は認識されている＜*Healy v. James*, 408 U.S. 169 (1972)＞。学問の自由が憲法上保護されている輪郭は明確ではないものの、大学よりもむしろ、中等学校での議論が盛んである。中等学校の生徒は、憲法上の最近の概念である「聞く自由」(freedom to hear)に限定されるものの、あきらかに教室内でいくらかの自由を持っている＜*Virginia State Board of Pharmacy v. Virginia Citizens Consumer Council, Inc.*＞。

●自由の制限：しかし中等学校では、「学問の自由」の妥当性が二つの要因で制限される。第一に、自由の権利と自由の必要性は、生徒の知的発展の段階によって制限される。思想の市場を完全に活用するための知的技量が、ハイスクールの生徒には不足している。経験と熟慮にもとづいた指示と指導が必要である。第二に、中等学校には幅広い成長を助ける役割がある。それは、コミュニティに生徒が参加するための、基本的な社会的、政治的、道徳的な価値の促進と育成を含む＜*Ambach v. Norwick*, 441 U.S. 68 (1979)＞。その結果、コミュニティは、若い市民のために適当なカリキュラムを選び支持する。これは正当で重要なやむにやまれぬ利益を持つ＜*Palmerv. Board of Education*, 603 F.2d 1271 (7th Cir. 1979)＞。このため、教育委員会は教育事項についての全権力を委ねられた。

●教育委員会の裁量：教育的な生徒指導の必要性が、学問の自由を構成する権利や利益よりも大体において優越する。最高裁判所はこの利益の均衡を認め、「全般的にいて、わが国の公教育は、州と地方の当局の統制に委ねられている。裁判所は学校制度の日常的運営から生じ、憲法上の基本的な価値と直接的かつ明確に関連のない対立の解決に介入しないし、介入できない」とした＜*Epperson v. Arkansas*＞。教育的決定は、必然的に学生が読み聞く内容の選択を伴う。そして中等学校における生徒の成長を促進するという目的を考慮して、教育委員会はコミュニティの基本的な価値を伝達するために、教育内容を形成する裁量を有する。その結果、教育委員個人の社会的、政治的、道徳的な見方にもとづく教育的決定は許される＜*Cary v. Board of Education*, 598 F.2d 535 (10th Cir. 1979)＞。固定的で排他的な教育を学校当局が始めない限り、裁判所が教育的裁量を妨げることを許すべきではない。原告は、自由裁量の濫用を示す十分な事実を証明できていない。

●先例の検討：原告も完全に書籍を利用できなくなったとは主張していない。学校の中でその内容を論議することを禁止したとか、教育委員会の正当性に相反する資料を図書館から

浄化する運動の一部であったとは主張していない。それにもかかわらず、少なくとも3つの法廷は、いったん書籍が学校図書館資料の一部として提供されたならば、学校当局が内容に不服であるからといって、除去してはならないと判決した<ミナーシニ事件合衆国上訴裁判所判決、サルヴェイル事件判決、チェルシー事件判決>。しかし、当裁判所は、特定の書籍が書架の保有権を獲得するという判断を拒否する。すなわちプレジデント事件、ビクネル事件合衆国地方裁判所判決、ピコ事件合衆国地方裁判所判決に同意する。

●**違憲性の有無**：たしかに、図書館は知的好奇心を育成して、利用者の知的なニーズに仕える普遍的な情報資源である<ミナーシニ事件、ビクネル事件合衆国地方裁判所判決>。しかし、そのような感情によって、現実を不明確にすべきではない。学校図書館は、限られた予算で運営される小さな補助的施設である<ビクネル事件合衆国地方裁判所判決>。それらの制限にもかかわらず、多様な全生徒のニーズを満たさなくてはならない。学校図書館はカリキュラムを通して指定される基本的な読書資料を主に提供する。図書館の資料に目が行き届かなかったり、大切な棚のスペースを使い続けることを正当化できなかったりする場合に、管理者が図書除去しないのなら無責任である<プレジデント事件合衆国上訴裁判所判決、ピコ事件合衆国地方裁判所判決>。すべての不快な資料の浄化の一環として、管理者は図書館から書籍を除去できる。生徒が特定の書籍を買ったり読んだり、学校へ持ってきたり、議論したりすることを、学校当局は禁じることはできない。しかし、そのような主張を原告はしていない。単に、個人の社会的、政治的、道徳的な信念にもとづいて除去されたと主張しているだけである。原告にさらなる主張の機会を与える。

11 ピコ事件（1）

ニューヨーク東部地区合衆国地方裁判所判決（1979年8月）

Board of Education v. Pico, 474 F. Supp. 387 (1979)

【事実】

《政治団体による不適図書のリストアップ》 1975年9月に、R.アーレンス（Richard Ahrens）、F.マーティン（Frank Martin）、P.ヒューズ（Patrick Hughes）は、「ニューヨーク親の会」（Parents of New York United: PONYU）主催の会議に参加した。この会は、州の教育にかかわる立法の動向に目を光らせている類の団体で、政治的には保守的な団体である。この会議において、アーレンスの表現によると「不愉快な」（objectionable）図書、マーティンによると「学校生徒には適切でない」図書の一覧を入手した。

《図書検討委員会によるリストの検討》 しばらくして、教育委員会は図書検討委員会を組織した。この図書検討委員会は、アイランドトリーズの親4人と、アイランドトリーズの教職員4名からなり、リストにあがった書籍を読み、教育委員会に図書館に残すべきかどうかを答申することを目的としていた。その際、「教育的適合性」（educational suitability）、「品位」（good taste）、「妥当性」（relevance）、「年齢および学年に応じたふさわしさ」

(appropriateness to age and grade level) に気を配ることになっていた。

7月に図書検討委員会は、教育委員会にたいして最終報告を提出した。リスト中の5点については学校図書館に保持されるべきこと、2点については学校図書館から除去すべきとされた。また、残りの4点のうち、2点は合意にいたらず、1点は未検討、そして残りの1点は親の承諾を得て利用できるようにすべきとされた。

《教育委員会による勧告の拒否》 1か月後、教育委員会は図書検討委員会の勧告を受け入れなかった。1点のみが学校図書館に制限なしで戻されるべきとされ、別の1点については親の承諾を得て利用すべきとされた。残りの9点については、図書館およびカリキュラムでの使用から除去すると決定した。教育委員会は、自ら任命した図書検討委員会の勧告を拒否した理由を示さなかった。

《提訴》 教育委員会の決定にたいして、ピコらは連邦法(42 U. S. C. § 1983)にもとづきニューヨーク東部地区合衆国地方裁判所に訴訟を提起した。学校図書館からの書籍の除去、およびカリキュラムでの使用を禁止する決定は、社会的、道徳的、政治的な好みに反する文言を理由にしたものであり、教育的価値を全体として欠くことが理由とはなっていないとの理由である。そして、教育委員会の行為により、修正第1条の権利が侵害されたと主張し、教育委員会の行為が違憲であると宣言するよう求めた。また、9点の書籍を図書館に戻すとともに、学校のカリキュラムでの使用を妨げないよう、差止め命令の発給を求めた。

【判旨】 被告の略式裁判の求めは許可され、原告が求める事実審理は行わない。

●プレジデント事件：原告が依拠するのは、過去の同種の事件についての合衆国裁判所判決のうち、教育委員会による図書館蔵書の制限または除去の決定を違憲とした案件、すなわちミナーシニ事件合衆国上訴裁判所判決、チェルシー事件判決、サルヴェイル事件判決である。しかし、当裁判所にとっては、教育委員会による図書館蔵書の除去の決定を合憲としたプレジデント事件こそが、本件の判断にとって依るべき先例である。プレジデント事件では、エパソン事件で合衆国最高裁判所は示した「全般的にいて、わが国の公教育は、州と地方の当局の統制に委ねられている。裁判所は学校制度の日常的運営から生じ、憲法上の基本的な価値と直接的かつ明確に関連のない対立の解決に介入しないし、介入できない」との立場に立っている。そしてプレジデント事件判決は、憲法上の価値との衝突がないとの理由で教育委員会による決定を合憲にした。

●争点：本件において、論争の核心は、公教育における教育委員会の憲法上の役割にある。ニューヨーク州において、公立学校の管理は地元で選挙された機関に委ねられている。そして、公教育の主な機能は、コミュニティの基本的価値の伝達のために教え込む(indoctrinative)ことである。本件では、アイランドトリーズ教育委員会による評価の是非は争点ではない。また、かりに図書が俗悪で不健全であったとしても、その悪影響から生徒を守るために、図書を除去して図書館を清潔にすることが賢明な教育的決定か否かも争点ではない。これらの争点は、学区の有権者によるか、または適切な行政的請願にもとづいて、

州教育長官により決定されるべきである。

教育委員はコミュニティによって選ばれた。その教育委員が、書籍をコミュニティの基本的な価値に相反すると認めて除去することを、果たして修正第1条が禁じているか否かが争点となる。プレジデント事件判決では、当初の選択で不適当にも選ばれた書籍は、「当初の選択権を持つ教育委員会が、同じ権限で」除去できるとした。この判例は本件を拘束している。また、たとえ当裁判所がこの判例に拘束されないとしても、結論は同じであろう。

●**選択と除去の区別**：原告が依存するミナーシニイ事件などの三つの判例の場合、図書の選択と除去を区別しようとしている。しかし、このような区別はなんらの憲法上の原則にも立脚していないし、また実務に役立たない。学校図書館の維持は、継続して行われる一連の作用である。そこでは教育公務員が経費、書架スペース、教育上の必要性、生徒の要求、教職員の関心事を総合的に判断して、定期的に図書を加えたり除去したりする。その際は、財源および書架スペースを勘案しつつ図書の内容こそが第一義的な選択規準となる。もし教育委員会による除去を裁判所が認めないのなら、たとえ教育委員会が不適当な内容と決定しても、財源がある限り生徒の求めに応じて書籍を購入する義務が生じてしまう。裁判所は学校図書館にあるべき図書の決定になじまない。そうした決定に適当な機関は教育委員会である。

●**宗教問題と情報へのアクセス**：本件における教育委員会の決定には、自由礼拝などの宗教問題が含まれていない。また何らかの理論や教義を教えることが禁じられてもいない。さらに、教室内の討論に課された制約もないし、また教師や司書のいずれにも処罰が加えられてはいない。なおかつ、生徒の沈黙の権利または自由な討論の権利が何ら否定されていないし、教室や学校内での討論が直接的に禁止されてもいない。教育委員会は、本質的に俗悪と信じた一定の図書についてのみ利用を制限した。除去は誤った教育哲学を反映しているかもしれないが、修正第1条の権利にたいして直接的かつ明確な侵害を引き起こしてはいない。

12 ピコ事件（2）

第2巡回区合衆国上訴裁判所判決（1980年8月）

Board of Education v. Pico, 638 F.2d 404 (1980)

【シフトン裁判官の多数意見】事実審へ差戻す。

●**学校当局の権限**：われわれは「若者の福祉」を考慮して、政府に子どもの世話を委ねる。さらに、すべての初等中等教育の主要機能は教えることであり、わが国での公教育は国と地方の管理に身を委ねられる。以前に当法廷がプレジデント事件で示したように、真に国が危険にさらされない限り、学校図書館の書籍の選択と除去を含む学校当局の個々の決定を、法廷に持ち込むことはできない。教育当局が図書館から書籍を除去したという主張は、そのままでは明白な修正第1条違反とはならない。そのような活動は「学校制度の日常的運営」の部分となし、「憲法上の基本的な価値と直接的かつ明確に関連」しない。

●**方針の執行**：しかし、被告の学校当局は、きわめて不規則で、恣意的で、自由気ままな

方法を用いた。すなわち学区の子どもたちの教育と福祉からかけ離れた読者、政治的見解を背景とした匿名の読者により選択されたりリストの使用である。さらに、除去騒動をひきおこすような振る舞いである。多数派の意思によって形成されたと印象づけているものの、一貫性のない自由気ままな手続は、教師、司書、生徒にとってはいいかげんなものにすぎない。告知と防御の機会、教育コミュニティの関心の出番はほとんどなかった。学校の中の言論に関する方針を不規則、不公平、恣意的に執行することは、内容自体が修正第1条に違反するのと同じくらい恐ろしい。

●**除去の動機**：被告の道徳的、政治的信条を基礎として除去の決定がなされたという証拠は、手続と実体の両者に現れている。学校図書館から書籍を除去した本当の動機は、学区の子ども福祉と教育に向けられてはいなかった。被告は、動機が修正第1条に適合した方法であったと証明していない。さらに、たとえやむをえない被告の行為であったとしても、原告は提示された正当化が単なる口実であることを見つけ出す機会を不当に奪われた。被告の動機を審理するために、事実審に差戻すべきである。

【ニューマン裁判官の同意意見】事実審へ差戻す。

●**思想の抑圧**：一般的に学校当局は、図書館の管理方法の決定、書籍の選択や除去をまかされている。しかし、思想を抑圧するための行為であるならば、学校当局の権限は修正第1条を逸脱する。生徒は思想の抑圧を敏感に感じ取る。書籍があらわす思想は受け入れがたく、誤っており、議論や考えることさえも禁じるというメッセージを、生徒や教師に公式に示すことになる。この萎縮効果はあまりに明瞭である。もっぱら思想を理由とした書籍除去の象徴的な効果は、アクセス制限により生ずる結果よりも重要である。図書館外で利用できる事実は重要ではない。むしろ公衆の力を利用した点に着目すべきである。学校図書館からの書籍除去は、焚書よりも攻撃的ではないものの、弾圧という重要な脅威を引き起こす。

●**憲法上の警戒**：教育は、社会的責任の準備を生徒にさせるという重要な役割を演ずる。もし学校が生徒の自立的な思考を抑圧するならば、この役割への脅威となろう。さらに、政治問題は感情が自然に高まる領域である。そして、州当局にとって自らの見解を強いる誘惑はあまりにも大きい。これを確実に避けるためにも、憲法上の特別な警戒が必要である。

●**プレジデント事件の評価**：当法廷が過去に下したプレジデント事件判決は、書籍の除去が修正第1条に違反しないと考えた。プレジデント事件の場合、修正第1条違反が極めて軽微であり、性的内容を理由に除去された。除去の政治的な動機は供述されず、証明もされなかった。特定の政治的な思想を抑圧する効果を持っていたならば、修正第1条違反を認めただろう。

●**不選択と除去のちがい**：並外れた注目を集めている書籍の入手を特に禁じた場面でない限り、不選択は、取得されなかった無数の書籍の1冊にすぎない。他方、除去は非難のために書籍を選び出す。それに不選択と較べて、除去は許されざる政治的動機が存在を示唆する。不選択には図書館資源の限界といった多くの理由がある。しかし書籍が選択され配架された

ならば、書架に余裕のある図書館の場合、除去の正当な理由はほとんどない。このように、除去は、思想抑圧の危険性の存否を決定するに際して証拠上の重要性を持つ。原審の略式判決を差戻し、事実審を行うべきである。

【マンスフィールド裁判官の反対意見】原審の決定を支持する。

●決定者：図書館蔵書に関しては、権限を授けられた一部の人または組織体が決定をしなければならない。たとえ、どのような書籍を、いかなる学校の部門が選択したとしても、他の人やグループは意見を異にするだろう。しかし、ほとんどの場合、合衆国裁判所は学校当局の決定に口出しすることをやめなければならない。たとえ裁判官の見解のほう賢明であったとしても、教育委員会は生徒の福祉や教育に関連する合理的で具体的な根拠にもとづいて議決するのであり、そのほうが適正、誠実である。

●思想の抑圧の有無：教育委員会は、特定の社会的、政治的な見解を教え込もうとしていない。思想の自由な交換は、抑圧されなかった。原告と被告はともに教師と生徒が教室や学校内で除去された書籍のテーマや思想について自由に議論できると認めている。生徒は学校の外で書籍を購入できるし、公立図書館から借りてもよい。書籍についての議論、そこに含まれる問題、それが支持する思想について、教育委員会は禁じていない。本事件とブレジデンツ事件では、法的に重要な違いはない。

●選択と除去：教育委員会が学校図書館の書籍選択権を有するのであれば、同じく除去の権限も有するはずである。選択の際に失敗があったと教育委員会が合理的に結論づけるならば、書籍を除去してもよい。また、教育的目的に不適と合理的に見い出されるならば、除去する権限は学校当局の監督機能に含まれる。この行為は全生徒の修正第1条の権利を少しも侵害しない。したがって原審の決定を支持する。

13 ピコ事件（3）

合衆国最高裁判所判決（1982年6月）

Board of Education v. Pico, 457 U.S. 853 (1982)

【ブレナン（Brennan）裁判官の相対多数意見】事案を事実審に差戻す。

●教育委員会の裁量と修正第1条：裁判所は学校制度の日常的運営から生じ、憲法上の基本的な価値と直接的かつ明確に関連のない対立の解決に介入しないし、介入できない。しかし、図書除去については、直接的かつ明確に関連しているかもしれない。

●思想を受ける権利：思想を受ける権利は、思想を送る権利に不可避免的に伴い、さらに、受け手自身にとっても自らの表現の権利を行使する際に不可欠なものである。生徒にとって思想を受ける権利は、多元的で論争的な成人社会に能動的かつ効果的に参加するための準備となる。

●学校図書館の特徴：学校図書館は公立図書館に劣らず「静寂で知識に満ちた気品ある場」

である。学校図書館は、生徒が調べ、学び、評価を加え、新たな発達と知識を自由に得るのにふさわしい場である。生徒は未知のものを探り、カリキュラムでは扱われていない関心分野や思想を発見することができる。また、教室の内外で自分に示された考えを試し発展させる場であることも学ぶ。

●教育委員会の裁量：被告は学校の教え込む任務を強調し、完全な自由裁量を主張する。しかし、本件の学校図書館では、生徒の利用と書籍の選択は完全に自発的である。すなわち、自由意思による自己学習の機会と個人的に豊かになる機会を生徒に提供している。教育委員会のカリキュラムに関する自由裁量を、そのまま学校図書館や自発的な探求のしぐみにまで広げることは見当違いである。教育委員会は学校図書館の内容を決定する自由裁量を有しているものの、この裁量を偏狭に特定の党派に偏る仕方、あるいは政治的な仕方（narrowly partisan or political manner）で行使してはならない。憲法は官憲による思想の抑圧を許さない。

●除去の動機：もし、賛成できない思想への生徒のアクセスを否定する意図を持っており、かつこの意図が教育委員会の裁決にとって決定的要素である場合、教育委員会は憲法に反して自由裁量権を行使している。公の決定がこのような意図により支配されることを容認するのは、まさに一種の官製の正統性の奨励であり、過去の判例ではっきりと非難されている。その反面、俗悪さや教育的適合性といった動機づけが教育委員会の裁決にとって決定的なものであるなら、官憲による思想抑圧の脅威をもたらさない。

●図書の選択と除去：本判決は図書を選択する教育委員会の自由裁量権には影響を及ぼさない。思想の抑圧を扱っているのであり、もっぱら図書を除去する自由裁量権に影響を及ぼす。

●教育委員会の動機：教育委員会の手続は非常に変則的でその場限りのものであった。除去の決定は、図書の思想に異議があること、または自らの政治的な正統性を生徒に押しつけないという願望にもとづいていた。これが決定的な理由であった可能性を、証拠は示唆している。重要な事実について明らかにされなければならない、事案を事実審に差戻す。

【ブラックマン（Blackmun）裁判官の同意意見】相対多数意見の結論に同意する。

●修正第1条の権利の性質：相対多数意見が要求する教育委員会の動機の立証は、実際には適用範囲が狭い原則である。図書が不快な言葉づかいを含んでいたり、生徒の年齢にふさわしくなかったり、唱導する思想が公共の福祉にとって明らかに有害であるという理由の場合、修正第1条は図書の入手を教育委員会が拒むことを許すであろう。

【ホワイ（White）裁判官の同意意見】相対多数意見の結論に同意する。

●争点の不在：相対多数意見は、教育委員会の自由裁量権にたいする修正第1条の制約の範囲にまで無理に踏み込んでいる。この段階でそうする必要性はない。

【バーガー（Burger）裁判官の反対意見】相対多数意見の結論に反対する。

●思想を受ける権利：本件では生徒にいかなる種類の制約も加えられていない。問題の図

書を読み、議論することは自由で、自己を表現する能力に何ら直接的な外部からの制約はない。にもかかわらず、相対多数意見は図書館蔵書に含まれる思想にアクセスするという新しい修正第1条の権利を認めている。政府機関に一定の図書への継続的アクセスを提供させる権利は、過去の判例から導かれない。

●**教育委員の投票**：投票で選ばれた教育委員会がコミュニティの意見を代表する。誤りを犯すかもしれないものの、そのときは有権者が投票によって放逐できる。相対多数意見のいうような権限を、裁判所のものとすべきではない。

●**政治性の判断**：相対多数意見の基準はあいまいで、何が政治的かについて不明である。結局、当該図書についての裁判官の評価に左右される。しかし、この裁量を行行使するにふさわしいのは、地元の投票で選ばれた教育委員会であり裁判官ではない。

●**教育委員の抑制**：相対多数意見は、教育委員会は選挙民を反映しており、図書の選択と除去に恣意的な自由裁量権を行行使えないことを看過している。

【パウエル（Powell）裁判官の反対意見】相対多数意見の結論に反対する。

●**1冊の図書の教育上の価値をどうみるかは高度に主観的なもので、裁判官が適任であることはめったになく、裁判官は学区の親および住民にたいして敏感に反応する立場にない。**さらに相対多数意見のいう思想を受ける権利は先例がなく、意味のない一般法則化である。また、相対多数意見の提示する基準は主観的な手引きにすぎず、基準のない基準である。

【レンクィスト（Rehnquist）裁判官の反対意見】相対多数意見の結論に反対する。

●**情報にアクセスする権利**：合衆国最高裁判所は、抽象的な争点や仮説にもとづいた争点、および時機の未だ到来しない憲法上の争点について判断しない。このような慣行に相対多数意見は反する。また、教育委員は支配者ではなく、社会的価値や知識を教え込む教育者として、個人の政治的、道徳的見解に立脚して教育上の決定を行える。さらに、生徒の思想を受ける権利を、過去の判例で認めたものはない。除去された図書を書店や公立図書館で生徒が入手できる以上、情報を受ける権利が妨害されたとはいえない。もし、生徒が教育と無関係な情報にアクセスする権利を有するならば、教え込むという教育の本質と相容れない。また、学校図書館は自由奔放な探求の場である大学図書館と異なり、教え込むことを補足する場所である。図書の選択と除去はいずれも同じ影響力でアクセスを拒絶しており、相対多数意見のいう取得と除去の区別は意味がない。

【オコーナー（O'Connor）裁判官の反対意見】相対多数意見の結論に反対する。

●**教育者としての役割**：相対多数意見は行政機関の教育者としての特別な役割を見落としており、バーガー裁判官の反対意見を採用する。

14 シェック事件

メイン地区合衆国地方裁判所判決（1982年1月）

Michael Sheck v. Baileyville School Committee, 530 F. Supp. 679 (1982)

【事実】

《『365日』》 R.グレッサー (Ronald J. Glasserr) 著の『365日』(365 Days, 1971) は、ヴェトナム戦争時のアメリカ人兵士による記事を編集したノンフィクションである。1971年にメイン州のウッドランド (Woodland) ハイスクールの図書館に配架された。『365日』はベイリービル教育委員会が1981年4月28日に除去するまでの10年間で、32回の貸出しが行われた。

《苦情の申し立て》 最後に借り出したのは、M.ディヴンポート (Mary Davenport) 夫人の15歳の娘である。娘が図書館から借りた書籍に、好ましくない言葉が含まれていると友人から伝え聞いたディヴンポート夫人は、夫とともに娘から『365日』をただちに取り上げた。そして4月23日に、教育委員会委員長のT.ゴールデン (Thomas Golden) に好ましくない言葉の一部を示し、図書館からの除去を要求した。また、司書と教育長R.フリーヴ (Raymond Freve) にも苦情を伝えた。フリーヴは第8章をコピーし、申し立てが4月28日の教育委員会の会議で審査される旨を、ディヴンポート夫妻に伝えた。

《除去の決定》 4月28日の教育委員会の会議の席上、ディヴンポート夫妻は『365日』の禁止を主張した。教育長のフリーヴは、委員に本文と第8章の表題のコピーを指し示し、他の章よりも好ましくない言葉や文章が顕著であると指摘した。また、フリーヴは司書から手に入れた書評がいずれも好評なことを、書評の抜粋によって示した。ただし、司書は教育委員会に招かれたものの、出席を見合わせている。教育委員会はしばらく書籍と書評について議論したうえで、『365日』の除去を5対0の投票で決定した。この会議に参加した校長、ディヴンポート、教育長、教育委員らは、誰も『365日』を読んではいなかった。

《生徒による除去への抗議》 ところで、最上級生のM.シェックは以前にこの書籍を読んだことがあり、除去に強く反発した。そして4月28日の会議のしばらく後、抗議の表明と、生徒の議論の喚起とを目的に、『365日』を学校に持参した。校長は、校内でこの書籍を見つけたときには直ちに没収する旨をシェックに伝えた。校長と教育長の証言によれば、教育委員会による禁止はスクールバスを含む校内全体に及ぶ。

5月5日の教育委員会において、シェックと友人は除去への反対意見を述べた。しかし、教育委員会はなんらの動きもみせず、除去はひきつづき実施されていた。

《生徒会の要求》 5月14日に、ウッドランド・ハイスクールの生徒会が、書籍を図書館に戻すよう教育委員会に正式に要求した。さらに、生徒会は5月19日に『365日』を親の反対がない限り生徒のアクセスが可能な制限書架に置くことを提案した。しかし、本訴の被告である3人の委員ゴールデン (Golden)、マクフィー (McPhee)、ニール (Neale) が反対したことにより、この提案は通過しなかった。6月17日に教育委員会は『365日』を、苦情申し立てを受けた資料に関する方針の立案と採択がなされるまでの間、制限書架におくことを3対2で採決した。このため親の許可があれば生徒が書籍を利用できるようになった。

《方針の採択》 夏休み中に教育委員会は、「ベイリービル学校局、苦情申し立て資料に関する方針」(Baileyville School Department Challenged Material Policy) を立案し、8月

17日に全員一致で採択した。そして、まもなく『365日』をこの方針に付託する提案がなされた。しかし、この提案はマクフィー、ゴールデン、ニールの反対により2対3で却下された。フリーヴも却下を支持した。なぜなら、教育委員会が以前に『365日』を禁じたことが、方針にしたがって再審査する7人の審査委員に強いストレスを与えるだろうと考えたからである。被告のゴールデンは、教育委員会がすでに書籍を禁ずる決定をなしており、したがって、「再審査」は無意味であると素直に述べている。

結局、4月28日に採択された禁止決議は8月17日に復活し、『365日』は再び完全に除去された。

《提訴》 シェックをはじめとする生徒と生徒の親が、教育委員会にたいして宣言的判決と差止めによる救済を求めて提訴した。

【判旨】原告の主張を認める。

●証明責任：表現の自由とアクセスの自由が修正第1条の権利として主張されている。原告は、修正第1条の基本的権利が直接かつ明確に関係していること＜*Epperson v. Arkansas*＞、および、十分な州の利益の存在、そして、修正第1条の権利が不必要に削減されていないことを証明しなければならない。

●情報を受け取る権利：書籍の禁止は読者の表現を伝える権利を直接制限せず、むしろ制限するのは、情報と思想を受け取る権利である。この権利は表現を意味あるものにするためには欠くことができない。とはいえ、情報を受け取る権利はさまざまな場面でつかわれており、発展途上の段階にある。過去に裁判所は、知識と思想の自由な普及を育成することの民主主義社会における重要性を強調することで、情報を受け取る権利を承認している。話し手と受け手とが現実に対面している必要はない＜*Virginia State Board of Pharmacy v. Virginia Citizens Consumer Council, Inc.*＞。

●図書館の性質：公立学校は、若者が社会性や個の実現を訓練し発展させる最も重要な公共資源である。アメリカ人は教育と、知識の獲得を常に重視してきた＜*Meyer v. Nebraska*, 262 U.S. 390 (1923)＞。中等学校の図書館は「静かな言論のフォーラム」＜ミナーシニ事件＞で、「思想の倉庫」＜チェルシー事件＞である。十分な発達と理解へ向けて、学び、評価するためには、生徒と教師に、自由な調査が常に不可欠で、さもないと、私たち市民は、停滞して死んでしまう＜*Sweezy v. New Hampshire*, 354 U.S. 234 (1957)＞。公立学校は重要な思想の市場であり、修正第1条の権利は、中等学校の生徒を含む市場のすべての人に与えられなければならない＜チェルシー事件＞。

●思想統制：わいせつから市民をまもる州政府の責任は重い。もっとも、わいせつ性を認定する場合にさえ、「真面目な文学的、宗教的、政治的、科学的価値を欠く」ことと「好色的興味に訴えるものである」ことが要求される＜*Miller v. California*, 413 U.S. 15 (1973)＞。同時にそれは程度の問題である。たとえ書籍を禁止する州の行為がいかに異常で危険であると思われようとも、内容の社会的価値が州により十分に賞賛され、敵対視されないものであれ

ば、修正第1条の基本的権利に直接かつ明確に関係しているとまではいえない。なぜなら、書籍の禁止には、思想統制の意図が認められないからである。つまり、概念や感情の社会的価値は、言葉づかいへの恣意的な規制の犠牲にはならない。みかけ上、言葉づかいを規制対象としていても、言葉が思想を伝える限り、合衆国裁判所は禁書に修正第1条の警戒を怠れない。規定への配慮が不十分ならば、ひたすら羽毛だけを手がかりに群を追っている狐に対して、群の在りかをほのめかすようなものだ[攻撃しようとしている者に格好な標的を与えるようなものだ]。

●親の権利：直接的、あるいは明確に修正第1条に関連するとしても、それだけでは終わらない。資料を生徒に触れさせたときの効果を裁判所が斟酌する際には、親と学校当局へかなりの敬意を払わなければならない。親は、子どもの教育をコントロールする権利を放棄しない<*Meyer v. Nebraska*, 262 U.S. 390 (1923)>。

学校図書館は課外活動の場である。情報や思想の伝達を制限する学校当局の権限は、親の要求に由来する。このことについて原告と被告はともに配慮が足りない。州は、微妙なテーマについては親の知恵にまかせることもできる。課外授業で子どもに何を読ませるかという基準を作成するという親の役割を、裁判所がなすことを裁判所は忌避してきた<*Keefe v. Geanakos*, 418 F.2d 359 (1st Cir. 1969)>。

●修正第14条：修正第14条により要求される手続的適正は、州のすべての機関に適用され、教育委員会は除外されない。情報と思想の自由な流れにたいする恣意的な干渉を憲法は嫌う。公務員は、言論を検閲する過度に広範な裁量を行使できない<*Smith v. Goguen*, 415 U.S. 566 (1974)>。正当な言論行為の萎縮を避けるために、言論の自由への政府の規制は、合理的かつ明確な基準にもとづかなければならない。修正第14条が命じるのは、政府は、自身のルールと規制を守らなければならないということである。制定された手続は恣意的な行為を遮断するために重要である。最高裁判所は、資料を読むことを妨げる場合には十分な手続が必要であると考えている<*Bantam Books v. Sullivan*, 372 U.S. 58 (1963)>。図書館の書籍の除去事例でこの手続的基準の緩和は正当化されない。

●過度の広範性：教育委員会の行為が合法かどうかは、『365日』の有害性を合理的に決定したかどうかにかかっている。2人の委員は、『365日』が生徒の使用に不適切だと思ったと証言しているものの、すべての生徒にそのような言葉が有害であると思った委員がいた証拠はない。生徒の年齢または発達を考慮せずに、すべての学生が傷つけられるとする推測は許されない。教育委員会の個々のメンバーの主観にもとづいて『365日』を酌量したように思える。狭く特定すべき憲法上の義務を満たしておらず、禁止が不必要に広範である。反対すべき言葉だけでなく、書籍全体が禁止された。禁止は未熟な生徒だけでなく成熟した生徒にも適用される。禁止は学内での、書籍の平穏な占有をも禁じている。

●公共の利益：全般的にいて、わが国の公教育は、州と地方の当局の統制に委ねられている。裁判所は学校制度の日常的運営から生じ、憲法上の基本的な価値と直接的かつ明確に関連のない対立の解決に介入しないし、介入できない<*Epperson v. Arkansas*>。他方、憲

法上の自由を絶えず警戒を怠らずに保護することについては、アメリカの学校社会よりも重要な場所は存在しないと、最高裁判所は述べている<Shelton v. Tucker>。教室の上に正統性の幕を加える法律を大目に見ることはできない<Keyishian v. Board of Regents, 385 U.S. 589 (1967)>。子どもたちを育てる伝統的な親の権利は、多数決主義的な権利と利益よりも優越する。

15 キャンベル事件（１）

ルイジアナ東部地区合衆国地方裁判所決定（1993年10月）

Joseph Delcarpio v. St. Tammany Parish School Board (1993)

【事実】

《ブードゥー教》 J.ハスキンス (Jim Haskins) の『ブードゥー&フードゥー』 (*Voodoo & Hoodoo*, 1978) は俗に黒魔術とよばれるまじないで有名なブードゥー教について書かれた書籍である。アフリカの部族宗教の発展を描くとともに、ルイジアナ州を含むアフリカ系アメリカ人社会への伝播を述べている。全部で218ページからなり、このうち97ページは、ブードゥー教で一般的な「呪文」または礼拝の記述で占められ、民間伝承と宗教的礼拝の知識が盛り込まれている。

《家の中での発見》 1992年初頭に、K.ボンズ (Kathy Bonds) 夫人は、クリアウッド (Clearwood) ジュニアハイスクール図書館の印が押してある『ブードゥー&フードゥー』が家の中にあるのを発見した。第7学年に属する13歳の娘のターシャ (Tasha) が隠したものであった。ボンズ夫人は内容に反感を覚え、学校の教頭に電話して学校図書館への配架に抗議した。さらに、ルイジアナ・キリスト教連合のメンバーである友人に連絡し、書籍を手渡した。

《正式な苦情提出》 教育委員会は図書館資料が苦情を受けた場合の方針と処理手続を有していた。このため、この手続に従って、ボンズ夫人は校長に正式な苦情を提出した。苦情の要点は、子どもたちが「超自然現象に夢中」になって、書籍に記述されている「呪文」の実行を企てるであろうと思われる点にあった。そして、彼女はそれが潜在的に危険だと思っていた。

《指定参考資料書架に置く決定》 書籍と苦情を最初に審査したのは「校内再審査委員会」 (School-Level Committee for Reconsideration) である。校内委員会は、『ブードゥー&フードゥー』を指定参考資料書架 (reserve reference stacks) に置くことを全員一致で決定した。指定参考資料書架の書籍は親の書面による許可を有する第8学年の生徒のみが使える。つまり、校内委員会は教育上の観点に立ち、完全に不適切とまではいえないことを認めた。そもそも『ブードゥー&フードゥー』が選択されたのが、第8学年の社会科に補足的な情報や説明を提供するためであったからである。

《上級の委員会による審査》 その後、パリッシュ (行政の単位) をまたぐ上級の委員会

に審査はうつった。書籍の審査とボンズの苦情の審査を行ったのは、セント・タマニー公立学校の教育長により任命されたT.バンクストン (Terry Bankston) である。

この上級の委員会は、校内委員会を支持した。双方の委員会がともに報告書で指摘したのは、書籍が必読書ではない点であった。ただし委員のひとりR.ウォマック (Robert Womack) は反対したため、報告書に、少数意見を付した。

《 嘆願書と告発状の束 》 この問題は6月11日の教育委員会で議論された。ルイジアナ・キリスト教連合スライデル (Slidell) 支部長のE.スプリンガー (Evodna Springer) は、委員会での発言を求め、許可された。ルイジアナ・キリスト教連合によって集められた1,600人の署名を提示し、公立学校図書館からの『ブードゥー&フードゥー』の除去を訴えた。そして、連合により用意された告発状の束を示した。

《 除去へ向けた流れ 》 投票を前に、指導主任のJ.ポール (June Paul) は、上級委員会が校内審査委員会の決定を承認した旨を報告した。また、教育長のバンクストンが賛成し、ウォマックが反対したことも述べた。このときウォマックはポールにたいして書籍への感想を尋ねた。これを受けてポールは、魔法をかける材料には物的価値がなく、「聖書への同意」を望むと述べた。そこで、ウォマックは『ブードゥー&フードゥー』をセント・タマニーの公立学校のすべての図書館からの除去を提案した。アレン (Allen) も、この提案への支持を表明した。

バイセンヘルツ (Beisenherz) は書籍の公立図書館への寄付を代わりに提案したものの、投票の結果7対7で却下された。いくらかの議論の後、セント・タマニーの教育委員15人のうち、ひとりの欠席を除いた12対2で、『ブードゥー&フードゥー』をすべての公立学校図書館から除去することを決定した。

《 提訴 》 生徒の親が教育委員会を相手に提訴した。その理由となったのは、合衆国憲法修正第1条で定める、言論の自由の侵害および宗教確立条項への違反である。また、同内容を定めるルイジアナ憲法第1条7節および8節違反も理由となった。

【判旨】 事実上の争点が存在し、原告の略式裁判の要求は却下される。

●証拠の不足：ピコ事件合衆国最高裁判所判決で争われたのは、学校図書館からの9冊の書籍除去であった。相対多数意見が禁じたのは、教育委員会が単に、書籍に含まれる思想を嫌うか、「政治、国民精神、宗教またはその他の意見の分かれる問題で何が正統であるかを指図」するやりかたでの除去である。そして、教育委員会が賛成できない思想への生徒のアクセスを否定する意図を持っているか、また、この意図が教育委員会の裁決にとって決定的要素であるかという点の尋問が要求される。これらにより裁量権行使の合憲性が決せられる。教育委員会において除去に賛成票を投じた者の動機や意図は、証拠からは明らかではないため、本件では事実に関する争点が存在し、取調べが必要となる。

ルイジアナ東部地区合衆国地方裁判所判決（1994 年 10 月）

Joseph Delcarpio v. St. Tammany Parish School Board, 865 F. Supp. 350 (1994)

【判旨】原告の略式裁判の要求は許可される。

●**除去は教育カリキュラム上の決定であったか：**教育委員会はカリキュラム上の決定を行う際に、幅広い裁量を有する。『ブードゥー&フードゥー』は第 8 学年の社会科の参考図書として当初選択されたのであるから、その除去も教育カリキュラム上の決定であると教育委員会は主張している。しかし、必読書ではなく、生徒が任意的に参照するためのものであった。たとえカリキュラムで使われたとしても、図書館のすべての書籍がカリキュラムの一部を構成するわけではない。除去に賛成した教育委員にカリキュラムに関連する動機が存在した証拠はなく、除去が教育カリキュラム上の決定であったとは認められない。

●**不賛成な思想の排除：**『ブードゥー&フードゥー』への最初の苦情と、組織化されたコミュニティの反対は、この書籍が迷信、オカルト、そしてブードゥー教宗教の礼拝を促進する点にもとづいていた。思想が、宗教的な理由、またはコミュニティの価値と慣習に反するとされたのである。そして、除去に賛成した 12 人のうちの 4 人の教育委員は、自分たちの価値観や道徳概念、宗教的な信念にふさわしくない思想へのアクセスを否定しており、許されざる意図に動機づけられている。

●**危険性の有無：**残りの 8 人についておおよそ共通しているのは、書籍の中の思想の危険性を認めている点である。善悪の区別のつかない幼い生徒が、まじないやブードゥー教の礼拝を実践することから、生徒の安全を確保することが除去の目的であった。しかし、教育委員会の規制は幼い生徒に限定されず、すべての生徒に及んでおり、また、6 人の委員は書籍全体を読んでもいなかった。図書館から借りた生徒が実践を試みた証拠もない。憲法上保護された言論から、危険な思想とそうでない思想を区別することもできない。

●**低俗性：**教育委員会は、書籍全体に低俗がいきわたっており、これを理由に除去することは憲法上許されると主張する。しかし、全 218 ページの中で 15 ないし 20 ページに、教育委員会が排除すべきとする呪文が含まれているにすぎない。また、呪文の中には、精液、月経の血、陰毛、尿と排泄物に関係するものがあり、これは「成熟した大人の性的な内容」とあると被告は裁判で主張しているものの、裁判開始以前に低俗な点が指摘されたことはなかった。

●**内容を基準とした規制か：**まじないが含まれていなければ除去されなかったのであるから、除去は明らかに内容にもとづいたものといえる。そして、まじないが実践されることで学校が混乱に陥った証拠もないし、生徒が自分や他人を傷つけたこともない。また親の許可が必要な棚に移したこともなければ、シニアハイスクールの図書館に限定したこともないのであり、生徒に安全な環境を提供するという政府利益に狭く適合してはいない。許される内容中立規制であるとはいえない。

16 キャンベル事件（２）

第５巡回区合衆国上訴裁判所判決（１９９５年９月）

Joseph Delcarpio v. St. Tammany Parish School Board, 64 F.3d 184 (1995)

【判旨】除去は違憲であり、原審を破棄し差戻す。

●ピコ事件：合衆国最高裁判所が繰り返し述べてきたのは、教育内容に関して学校当局は幅広い権限を有するものの、それは憲法上の保障原理にふさわしい方法で行使されなければならないことであった。本件と似た事案であるピコ事件判決の相対多数意見は、最初に生徒の修正第１条の権利について、その性格を概説し、次に、図書館からの書籍の除去に関する修正第１条の裁量範囲を学校当局が逸脱したか否かが争われるとした。そして、「学校図書館の特有の役割」は生徒の自発的な調査の場であることを指摘し、学校図書館は、生徒が調べ、学び、評価を加え、新たな発達と知識を自由に得るのにふさわしい場であるとした。

また、相対多数意見が示したのは、カリキュラム内容の決定よりも、カリキュラム外の決定のほうが憲法上の制約が強いという点であった。そして、学校図書館利用の自発的な性質を強調することで、図書館資料に関する学校当局の決定を、カリキュラム外の決定であると認定し、憲法上の制限に服するとした。

●当局の動機：ピコ事件判決では、学校図書館から書籍を除去する学校当局の絶対的な裁量を排除するにあたり、生徒は情報を受領する修正第１条の権利を有するとした。そして、書籍を除去する裁量を行行使する際には、単に、書籍に含まれる思想を嫌うか、「政治、国民精神、宗教またはその他の意見の分かれる問題で何が正統であるかを指図」した除去が禁じられる。もし賛成できない思想への生徒のアクセスを否定する意図を持っており、かつこの意図が教育委員会の裁決にとって決定的要素である場合、学校当局は「憲法に反してその自由裁量権を行行使している」。しかしながら、もし当局が書籍を除去したのが、「俗悪さに満ち」ているか、「教育的なふさわしさ」によるものであった場合は、憲法に反する動機が現れたものではないと、暗に認めている。

●ピコ判決の先例拘束性：ピコ事件判決は相対多数意見であったため先例拘束性を有しない。しかしながら、教育委員会の除去決定が憲法に反する動機にもとづいていたかを決するにあたり、有用な示唆を与えている。絶対的な多数意見が形成されなかった判決の場合は、結論にいたる根拠へ部分的に賛成する同意意見が、相対多数意見の判決理由の根本部分に同意しているかに着目すべきである＜*Marks v. United States*, 430 U.S. 188 (1977)＞。ピコ事件判決で同意意見を述べたホワイト裁判官の場合は、相対多数意見の理由の根本部分で一致している。図書館から書籍を除去する学校当局の裁量に限界を認める点で相対多数意見を排除しておらず、単に憲法問題に踏み込む必要がなかったことを指摘しているにすぎない。確かに当巡回区はかつてピコ事件判決の先例拘束性を否定したこともあった＜*Muir v. Alabama Educational Television Commission*, 688 F.2d 1033 (5th Cir.1982)＞。しかし、それは論争的な番組を中断した放送局の決定が問題になったからである。学校図書館におけ

る書籍の除去の合憲性を判断する有用性までは否定していない。

●**事実審の必要性**：ピコ事件判決は、合衆国地方裁判所にさらなる証拠の吟味を命じた。とはいえ、書籍の除去の合憲性を審査するにあたり常に事実審を求めているものとは解しない。ピコ事件では、まず略式裁判の証拠を参照し、次に学校当局が書籍を除去した動機が重要な事実上の争点になるとした。そこで、本件でもまず略式裁判の証拠を吟味し、重要な事実上の争点が存在するかを決定する。

●**カリキュラムとの関係**：証拠によれば、生徒は図書館の書籍を読むことを要求されておらず、どの図書館資料を生徒が選んだかについて教職員によって監督もされていなかった。このように、『ブドゥー&ブドゥー』を除去する教育委員会の決定は、カリキュラムとは関係のないものであった。したがって、ピコ事件判決の基準からすると、カリキュラムに関する決定の場合よりも、厳しい修正第1条の基準を通過しなければならない。

●**証拠の不足**：合衆国最高裁判所が審理したのは、除去決定にいたった学校当局の主たる動機である。本件の証拠では、略式裁判を許可できるほど十分とはいえない。教育委員の供述を慎重に審理するならば、著しく憲法に反する動機までは認められない。現段階では、いかなる理由で教育委員の多数が除去に賛成したかの全容は明らかではない。除去の理由は、8人の委員についてはそれぞれ異なっており、さらに、4人については会議で短い所見が述べられたにすぎなかった。反対尋問を伴う証言をすべての教育委員にさせる事実審理によってこそ、教育委員会の決定の背後に控える決定的な真の動機を解明できる。

●**教育委員の意図**：生徒が自由に、そして、自発的に多様な話題を探究する場所としての学校図書館の特別な役割を考慮するならば、カリキュラム外の決定が「自由な思想をその源で窒息させる」＜*West Virginia Board of Education v. Barnette*, 319 U.S. 624 (1943)＞違憲な試みかどうかという疑問を引き起こす。教育委員の多くは決議に際して書籍全体を読んでいないか、まったく読んでいなかったという略式裁判の証拠は、この可能性を強める。一部の教育委員はルイジアナ・キリスト教連合の代表によって提供される独自の抜粋を読んだにすぎなかった。さらに、親の許可のもと第8学年の生徒のみが許される指定参考資料書架に移すことも検討されず、自ら制定した手続にも違反しており、動機に関する疑念が和らぐことはない。教育委員会の決議を取り巻く状況は、その決定の憲法上の正当性への疑念を生じさせる。それでもなお、教育委員会の除去決定の背後にある一つの決定的な動機を識別できず、さらなる事実審理が必要である。

17 ケイス事件

カンザス地区合衆国地方裁判所決定（1995年7月）

Stevana Case v. Unified School District No. 233, 895 F. Supp. 1463 (1995)

【事実】

《寄贈の申し入れ》 1993年8月、カンザス州オラス（Olathe）学校区の教育長R.ウィ

マー（Ron Wimmer）はゲイとレズビアンをテーマにした2冊の書籍の寄贈を申し出る手紙を受け取った。この手紙を出したのは、ゲイとレズビアンの権利擁護団体である21世紀プロジェクト（カンザスシティにおける名誉毀損と闘うゲイ・レズビアン同盟と21世紀プロジェクト：Gay and Lesbian Alliance Against Defamation/Kansas City and Project 21）の代表を務めるR.バーレ（Robert Birle）であった。バーレはN.ガーデン（Nancy Garden）の『私のアニー』（*Annie on My Mind*, 1982）と、F.モスカ（Frank Mosca, 1990）の『アメリカ人の少年たち』（*All American Boys*, 1990）を学校区に寄付しようとした。このうち、『私のアニー』は若い読者向けにハイスクールの少女2人の恋愛を描いたフィクションで、文学賞を受賞した小説である。

《寄贈の実施》 ウィマーは教育委員と学校当局に寄贈の申し入れがあった旨を通知した。その後10月になるとバーレは学校区のそれぞれのハイスクールを訪問して実際に書籍を提供した。これを受けて、地元新聞の『カンザスシティ・スター』は学校への書籍の寄贈を報じた。学校の中には『私のアニー』がすでに図書館の書架に存在し、すでに生徒が手に取れる状態にあることに気づいた学校もあり、その数はハイスクールでは3校、ジュニアハイスクールでは2校にのぼった。

《司書による審査》 学校区の教育次長は各学校の司書にたいし、寄贈された書籍を審査し、その結果を伝えるよう要請した。学校区が定めた資料選択方針には選択手続のほか、苦情を受けた図書館資料の再審査手続も含まれている。審査の間、21世紀プロジェクトの学校図書館への寄贈は、都市圏でマスコミの注目を集めた。新聞記事で騒がれたことを受け、教育次長はすべての司書と面談を行い、また、教育委員にも審査手続を通知した。

《『私のアニー』のみを採用する審査結果》 各司書の審査結果は『私のアニー』に好意的であった。『私のアニー』がハイスクールの生徒に適しており、学校区の図書館システムに含めるべきことで一致した。一方、『アメリカ人の少年たち』については不適切であるとの結果となった。教育次長は、ウィマーにこの結果を知らせたほか、バーレに『『私のアニー』の寄付を受け入れるものの、『アメリカ人の少年たち』については遠慮する』と書かれた手紙を送った。

《マスコミの騒ぎに応じた『私のアニー』の除去》 その後も寄贈問題はマスコミの取材を受け続け、学校区は電話取材の応対に追われた。12月13日にウィマーは寄贈問題を話し合うために中等学校の司書と会い、翌日、記者発表を行った。記者発表では、学校区は21世紀プロジェクトの寄贈を一切受け入れず、『私のアニー』と『アメリカ人の少年たち』の両方ともに生徒の使用に供さないことを明らかにした。12月15日に、多くの新聞記事は、オラス学校区が学区図書館から『私のアニー』を除去したと報じた。

《教育委員会》 教育委員会は、翌年の1月6日に開催された。会議に出席した何人かの市民の委員が、『私のアニー』の除去について意見を述べた。もっとも委員会としての公式見解をまとめるにはいたらなかった。弁護士との相談のために、公開審議は中断されたものの、再開後も特に意見はなく、学区図書館から『私のアニー』を除去したウィマーの行動の支持

を4対2で議決した。

《生徒へのビラの配布》 1月26日に、A.グレブ (Amanda Greb) は、学区内のオラス南ハイスクール校長のL.ゴーセイ (Lowell Ghosey) と面会し、学区図書館からの『私のアニー』の除去問題に関して、生徒に配布しようと思っているビラを見せた。グレブとゴーセイは、ビラについて何度か会合を持ち、内容と配布時期について検討した。グレブはゴーセイの求めに応じてビラに多少修正をほどこし、2月3日に生徒に配布された。

《提訴》 生徒、元生徒、生徒の両親、第233合同学校区の教師は、ウィマーとゴーセイを被告として、憲法上の権利の侵害を主張してこの訴えを提起した。

原告の訴状には4つの論点がある。

(1)教師としての立場にあるS.ケイス (Steven Case) を除くすべての原告は、違憲の宣言と差止めによる救済を求める。その理由は、オラス学校区とウィマーが学校図書館から『私のアニー』を除去したことが、修正第1条および修正第14条の権利さらにはこれに準じた連邦法 (42 U.S.C. § 1983) に違反するからである。

(2)原告のケイスは、オラス学校区の教師としての立場から、オラス学校区とウィマーが学校図書館から『私のアニー』を除去したことが、修正第1条および修正第14条さらにはこれに準じた連邦法 (42 U.S.C. § 1983) に違反することを理由に、違憲の宣言と差止めによる救済を求める。

(3)原告のグレブ、R.カンバーグ (Rebekka Kamberg)、J.ストロンガー (Jon Stronger) は、被告のオラス学校区とゴーセイによる、出版、配布前の審査とビラの検閲が修正第1条および修正第14条さらにはこれに準じた連邦法 (42 U.S.C. § 1983) に違反することを理由に、違憲の宣言と差止めによる救済を求める。

(4)被告が原告の権利を侵害したために原告が求める違憲の宣言と差止めによる救済は、カンザス州憲法の権利章典第11条によっても保障される。

裁判では、当事者への審問なしに書面審査のみで判決を下す略式裁判の請求がなされ、その当否が問題となり、裁判所の決定が下されることとなった。

【判旨】 事実審が必要であり、略式裁判の請求は一部認められない。

●ピコ事件判決の内容：ピコ事件合衆国最高裁判所判決では、学校図書館から9冊の書籍が除去された件について、略式裁判を認めなかった。ピコ事件判決では、書籍を除去する学校当局の動機を事実審で吟味することを命じた。「もし、賛成できない思想への生徒のアクセスを否定する意図を持っており、かつこの意図が教育委員会の裁決にとって決定的要素である」場合は、違憲となるとした。一方、書籍が「俗悪さに満ちたものである」か、「教育的なふさわしさ」にもつばらもとづく動機である場合は、除去が許されるとした。

●ピコ事件判決の適用：ピコ事件判決は相対多数意見を構成できたにすぎなかったものの、公立学校図書館における書籍の除去を特に扱った唯一の合衆国最高裁判所判決である。一方、被告はピコ事件判決を否定し、学校新聞に関連して学校当局に幅広い裁量を認めたヘイゼル

ウッド事件<*Hazelwood School Dist. v. Kuhlmeier*, 484 U.S. 260 (1988)>に依拠することを主張している。確かに、ピコ事件判決は先例拘束性を有しないものの、ミナーシニイ事件判決をはじめとする多くの下級裁判所判決が、書籍の除去を違憲としているほか、最近になって下されたキャンベル事件合衆国地方裁判所判決ではピコ事件判決を適用している。個人の心理状態と意思が関係する場合は、略式裁判とするのは適切でなく、被告が書籍を除去した意図についてまず審査すべきである。

カンザス地区合衆国地方裁判所判決（1995 年 11 月）

Stevana Case v. Unified School District No. 233, 908 F. Supp. 864 (1995)

【判旨】 修正第 1 条違反が認められ、書籍を図書館に戻すことを命じる。

●ピコ事件合衆国最高裁判所判決：教育委員会は教務（school affairs）については幅広い裁量を有するものの、この裁量は憲法上の制約を受ける。ピコ事件において合衆国最高裁判所は、「ハイスクールやジュニアハイスクールの図書館から蔵書を除去する学校当局の裁量に修正第 1 条による制限が課されるか否か」という、本事件が直面するのとまさしく同じ問題に取り組んだ。相対多数意見を記したブレナン裁判官は、「もし、賛成できない思想への生徒のアクセスを否定する意図を持っており、かつこの意図が教育委員会の裁決にとって決定的要素である」場合は、違憲となるとした。さらに、単に、書籍に含まれる思想を嫌うか、「政治、国民精神、宗教またはその他の意見の分かれる問題で何が正統であるかを指図」することにより図書館から書籍を除去することはできないとした。また、書籍が「俗悪さに満ちたものであるとか、教育的なふさわしさにもつぱらもとづく動機」の場合は、除去が許されることを示唆した。この意見は相対多数意見であったため、先例拘束性を有しない。しかしながら、公立学校の図書館から書籍を除去することを扱った唯一の合衆国最高裁判所判決である。また、この点を直接扱った第 10 巡回区合衆国上訴裁判所判決も存在しない。『私のアニー』の学校区図書館からの除去もピコ判決にしたがうべきである。

●動機の吟味：最近になって下されたキャンベル事件判決で、第 5 巡回区合衆国上訴裁判所はピコ事件判決が書籍除去の分析に有用だとし、事件を事実審に差戻し、除去の背後に控える決定的な動機を吟味するように命じた。本件でも教育委員会が除去決定をする際の決定的な動機を吟味する必要がある。『私のアニー』を除去した決定的な要因が、書籍に含まれる思想への教育委員の個人的な非難であれば、ピコ事件判決の下で除去は違憲となる。『私のアニー』の除去に賛成投票した教育委員は、この書籍が教育上不適格であると考えたと述べている。しかし、教育委員が書籍が表明する思想に不賛成であったという以外の、教育委員のいう教育上の不適格を思わせる証拠は存在しない。教育上の不適格を主張したとしても、見解の差別の圧倒的証拠と均衡がとれない。したがって、当裁判所は、被告が『私のアニー』を除去したのは、書籍が表明する思想に不賛成であったためで、この要因は除去にとっての本質的な要因であったと結論する。書籍の除去を通して、被告は生徒にそれらの思想への接

近を与えないつもりだった。被告は憲法に反して「政治、国民精神、宗教またはその他の意見の分かれる問題で何が正統であるかを指図」することに努めた。被告はきわめて不規則で一貫性のない方法で『私のアニー』を図書館から除去しており、方針と手続を無視しており、それは、不適当な動機を大きく証拠づける。それに加えて、被告は書籍の除去を完了するために、より制限的でない選択肢を議論も考えもしなかった。これは、不適当な動機づけの、説得力のある証拠である。

●裁量の範囲：被告は、コミュニティの価値を伝える幅広い裁量を有すると主張し、個人的、社会的、政治的、道徳的観点にもとづいて図書館の書籍を除去できるとする。ピコ事件合衆国最高裁判所判決は、コミュニティの価値を伝達するための足かせのない自由裁量権の主張を、「そのまま学校図書館や自発的な探求のしくみにまで広げることは見当違いである」と述べて、この議論を明らかに却下している。被告はまた、学校図書館の外から入手できることを主張し、書籍へのアクセスは否定されていないと述べる。しかし、『私のアニー』がほかから手に入りうることは、被告の書籍除去の不当な動機を治癒しない。「表現の抑制は、他の時、所、状況でそうした表現が可能だからとの理由で、正当化されることはない」＜ミナーシニ事件＞。ピコ事件とキャンベル事件にしたがって、裁判所は、被告の『私のアニー』の除去は、原告の修正第1条の権利を侵害すると結論づける。

参考文献

- ・川崎良孝「教育委員会は図書館蔵書を自由に除去できるか(1)：プレジデント事件を中心として」『図書館界』47(5), 1996.1, pp. 268-283.
- ・川崎良孝「教育委員会は図書館蔵書を自由に除去できるか(2)：プレジデント事件を中心として」『図書館界』47(6), 1996.3, pp. 326-341.
- ・川崎良孝「教育委員会による図書館蔵書と生徒の知る権利－ミナーシニ事件（1976年）の場合－」『図書館界』48(1), 1996.5, pp. 2-19, 33.
- ・ライヒマン, ヘンリー『学校図書館の検閲と選択：アメリカにおける事例と解決方法（第3版）』（川崎佳代子・川崎良孝訳, 京都大学図書館情報学研究会発行, 日本図書館協会発売, 2002）
- ・大滝則忠「学校図書館蔵書をめぐる憲法問題の状況：資料・アイランドトリーズ事件」『学校図書館と図書館の自由、図書館と自由 第5集』日本図書館協会, 1983, pp. 76-105.

第2部 学校図書館蔵書をめぐる裁判事件(2)

第1論文：学校図書館蔵書の除去をめぐる裁判の核心：表現の自由と思想の自由

前田 稔

1 はじめに

図書館と思想の自由¹⁾は密接な関係にある。その理由は、図書館が出版物とかかわっているからというよりも、むしろ、歴史的に権力者からの抑圧を受けてきたことが大きい。権力を保持する者はその権力を濫用しがちであり、濫用の一形態としてしばしば各種図書館の蔵書が攻撃された。ときには焚書という極端な形態で思想統制がおこなわれ、図書館蔵書という衣をまとった思想が数多く燃やされる。個人はいかなる思想を内心に抱いていようと絶対的な自由が保障されなければならない。蔵書の背後に控える思想が狙われた場合は、思想の自由への許されざる侵害となる。表現の自由や信仰の自由、学問の自由、そして平等権という名のもとで具体化された人権への侵害というかたちでの、思想の自由への侵害は憲法違反になる。

一方、いかなる社会を形作るかは原則として民主的過程にゆだねられる。選挙で選ばれた議員により構成される立法府、および法律の実施機関としての行政府が、政策形成の主たる役割を担う。裁判所は当事者が提出した証拠の範囲内で第三者的判断を行うしかなく、多数決では解決しきれない少数者の権利を救済する最終手段として違憲判決は位置づけられる。すなわち、民主的手続によっても奪えない個人の尊厳を保護するとともに、みせかけの民主的手続を適正化する終局的な役割を負う。図書館をめぐる違憲判決が下される、いわば伝家の宝刀が抜かれた例外的状況がある点を留意しなければならない。表現の自由への侵害を理由に市民が提訴したばあいに、裁判所が合憲判決を下したからといっても、民主主義社会の発展や個人の知的自由の観点から決して政策的に望ましくないと裁判官が考えている場合はいくらかでも存在する。

もっとも、政策的に不適當である状況を越え、もはや憲法上の許容する限度外となる限界点は一義的には定まらない。裁判を通じた個別具体的な判決の集積によって輪郭が見えてくる。裁判所は違憲審査基準を提示することにより、なるべく客観的な限界点を示そうと努力するものの、複雑な憲法問題については、焦点がぼやけてくる。裁判所の判断は違憲と合憲の二者択一的な判断であり、基準や事例の微妙なずれであっても、結論は大きくかわる。

政治部門と司法部門にまたがる複雑な問題を前にして裁判所の判断が揺れ動く様は、学校図書館の蔵書除去をめぐるアメリカ合衆国裁判所の判決にもあらわれている。事件数は10件程度に満たないものの、判決数は本稿で紹介するものだけで18を数え、そのほとんどは1971年から1982年の間に集中している。しかも、1982年のピコ事件合衆国最高裁判所判決²⁾に向けて、判決数は一貫して増え続けた。また、判決内容においても、ピコ事件では下級審を含めると10人もの裁判官が各自の意見を展開している。学校図書館の蔵書除去問題

が法的にかなり困難な課題であったことが窺える。合衆国憲法修正第1条³⁾が定める表現の自由を学校教育にあてはめるだけでも難しいうえに、図書館という施設が争いの対象となっていることが複雑さに輪をかけた。ピコ事件合衆国上訴裁判所判決⁴⁾でシフトン (Sifton) 裁判官は、修正第1条が定める禁止条項の中等学校教育への適用が提示するのは、政府活動の他の領域ではみうけられない複雑さであると述べている。ニューマン (Newman) 裁判官も、公立学校への修正第1条の適用には微妙で複雑な努力を要するとしている。しかしながら、いかに複雑であろうと抽象化の作業を進めてゆかなくてはならない。共通する普遍的な原理を見いだしてこそ、20年前の裁判を現代に幅広く適用できよう。

以上の問題意識を背景に、本稿では各裁判について手短に紹介し、当初両極に分かれた裁判が複雑化してゆく過程を示すとともに、争点の核心を探ってゆく。

2 蔵書をめぐる裁判の全体的状況

ここでは学校図書館蔵書除去をめぐる各裁判の概要を示す⁵⁾。単に判例中において学校図書館が参照されているにすぎない事例は省略してある。また州裁判所が下した判決は対象となっていない。判決は日時順に並んでおり、必ずしも事件ごとに括られているわけではない。

2.1 プレジデント事件合衆国地方・合衆国上訴裁判所判決事件⁶⁾

合衆国裁判所における学校図書館の蔵書に関する最初の裁判となるのはプレジデント事件である。プレジデント事件では、ニューヨーク市第25学区教育委員会がP.トマス (Piri Thomas) の『貧民街』(*Down These Mean Streets*, 1967) を学校図書館から除去し、この措置にたいして、生徒が修正第1条の権利を侵害されたとして提訴した。合衆国地方裁判所は1971年に生徒の修正第1条の権利を侵害していないとし、1972年の第2巡回区合衆国上訴裁判所も修正第1条違反を認めなかった。その根拠となったのは、合衆国最高裁判所のエパソン事件⁷⁾が述べた以下の部分であった。

全般的にいて、わが国の公教育は、州と地方の統制に委ねられている。裁判所は学校制度の日常的運営から生じ、憲法上の基本的な価値と直接的かつ明確に関連のない対立の解決に介入しないし、介入できない。

学校図書館蔵書をめぐる裁判はプレジデント事件で終息することはなく、プレジデント事件判決を軸として、その後の一連の裁判につながってゆく。

2.2 ミナーシニ事件合衆国地方・上訴裁判所判決⁸⁾

1974年になるとミナーシニ事件の合衆国地方裁判所判決が下され、ひきつづき1976年に同事件について第6巡回区合衆国上訴裁判所が判決した。ミナーシニ事件で争われたのはオハイオ州にあるストロングズヴィル (Strongsville) 市学区の教育委員会がJ.ヘラー (Joseph Heller) の『キャッチ=22』(*Catch 22*, 1961; 邦訳、飛田茂雄, 1977) を学校図書館から除去した点であった。合衆国地方裁判所がプレジデント事件の合衆国上訴裁判所判決を踏襲して修正第1条違反を認めなかったのにたいし、第6巡回区合衆国上訴裁判所は気に入らない本ならなんでも図書館から除去できるという権利、すなわち教育委員会の絶対的権

利を拒否して次のように述べた。

図書館は知識の貯蔵所である。公立学校に図書館を設けることで生徒の重要な特権が創出された。教育委員会が、図書の内容が不愉快とか認めがたいと思っても、生徒のこの特権を取り上げることはできない。

合衆国裁判所が学校図書館蔵書の除去について違憲判断をおこなったのはじめての判決である点に着目できるほか、プレジデント事件判決と対をなす判決としての位置づけが、その後の裁判で確立する。

2.3 チェルシー事件合衆国地方裁判所判決

1978年にはマサチューセッツ地区合衆国地方裁判所がチェルシー事件について判決を下した⁹⁾。チェルシー事件では教育委員会が詩集『18歳以下の男性と女性』(*Male and Female under 18*, 1973)を学校図書館から除去した件が争われた。合衆国地方裁判所は次のように述べ違憲判断をおこなった。

図書館は「思想の市場における重要な情報資源である」(ミナーシニイ判決)。生徒は知らないことを探求しつつ、興味のある領域を発見し、所定のカリキュラム外の考えを見い出すことが本当にできる。図書館の魔法に気づいた生徒は、生涯にわたる自発的な学習と豊かさへと歩みはじめる。教室の内外で直面する考え方を吟味し発展させる場が図書館であると生徒は学ぶ。正統性という愚かな毒に対する最も効果的な特効薬は、幅広い思想や見解に容易にアクセスすることである。そのようなものにさらされることは危険ではない。危険なのはマインドコントロールである。

2.4 サルヴェイル事件合衆国地方裁判所判決

1979年は判決が大幅に増加した年であり、1年のあいだに4つの合衆国地方裁判所が学校図書館蔵書の問題を取り扱うことになる。5月7日のサルヴェイル事件ニューハンプシャー地区合衆国地方裁判所判決¹⁰⁾、8月2日のピコ事件ニューヨーク東部地区合衆国地方裁判所判決¹¹⁾、8月24日のビクネル事件ヴァーモント地区合衆国地方裁判所判決¹²⁾、12月3日のザイカン事件インディアナ地区合衆国地方裁判所判決である¹³⁾。

サルヴェイル事件における裁判所は、ミナーシニイ事件判決とチェルシー事件判決に依拠した違憲判決を下した。教育委員会が『ミズ』(*Ms.*)をバイブレーターや避妊具、そして共産主義の宣伝が含まれていたことを理由に学校図書館から除去したことが争われた。『ミズ』誌は、1970年ごろから盛んな女性解放運動の先鋒となった女性誌である。原告は社会問題をフェミニズムの観点から論じるのに価値があるとして提訴し、合衆国地方裁判所は以下のように述べて違憲であるとした。

ハイスクールの図書館は「静かなる言論のフォーラム」(ミナーシニイ事件)である。生徒の情報受領の権利制限を正当化するには、学校当局は、規制に仕える重大な政府利益を示す責任を負う。この責任は真性のパブリック・フォーラム¹⁴⁾での制限よりも緩やかであるものの、除去は教育的配慮、陳腐化、建物構造上の必要性に基づかなければならない。このような客観的な基準は、理事会メンバーによる政治的・社会的な趣向と

いった憲法上許されない根拠に基づいて本が除去される危険性を最小にする。狙われたのは『ミズ』誌の性的な調子よりも、むしろ「政治的」内容であり、違憲となる。

このように、ミナーシニイ事件からはじまった違憲判決の流れはさらに進展してゆくこととなった。

2.5 ピコ事件合衆国地方裁判所判決

しかし、1979年に下されたピコ事件合衆国地方裁判所判決は、サルヴェイル事件と同じく、原告の違憲主張を認めなかった。プレジデント事件合衆国上訴裁判所判決に依拠することで、ミナーシニイ事件合衆国上訴裁判所判決と、チェルシー事件合衆国地方裁判所判決を排斥した。この事件では、教育委員会が著者不明の『15歳の遺書：アリスの愛と死の日記』(*Go Ask Alice*, 1971; 邦訳, 平井イサク, 講談社, 1979)以下の多数の本を学校図書館から除去する決定が争われた。合衆国地方裁判所は当事者の陳述書のみに基づく略式判決により、事実審を経ることなく、原告の主張を認めなかった。

2.6 ビクネル事件合衆国地方裁判所判決

3番目の判決であるビクネル事件でもやはり、ヴァーモント地区合衆国地方裁判所は原告の主張を認めなかった。ビクネル事件では、教育委員会がP.マン(Patrick Mann)の『真夏の午後』(*Dog Day Afternoon*, 1974)、R.プライス(Richard Price)の『放浪者』(*Wanderers*, 1974)を学校図書館から除去した件が争われた。判決では、ミナーシニイ事件判決とチェルシー事件判決の存在を承知しつつ、ヴァーモント地区が第2巡回区に属することを理由に、同じ第2巡回区合衆国上訴裁判所が下したプレジデント事件判決は覆らないとした。

2.7 ザイカン事件合衆国地方裁判所判決

ザイカン事件ではピコ事件でも除去が争われた『15歳の遺書：アリスの愛と死の日記』の学校図書館からの除去が問題となった。第7巡回区に属するインディアナ地区合衆国地方裁判所は原告の主張を認めなかった。判決では次のように述べている。

学校当局の機能は、可能な限り多くの事実と意見から、最も効果的な方法を決定することであり、憲法上制限されない。むしろ、どのタイプの市民がよい市民か、という意見を学校当局が展開するのは正当である。そして、生徒をよい市民に形作る努力の一部として、テキストの決定、図書館の本の除去、カリキュラムからコースを削減することは正当である。

以上のように、1979年にはサルヴェイル事件、ピコ事件、ビクネル事件、ザイカン事件という4つの事件について合衆国地方裁判所判決が下された。サルヴェイル事件では違憲となったものの、それ以外の事件では原告の主張は認められず、上訴がなされることとなった。この結果、翌1980年は1年の間に合衆国上訴裁判所判決が3つ登場する。ザイカン事件第7巡回区合衆国上訴裁判所判決、および、同一裁判団が同じ日に判決を下したピコ事件とビクネル事件の第2巡回区合衆国上訴裁判所判決である。

2.8 ザイカン事件合衆国上訴裁判所判決

1980年8月22日のザイカン事件合衆国上訴裁判所判決¹⁵⁾は原審であるインディアナ地

区合衆国地方裁判所判決を支持し、以下のように述べた。

ピコ事件合衆国地方裁判所判決が述べるように、学校図書館は予算が限定された小さな施設である反面、多様な全生徒のニーズが存在する。資料内容の監視や、棚のスペース確保のための除去に加え、攻撃的資料の浄化の一部として、管理者が図書館から本を除去できるのは当然である。

2.9 ピコ事件合衆国上訴裁判所判決

1980年10月2日のピコ事件判決とビクネル事件判決は、同じ日に同じ裁判団により下された判決であるにもかかわらず結論が分かれた。ピコ事件合衆国上訴裁判所判決は、原告生徒を支持し、ビクネル事件合衆国上訴裁判所判決¹⁶⁾は教育委員会を支持した。

ピコ事件合衆国上訴裁判所判決では、図書がその含んでいる思想ゆえに除去されたか否かを認定するために差戻すという結論で、シフトン裁判官とニューマン裁判官が一致した。ただし結論に至る理由は一致しなかった。多数意見を執筆したシフトン裁判官は、プレジデント事件合衆国上訴裁判所判決に依拠しつつ、本件では図書館の任務に日常的にかかわっていない人びとが、学校図書館の運営へ例外的・変則的に介入していることを理由に例外的に裁判所の介入することを認めた。そして、教育委員会の除去規準が極端に大雑把であまりに広く明確性を有しないうえ、手続の面も不規則で専断的で奔放であったとした。一方、ニューマン裁判官は、特に思想抑圧の危険に着目している。学校当局の絶対的な権限も、その決定が思想の抑圧に至るときは修正第1条の制約を受けると考えている。シフトン裁判官とニューマン裁判官の考えは後の合衆国最高裁判所判決の基礎を築いた。これにたいして、マンズフィールド (Mansfield) 裁判官の反対意見は、思想の抑圧につながる事実は認められないとして、プレジデント事件の結論を踏襲した。

2.10 ビクネル事件合衆国上訴裁判所判決

ビクネル事件ではニューマン裁判官が多数意見を執筆した。思想を鎮圧する危険性が存在したと原告は主張しておらず、俗悪と下品さのために本が除去されただけであるとして、訴えを棄却した。マンズフィールド裁判官も結論に同意したものの、ピコ事件と法的に重要な違いがあるとしたニューマン裁判官の判断への不賛成を表明し、ピコ事件と同じ理由でこの裁判も棄却するとした。一方、シフトン裁判官はこの結論に同意せず、反対意見を述べた。本が表明する思想を攻撃するような、不明確であいまいな規準をもちいた方法あるいは基礎により、資料へのアクセスは否定されてはならないにもかかわらず、原告が自ら定めた規準や手続に従うことのみかけやふりもなく除去が行われたとした。

2.11 シェック事件合衆国地方裁判所判決

1982年になると、1月22日にチェック事件メイン地区合衆国地方裁判所判決¹⁷⁾が下された。教育委員会がR.グレッサー (Ronald J. Glasser) のヴェトナム戦争に関する日記『365日』(365 Days, 1971)を学校図書館から除去したことについて、生徒が修正第1条の権利を侵害されたとして提訴した。合衆国地方裁判所は原告の訴えを認めた。

大学のキャンパスがパブリック・フォーラムとしての思想の市場であるのと同様に、

公立学校も重要な思想の市場である。修正第1条の権利は、中等学校の生徒を含む市場のすべての人に与えられなければならない。言葉が思想を伝える限り、合衆国裁判所は、禁書に修正第1条の警戒をし続けなければならない。

2.12 ピコ事件合衆国最高裁判所判決

以上のように学校図書館蔵書をめぐるさまざまな判決が下された後、1982年5月26に、ピコ事件合衆国最高裁判所判決が下されることとなった。合衆国最高裁判所は、原審の判断を肯定して思想の自由侵害の事実認定のために事件を差戻した。しかし、5対4の僅差であり、しかも各裁判官の意見が一致しなかったため、相対多数意見(plurality opinion)を形成したにすぎなかった。仮に、結論と理由づけにおいて過半数が一致していれば、多数意見(majority opinion)として強い先例拘束力を有していた。多数意見を構成できなかったために、最近のキャンベル事件やケイス事件ではピコ事件合衆国最高裁判所判決をそもそも参照できるか否かという視点から論ぜられている。

相対多数意見を執筆したブレナン(Brennan)裁判官は、教育委員会の裁量の幅を検討するという立場に立脚した。そして、生徒の情報を受け取る権利を認めつつ、教育委員会が思想抑圧の動機をもち、それが決定的である場合には修正第1条の侵害となるとした。マーシャル(Marshall)裁判官とスティーヴンス(Stevens)裁判官はブレナン裁判官に全面的に同調している。ブラックマン(Blackmun)裁判官はブレナン裁判官と異なる理論構成をとって同意意見を述べた。地域社会の技術や価値の教授こそが図書館の役割であるとして、学校内の他の施設と異ならないことを示した。そして、表現の自由理論でもちいられる内容規制への違憲審査基準が妥当するとした。ホワイト(White)裁判官も同意意見を述べたものの、相対多数意見は憲法問題に踏み込みすぎであると主張した。

一方、バーガー(Burger)裁判官は反対意見を述べ、教育委員会の民主性を重視し、裁判所が判断すべきではないと判断した。親は教育委員会の教育上の決定にもし異議があれば、教育委員をその職からはずすことができるとした。オ'Connor(O'Connor)裁判官もこれに追随している。パウエル(Powell)裁判官の反対意見では生徒の思想を受ける権利に異議を申し立てている。レンクィスト(Rehnquist)裁判官も生徒の思想を受ける権利に疑問をなげかけ、本件の除去も学校の日常的な運営に属するとした。

2.13 キャンベル事件

ピコ事件合衆国最高裁判所判決以降は学校図書館蔵書の除去に関する裁判はしばらく提起されなかった。そして、10年以上の空白期間をおいた後、いくつかの裁判が提起され、現在に至っている。

ルイジアナ州でおきたキャベンル事件ではJ.ハスキンス(Jim Haskins)の『ブードゥー&ブードゥー』(Voodoo & Hoodoo, 1978)の除去が問題となった。本に書かれているブードゥー教のまじないを子どもがまねることを懸念した親たちの申立てにより、教育委員会は本の除去を決めた。1993年の合衆国地方裁判所決定では、ピコ事件合衆国最高裁判所判決が提示した基準、すなわち教育委員会と意見があわない思想への生徒のアクセスを否定する意図の有

無と、この意図が除去の決定的な要因か否か、を審問する必要があるとした。審理の後 1994 年の合衆国地方裁判所決定では、『ブードゥー & フードゥー』にはブードゥー教礼拝と宗教的な信念が特に記述されていることから、書籍に含まれる反対すべき思想に生徒のアクセスを禁じる教育委員会の意図を認定した¹⁸⁾。

合衆国地方裁判所の判断にたいして、1995 年に第 5 巡回区合衆国上訴裁判所は、ピコ事件合衆国最高裁判所判決は先例拘束性を有しないものの、教育委員会が除去した動機が憲法違反か否かを判断する際には有用であるとした。ただし原審の認定と異なり、思想への自由なアクセス、および自由な情報受領の権利を侵害する事実はなかったとした¹⁹⁾。

2.14 ケース事件

カンザス州でおきたケース事件では、2 人のティーンエイジャーのレズビアン関係を記した N. ガーデン (Nancy Garden) の『私のアニー』(Annie on My Mind, 1982) の除去が問題となった。1995 年にカンザス地区合衆国地方裁判所は修正第 1 条違反を認めた²⁰⁾。ピコ事件合衆国最高裁判所判決との関連については次のように述べている。

ピコ事件における合衆国最高裁判所判決は相対多数意見であるため先例拘束力を有しない。しかしながら、学校図書館からの蔵書除去を特に扱った唯一の合衆国最高裁判所判決である。また、当巡回区がこの点を直接判断したこともない。したがって、本件にもピコ判決の適用がある。

3 裁判の多様性

以上において、図書館蔵書をめぐる合衆国裁判所判決を概観してきた。これらの裁判から浮かび上がる特徴として次のことが考えられる。

まず、判決が下された数のみで単純に判断すると、1972 年のプレジデント事件合衆国地方裁判所判決から判決数が伸びてゆき、1979 年には年間に 4 つの合衆国地方裁判所判決があらわれた。しかし、1982 年にピコ事件合衆国最高裁判所判決が下されると、静けさを取り戻す。若干の事件が再び裁判所に訴えられるようになったのは、1995 年以降であり、そのまま現在に至っている。したがって、プレジデント事件から現在までは、おおきく 2 つの時期に分けられる。前期は 1972 年から 1982 年までで、後期は 1995 年以降である。後期の裁判は、前期の最後の判決であるピコ事件合衆国最高裁判所判決における多数意見の枠組みをそのまま承認しているため、事実認定が争点となっている。裁判の理論的側面を探るという目的からすると、後期の裁判を検討することで得られるものはあまりない。そこで以下では前期の裁判を中心に述べてゆくこととする。

次に、前期の判決群には幅広い裁判所がかかわっている。上でとりあげた 14 の判決の内訳は、合衆国地方裁判所が 8 つ、合衆国上訴裁判所が 5 つ、合衆国最高裁判所が 1 つである。さらに事件を地域別でみてみよう。事件にかかわったのは第 1、第 2、第 6 巡回区の 3 つである。合衆国最北東の第 1 巡回区ではチェルシー事件 (マサチューセッツ州)、サルヴェイル事件 (ニューハンプシャー州)、シェック事件 (メイン州) がある。第 1 巡回区から 1 つ南西の

第2巡回区で起こったのは、プレジデント事件（ニューヨーク州）、ビクネル事件（ヴァーモント州）、ピコ事件（ニューヨーク州）であった。そして、第3巡回区を飛びこして、もうひとつ南西に位置する第6巡回区のミナーシニイ事件（オハイオ州）がある。

7つの事件が合衆国の北東に著しく偏っている理由についてはともかく、事件が起きた州の重複はあまりみうけられず、6州に分散している。このように幅広い州にわかれ、州内の裁判所レベルで見解が統一されてゆく見込みがなかったことも合衆国最高裁判所の裁判官が判例の統一の必要性を感じた1つの理由となるかもしれない。また、事件の波が合衆国の北東から全土に広がることを懸念したと、いえなくもない。

さらに、合衆国地方裁判所と合衆国上訴裁判所の各判決では、修正第1条違反の有無、すなわち表現の自由への侵害を認めるか否かという結論が分散した。一連の裁判の発端となったのはプレジデント事件である。上でみてきたように、第2巡回区合衆国上訴裁判所は学校図書館からの図書の除去について、修正第1条への侵害は認められないと判決した。ところが次の除去事例であるミナーシニイ事件では、第6巡回区合衆国上訴裁判所が修正第1条違反の結論をとり、表現の自由を優先した。つまりプレジデント事件とミナーシニイ事件では、正反対の結論になったのである。両者の法的な理論構成は多かれ少なかれ異なっており、これ以降の裁判を大きくわけると、2つの裁判のいずれかを発展させたものとなった。プレジデント事件を踏襲した合憲型（以下プレジデント型）と、ミナーシニイ事件を踏襲した違憲型（以下ミナーシニイ型）が、いくつかの判決においても決して収束しないまま、1970年代を終えたのである。プレジデント型は、学校図書館蔵書の除去には修正第1条違反を認めないタイプの判決である。除去問題は「学校制度の日常的運営から生じた、憲法上の基本的な価値と直接的かつ明確に関連のない対立」であり、その「解決に、裁判所は介入しないし、介入できない」と判断する。これに対してミナーシニイ型は、学校図書館が修正第1条の自由を果たす役割を重視し、除去を違憲であると断ずる。

この2つの型について、プレジデント事件よりも後の裁判を分類すると次のようになる。プレジデント型に含まれるのは、ミナーシニイ事件合衆国地方裁判所判決、ピコ事件合衆国地方裁判所判決、ビクネル事件合衆国地方裁判所判決、ザイカン事件合衆国地方裁判所判決、ザイカン事件合衆国上訴裁判所判決の5つである。対してミナーシニイ型は、チェルシー事件合衆国地方裁判所判決、サルヴェイル事件合衆国地方裁判所判決、シェック事件合衆国地方裁判所判決の3つである。

4 合衆国最高裁判所が受理した理由

このような流れのなかで、合衆国最高裁判所は1982年6月にピコ事件判決を下した。学校図書館に限らず、およそ図書館蔵書にかかわる裁判で合衆国最高裁判所まで至って判決が下されたのはピコ事件しか存在しない。9人しかいない合衆国最高裁判所裁判官で合衆国のすべての事件の最終判断を下すことは不可能であるため、合衆国最高裁判所に上訴できる要件は厳しく限定されている。しかも上訴の大部分を占める裁量上訴（certiorari）の場合は、

事件の重要性や判例の統一の必要性を考慮のうえ、9名の裁判官のうち4名の賛成によりはじめて審理が開始される。したがって、合衆国最高裁判所判決が下されることはきわめて異例である。

なぜピコ事件が合衆国最高裁判所に受理されたのか。おそらくその答えの筆頭にあがるのは、1970年代における合衆国裁判所の判決が、プレジデント型とミナーシニイ型に分裂した混乱によるものだといえよう。そのことだけでも合衆国最高裁判所の裁判官たちが判例の統一の必要性を感じる大きな理由となったにちがいない。両者の隔たりは縮まりそうもなく、下級裁判所よりもさらに高い権威を有する合衆国最高裁判所の果たす役割は大きかったものと思われる。しかし、2つの型に分かれていたという理由だけでは、合衆国最高裁判所を動かした根拠として釈然としないものがある。なぜなら、もし裁判を重ねることによって2つの極のいずれかに収束してゆく予想がつくのであれば、合衆国最高裁判所があえて身を乗り出す必要はないからである。時の過ぎゆくままに放置しておけば、やがてひとつの道筋がみえてくるだろう。しかし、合衆国最高裁判所があえて受理したからには、付加的な事情があったことが推測される。つまり学校図書館の蔵書除去に関しては、いくら裁判が増えたとしても各裁判官の意見が収束してゆくそうもない。そういう予想を補う事情があったからこそ、合衆国最高裁判所が判例の統一の必要性を認めたと思うのである。

この付加的な事情として浮かび上がるのが、ピコ事件とビクネル事件の合衆国上訴裁判所判決である。同じ第2巡回区合衆国上裁判所の同一裁判団が同じ日に判決を下した、くだんの事件である。これらの裁判では、プレジデント型とミナーシニイ型の2つのタイプの系譜とは若干異なる理論展開がなされている。強いていえば、いずれにも属さない第3のタイプの判決といえよう。第3のタイプが登場したことは大きな転換点であった。もはや判決が収束してゆくことが期待できなくなったからである。しかもピコ事件とビクネル事件では、修正第1条違反に関する多数意見が異なるうえ、さらにシフトン、ニューマン、マンスフィールドの対立が混乱に拍車をかけた。混沌とした状況を前に、合衆国最高裁判所の裁判官がピコ事件の上訴を受理することやむなしと考えたのであろう。

ここでいま一度、判決の結論を整理しておく。ピコ事件では修正第1条違反の疑いありとされ、対してビクネル事件では疑いを否定された。一方、判決中で意見を述べた裁判官を、司法介入の積極度を物差しに、仮に積極派・中間派・消極派の3派にわけてみる。シフトン裁判官は、ピコ事件の多数意見を執筆して修正第1条違反の疑いを強く認めた反面、ビクネル事件合憲判決には反対票を投じた。このことからすると、シフトン裁判官は司法介入積極派であると認めてよいだろう。マンスフィールド裁判官はピコ事件では反対意見を執筆し、プレジデント事件を正確に踏襲せよと訴えている。このためビクネル事件では、合憲判断を下した多数意見に同調した。したがって、マンスフィールド裁判官は司法介入消極派であると思われる。ニューマン裁判官は、ピコ事件で修正第1条違反の疑いを認めて同意意見を執筆しつつ、ビクネル事件では多数意見執筆で合憲の結論を導いているので、中間派であるといえよう。

このように3派に分かれた理由として最も強く考えられるのは、プレジデント事件判決を下したのがほかならぬ第2巡回区であったという点である。1970年代は、プレジデント型とミナーシニ型の2つに分かれていた。消極派であるマンスフィールド裁判官の判断は、プレジデント型判決の系譜に属し、従来の枠組みのなかでの判断をおこなったものといえる。同じ第2巡回区が過去に下した判断である以上、従うことは当然ともいえる。したがって、シフトン裁判官とニューマン裁判官が、仮にマンスフィールド裁判官に同調したのであれば、新たな展開は見込めなかった。

しかし、シフトン裁判官とニューマン裁判官は、プレジデント型とミナーシニ型のいずれにも属さぬ判決を下し、プレジデント事件判決を乗り越える新たな論理展開を導いた。プレジデント事件が合憲とした拠所であったエパソン事件判決を引用しつつも、当該事件は例外的に憲法の基本的価値と直接かつ明確に関連すると判断した。いわばプレジデント事件合憲判決の呪縛から逃れつつ、さらに説得力ある理論を構築することにより、違憲の疑いを差し挟むことに強く力を注いだのである。

こうしたシフトン裁判官とニューマン裁判官の努力は、次なる展開をもたらした。幸か不幸か事態をさらに複雑にしてしまった。従来のプレジデント型とミナーシニ型に加え、プレジデント型の改良型が登場したのである。しかもプレジデント事件の呪縛から逃れる判断が下された以上、今後さまざまな改良型が登場することは容易に予想できることであっただろう。第2巡回区のピコ事件とビクネル事件判断を機に、もはや学校図書館蔵書をめぐる裁判は完全に収拾がつかなくなった。

こうした混沌とした状況は判例の統一の必要性を高め、合衆国最高裁判所がピコ事件の上訴を受理した背景となったものと考えたい。第2巡回区は、図書館蔵書をめぐる初めての事件を1972年に扱ったという記念碑的意味のみならず、合衆国最高裁判所判決への弾き金を引く役割を担うことになった。

さて、ピコ事件とビクネル事件の混乱した状況の後、合衆国最高裁判所はピコ事件について判決を下した。しかし、判断をめぐって合衆国最高裁判所裁判官はひどく対立し、多くの裁判官が独自の意見を述べている。判例の統一を目指して事件を受理したにもかかわらず、結局合衆国最高裁判所自体の意見の統一ができなかったという皮肉な結果に終わった。

5 合衆国最高裁判所判決に与えた影響

合衆国最高裁判所判決は7人の裁判官が意見を述べる大混戦となった。しかし、これらの意見は必ずしも突然現れたものばかりではなく、基本的には1970年代以来の論争を発展させている部分が多い。ここでは相対多数意見を述べたブレナン裁判官の見解を中心に過去の判決とのつながりをみてゆきたい。

ブレナン裁判官はまず、憲法上の基本的価値と直接的かつ明確に関連していないかぎり、学校制度の日常的運営に裁判所は介入できないとしてエパソン事件を引用している。この点は、プレジデント事件合衆国上訴裁判所の判決を踏襲している。しかし、直接的かつ明確に

関連する可能性を学校図書館の図書除去に認めており、プレジデント型というよりも、プレジデント改良型であることがわかる。

次に直接的かつ明確に関連する憲法上の権利として、生徒の情報および思想を受け取る権利をあげている点は、ミナーシニ事件合衆国上訴裁判所判決を起源としたものであり、より最近ではピコ事件合衆国上訴裁判所判決のニューマン裁判官の意見と一致している。また教育委員会の裁量が偏狭に特定の党派にかたよったり政治的であったりする仕方で行使されてはならないとした点も、ニューマン裁判官が政治的動機の有無を重視した点と通ずる。

学校図書館がいかなる場であるかについては、プレジデント事件、ピコ事件合衆国上訴裁判所判決、ピクネル事件合衆国上訴裁判所判決のいずれにおいても、明確に定義されてこなかった。むしろミナーシニ事件が図書館を知識の貯蔵所であると定義づけたことが起源となっている。学校図書館の特徴づけについては、ミナーシニ事件を発展させたチェルシー事件合衆国地方裁判所判決を引用しつつ、ブレナン裁判官は次のように述べている。

学校図書館は公立図書館に劣らず「静寂で知識に満ちた気品ある場」である。生徒の調べ、学び、かつ評価を加え、新たな発達と知識を得る自由にとって図書館は重要な場所である。生徒は未知のものを探り、カリキュラムでは扱われていない関心分野や思想を発見できる。また教室の内外で自分に示された考えを試し発展させる場であることも学ぶ。

当局と意見があわない思想へのアクセスを否定する意図が動機のなかに占める割合については、ニューマン裁判官とマンスフィールド裁判官の間の議論を発展させて、教育委員会の採決によって決定的要素である場合に憲法違反になるとした。すなわちニューマン裁判官はピコ事件合衆国上訴裁判所判決で次のように述べた。

下品を監督する学校の努力は憲法に反しないものの、もし独立した特定の図書が非難されるのであれば、除去の主要あるいは部分的な動機の政治性は強化され、下品の指摘が言い訳であったことが推測される。たとえ動機が混合しているために、政治的な動機が独占的でなくとも、多くの状況では、その存在自体が不法の原因になる。

このようにニューマン裁判官が非難したのは、政治的な動機が存在それ自体である。これに対し、合衆国最高裁判所のブレナン裁判官は、政治的動機が決定的要素を占めない場合には、官憲による思想抑圧の脅威をもたらさないとして、ニューマン裁判官よりも限定した判断をおこなっている。

さらにブレナン裁判官は、教育委員会はあらかじめ定められた手続で図書の検討をしておらず、除去の手続は変則的でその場限りのものであったと指摘している。この点については、ニューマン裁判官よりもシフトン裁判官の合衆国上訴裁判所における多数意見に近い。シフトン裁判官は、学校図書館の任務に日常的にかかわっていない人びとによる例外的かつ変則的な介入があった点を重視し、およそ次のように述べている。

被告は教育委員の選挙や住民投票を引き起こすことで、この地区での表現の自由が多数派の意思によって形成されると印象づけた。しかし、一貫性のない自由気ままな手続

により、告知と防御の機会、教育的コミュニティの関心は無視され、教師、司書、生徒の主張は削減されてしまう。学校の中の言論に関する方針を不規則、不公平、恣意的に執行することは、内容自体が修正第1条違反の方針と同じくらい恐ろしい。

ブレナン裁判官の意見はシフトン裁判官の意見ほどには問題を大きく展開していない。教育委員会の動機への疑惑を軽くすることとは程遠い変則的な手続の存在により、図書に含まれる思想への異議、または、政治的な正統性を生徒に押しつける願望が決定的であったことを示唆するとしている。

以上をまとめると、ブレナン裁判官の相対多数意見は第2巡回区のニューマン裁判官の見解をベースにしたもので、さらにプレジデント型とミナーシニ型の諸判決をうまく調和させている。ブレナン裁判官の意見には、マーシャル裁判官、スティーヴンス裁判官が全面的に同調し、ブラックマン裁判官とホワイト裁判官はそれぞれ同意意見を執筆した。バーガー裁判官、パウエル裁判官、レンクイスト裁判官、オコナー裁判官はそれぞれ反対意見を述べている。上でみてきたように、ブレナン裁判官の意見はどちらかというと、それまでの下級審判決における争点を反映してきたものであった。これにたいし、各同意意見や反対意見は、従来あらわれなかった争点を多数提示している。たとえばブラックマン裁判官の同意意見では、学校がもつ教え込む役割という観点に立脚して、表現の自由理論で一般的に使用されている、内容を基準とした差別の有無を審査している。またバーガー裁判官の反対意見は、教育委員会の誤りは教育委員選挙での投票により是正できるため、裁判所は介入すべきではないとした。

合衆国最高裁判所の相対多数意見は、プレジデント事件を改良したという点では改良型であるものの、第2巡回区と異なり、自ら過去に下した判断に拘束されずに独自の理論を形成している。しかも、多数意見以外にも、さまざまな同意意見、反対意見がある。判例の統一を目指して事件を受理したにもかかわらず、結局合衆国最高裁判所自体の意見の統一ができず、さらに争点の幅を広げてしまった。

もっとも、ピコ事件合衆国最高裁判所判決が下された後、学校図書館蔵書をめぐる裁判は10年以上ものあいだ休止状態になったことからすると、混乱を事実上収束させた。合衆国最高裁判所判決の相対多数意見が、後のキャンベル事件やケイス事件に影響を与えたのは、終局的判断という性質やその論理構成の明快さよりも、むしろ、わずかながらの権威であったにすぎない。ケイス事件で相対多数意見の設けた基準を採用した理由は、学校図書館からの蔵書除去を特に扱った唯一の合衆国最高裁判所判決であり、また第10巡回区が直接判断したことがないためであった。ここからは積極的に採用したというよりも、他に頼るものがなく、やむなく従ったという印象がうかがえる。多数の裁判を巻きこんだ混乱は現在に至るまで決着がついておらず、将来にわたっても決着しそうな問題であるともいえよう。

6 司法介入の是非

このように学校図書館蔵書の蔵書除去については細部にわたって数々の議論がなされてき

た。プレジデント事件からはじまった裁判は、徐々に争点の範囲を拡大し、ピコ事件合衆国最高裁判所判決では完全に収拾がつかない状態に陥っている。そのことからすると、各判決や意見の共通点を見いだすことは困難であるとも思える。

ピコ事件とビクネル事件が第2巡回区に上訴される以前は、プレジデント型とミナーシニイ型の2つの単純な型しか存在していなかった。プレジデント型は除去が学校の日常的運営の一部であり司法介入すべきではないとし、ミナーシニイ型は思想の自由を強調している。両者を排他的であると位置づけるならば、ピコ事件とビクネル事件以降の合衆国上訴裁判所判決、および合衆国最高裁判所判決における各意見は、いずれの型にも属さないものといえよう。なぜならこれらの判決は司法介入の是非を述べ、なおかつ思想の自由についても触れているからである。

しかし、司法介入の是非と思想の自由は排他的ではなく、相関的な関係であると考えられるならば、必ずしもプレジデント型とミナーシニイ型の系譜に反するものではない。むしろ、複雑極まりない学校図書館蔵書の除去問題の本質をなしている。すなわちすべての判決は、教育問題への裁判所の介入と、思想の自由の両者を検討している。いずれの判決も教育に関する事柄をすべて裁判所が決定することまでは肯定しておらず、同時に、思想の自由が侵害される可能性を全く否定しているわけでもない。

以下ではまず、計9人の意見対立をもたらした、ピコ事件合衆国上訴裁判所裁判官と合衆国最高裁判所裁判官の意見を交えつつ、違憲派と合憲派のあいだで司法介入の是非についてのバランスがどのようにとられているかを考えてゆきたい。

6.1 違憲派

除去に違憲の疑いを差し挟む結論のばあい、裁判所が介入する影響を少なめに見積もっている。たとえばピコ事件合衆国上訴裁判所判決でシフトン裁判官は次のように述べている。

合衆国裁判所が教育委員会化することが懸念されるものの、それは各々の決定を修正第1条のために取り締まるのが、わずらわしいからではない。一般的に取り締まる必要はそこにはない。異常な状況でもないかぎり、教育内容の選択や、多くのタイトルから限定された本棚スペースのために1冊を選ぶことには、あいまいさも萎縮効果も伴わない。学校のカリキュラムまたは学校図書館の日常的な管理は、直接的にも間接的にも、思想の自由な表現に影響を与えない。

シフトン裁判官の意見から読み取れるのは、学校制度の日常的運営について司法が介入しないのは、その必要性ないからにすぎないという点である。したがって、シフトン裁判官が引き続き述べたように、例外的に介入の必要が認められる場合には、当然、裁判所は修正第1条に関する判断をなしうるという結論につながる。同じ点についてニューマン裁判官は積極的に理由を述べず手短かに紹介している。

学校は知識と社会価値を子どもたちに教え込む専門的な環境であり、教育をとりまく諸問題を解決する裁量を我われの社会が学校当局に与えている。教師が生徒を静かにさせたり、学校当局がカリキュラム内容の追加や削除をしたりする度に修正第1条違反を

問われることはない。学校図書館もまた、学校当局による幅広い管理の対象となる。一般的には、図書館の管理方法の決定、書籍の取得や除去の選択をまかされている。

このように教師が生徒を静かにさせる度に憲法違反を問われることはないといった簡単な理由を述べるにとどめることから、ニューマン裁判官も裁判所が介入する影響を少なめに見積もっていることがわかる。ピコ事件合衆国最高裁判所判決におけるブレナン裁判官の相対多数意見もニューマン裁判官と同様の傾向を有する。

合衆国最高裁判所は、教育委員会の広範な自由裁量権を以前から認めてきている。また市民に加わる準備、および、民主主義の政治制度維に必要な基本的価値を教えこむ媒体として公立学校はきわめて重要である。それゆえ教育委員会は地域共同社会の価値を伝えるやり方で、カリキュラムを定めて実施できる。

このようにブレナン裁判官が理由としたのは合衆国最高裁判所の過去の判例であり、特別な理由を述べたわけではなかった。ブラックマン裁判官の同意意見は多少多めに理由を述べているものの、それでも意見全体の分量からすると過小である。

市民社会参加の準備、またわが社会が依存する価値を保つことにおける公立学校の重要性を裁判所は認めてきている。憲法は政治上の事柄に準備万端な教養ある市民の存在を前提としているし、また、これらの民主主義の原則は憲法上組み入れられている。それゆえ州が公立学校を民主的な政治体制の維持のために必要な基本的価値を教え込むことに用いることは全く適切である。

ブレナン裁判官と同じく過去の判例を理由とするとともに、さらに強く民主主義の側面を打ち出している。この点は思想の多様性や市民的自由の保障こそ伝達されるべき価値があるという文脈につながる。

6.2 合憲派

一方、除去を合憲とする結論の場合は、裁判所が介入する影響をより大きく主張する。たとえばピコ事件合衆国上訴裁判所判決でマンスフィールド裁判官は次のように述べている。

教育委員会の幅広い裁量が中等学校の教育を効果的に機能させる。もし生徒が、図書館の本を含むカリキュラムの変更や、自分と親の思想追及の増加を自由に主張できるならば、混沌は続いて起こる。その結果は、生徒が望むときにいつでも話すことや、指示した内容がおもしろくないことを理由に学習拒否を許すのと異ならない。

本屋の在庫ではなく図書館蔵書が除去された。図書館蔵書には、権限を授けられた人または組織の決定が不可欠である。どの書籍をいかなる学校の部門が選択しても、他の人やグループは意見を異にするだろう。焚書、魔女狩り、学問の自由の違反といった叫びにより、学内の争いが修正第1条の規模まで引きあがるならば、司法による学校の内政への絶えざる侵入を招く。数人の裁判官が、カリキュラムや図書館の選書を押し付けても、学問の自由はほとんど育成されない。裁判所は学校当局の決定に口出しすべきではない。たとえ決定が愚かでもエバソン事件判決の基準を満たさぬ限り裁判所は覆してはならない。裁判官の見解が賢明であったとしても、学校の生徒の福祉や教育に関連す

る合理的で具体的な根拠に基づいて教育委員会は議決するのであり、そのほうが適正、誠実である。

このようにマンスフィールド裁判官の反対意見が当局の裁量を重視したのは、教育機能への効果、学問の自由の育成、適正性や誠実性の観点からであった。ピコ事件合衆国最高裁判所判決において反対意見を投じたバーガー裁判官も、裁判所の介入に懐疑的な立場を以下のように示している。

教育委員会はもちろん誤りを犯すかもしれないものの、有権者が投票によって放逐できよう。多数派の主張する裁判所の権限は、民主主義政体の思想そのものに驚くべき侵食を加えてしまう。

わが国では親が学校の運営に大きな発言権を有しており、教育委員選挙への参加を通じて自らの子どもの教育に影響力をもつ。「人民の人民による」原則が貫かれ、教育委員会は選挙民を反映する。それゆえ図書の収集や除去に抑制のない自由裁量権を行使できるわけがない。親は教育委員会の教育上の決定にもし異議があれば、教育委員をその職からはずすことができる。最終的にたとえ親と生徒が図書の除去の不適切さを教育委員会に悟らせることを失敗しても、書店や公立図書館を通して図書を手にできる。

バーガー裁判官は教育委員会の決定の民主性を強く打ち出しており、裁判所の介入がなくとも民主過程による是正がはたらくことを主張している。パウエル裁判官も反対意見を執筆しており、以下のように述べている。

訴訟を通じて教育政策の決定を分析し、教育委員にその決定の責任を問うことは、教育委員会の権威と有効性を損なう。図書の教育上の価値をめぐる決定は、高度に主観的である。裁判官は適任でありそうもなく、学区の親および住民にたいして敏感に反応する立場にもない。教育政策への司法による監視は不適切である。

このように高度に主観的な判断を裁判所が行う適切性と、裁判官と住民間の接点の希薄性をパウエル裁判官はあげている。

6.3 司法の自己制限²¹⁾

以上にみてきたように、違憲の疑いを差し挟む結論か否かで、教育委員会の裁量への司法介入の評価はおおしく変わってくる。おおむね違憲の疑いを差し挟む場合は、当局の裁量を認めつつも、積極的な理由を示さず、論述の分量が少ない。これにたいして、合憲の結論を導く場合は、司法介入の悪影響を強く示している。したがって、司法介入に関する立場の違いが結論に大きく影響しているものと思われる。そして、いずれも教育委員会が何をしてよいかを決めるよりも、むしろ司法介入の是非からスタートして、二次的に当局の権限範囲が決まっているように感じる。すなわち、教育委員会の実体法上の権限に着目しているのではなく、憲法訴訟の観点から司法介入が適切であるかを論ずる傾向にある。

この司法介入の適切性の議論は、憲法訴訟理論上の概念である司法の自己制限 (self-restraint) の理論を反映したものと考えられる。司法の自己制限とは、政治部門（立法府、行政府）の決断にたいする最大限度の司法の謙譲と敬意 (humility and deference) を意味

する。たとえば景気対策の是非といった、実施してみなければ結果がわからないような問題については、豊富な資料と意見を政治部門が集約して判断を下すほうが望ましく、もし悪い結果になったならば議員を選挙で落選させて是正することができる。このような政治的な決定に過度に介入する資料や能力は裁判所にはなく、また民意により判決が事後的に是正されるわけでもない。国民の代表者のあらゆる決定を憲法の名を借りて無効にするならば、もはや裁判所は国民の信頼を得られない。司法は、政治部門の判断をリードする機関ではない。民意が反映されるプロセス自体が傷ついた場合を筆頭とした、裁判所でなければできない判断こそが、司法に期待されている。それ以外の場合は控えめに、かつ慎重に判断を行ってこそ国民の信頼に後押しされた真の人権保護を達成できる。

教育問題も景気対策の是非と同じく、実施してみなければ結果がわからない性格を有している。また、バーガー裁判官が教育委員会の決定の民主性を重視し、裁判所の介入がなくとも民主過程による是正がはたらくことを主張している点や、パウエル裁判官が図書の教育上の価値をめぐる決定が、高度に主観的なため裁判官は適任でありそうもないとした点は、司法の自己制限論を明らかに反映している。一方、次に述べる思想の自由への脅威を強調するならば、民意が反映されるプロセス自体が傷つくことにつながり、司法の積極介入が期待される。憲法訴訟論の根底をなす両者の均衡が正面から問われている点は、学校図書館の図書除去をめぐる裁判の大きな特徴といえよう。

7 思想の自由への抵触

以上、教育問題への司法介入の是非が、判決の結論に影響する要因を占めることについて述べてきた。ここではもう1つの要因をなす、人間の内面的な精神活動の自由である思想の自由という側面について触れてみたい。

7.1 合憲派

思想の自由に関する判断も、判決の結論を左右する大きな要素となっている。除去を合憲とする結論のばあいには、思想の自由については少なめに論じている。たとえばピコ事件合衆国上訴裁判所判決でマンスフィールド裁判官は反対意見で次のように述べている。

本事件では宗教の確立または自由な行使の問題は明らかに存在せず、ある理論や原理を教えることを禁じてもない。妊娠中絶の是非、政党や宗教の見解の支持、平等の推進といった、特定の社会的、政治的な見解を教育委員会はすこしも教え込もうとしていない。思想の自由な交換は抑圧されなかった。「正統」な見解を押し付ける者はおらず、誰も懲戒されないし、何者も基本的な地域社会の価値と同調した教育を否定されていない。教師と生徒は校内で本のテーマや思想について自由に議論できる。校外で書籍を購入できるし、公立図書館から借りてもよい。

このように、合憲の結論にいたるマンスフィールド裁判官も思想の自由を軽視しているわけではなく、思想の自由への侵害が起こらなかっただけであると述べている。シフトン裁判官の多数意見で学校制度の日常的運営について司法が介入しないのは、その必要性が存在し

ないからにすぎないとした点と好対照をなしている。ピコ事件合衆国最高裁判所判決におけるバーガー裁判官の反対意見もマンスフィールド裁判官と同様の傾向を有し、単に思想の自由への侵害が起こらなかっただけである点を強調して、以下のように述べている。

生徒が問題となっている図書を読むこと、公立図書館や書店で手にすること、教室で議論することは自由である。

同じくパウエル裁判官の反対意見も思想の自由への抵触がなかった点を述べている。

少なくとも、民主主義社会に敵対する思想および価値を助長し、また子どもたちにそのような価値を教え込むことを教育委員会に求めることは決してない。確かに、書かれたものの破壊は、専制と不寛容の象徴である。しかし、教育委員会が9タイトルの俗悪で人種差別の図書を中学や高校の図書館から除去することは、この妖怪をよみがえらせない。

パウエル裁判官の反対意見では、ニューマン裁判官が強調した、書かれたものの破壊の象徴的意味を認めている点で、他の反対意見よりも一歩踏み出して図書除去の影響を考察していることを示している。レンキスト裁判官も反対意見を述べており、そこでは多数意見が俗悪なものの除去を完全に許容することをかえって批判している。

私は、思想の市場においては内容に基づいた制約を修正第1条が禁止すると判断してきた。多数意見によれば教育的に不適切あるいは俗悪ならば除去が完全に許されてしまい、内容に基づいた制約が許されてしまう。また教育委員会が俗悪かつ不敬な「思想」を「抑圧」していると解されるならば「憲法が官憲による思想の抑圧を許さない」とことと相容れない。

このように単なる思想の抑圧という観点からでは図書除去の問題を解決できないとした点についても注目できよう。

7.2 違憲派

一方、除去に違憲の疑いを差し挟む結論のばあいは、思想の自由について大きく主張する。たとえばピコ事件合衆国上訴裁判所判決でニューマン裁判官は次のように主張する。

修正第1条の中心的な価値は思想の自由な表現である。書籍は、表現の他のどの種類よりも説得力高く多くの思想を伝える。おそらく、本を燃やすことこそ、自由な言論の抑圧を最も象徴する。もし政治的内容がために本を厳禁したのであるなら、修正第1条違反で裁判官は一致するだろう。開かれた社会には思想抑圧の危険は比較的存在しない。しかし、学校の敏感な子どもたちは、思想抑圧的な危険行為に注視することを余儀なくされる。

思想をとがめることが決定的かつ注意深く計画された場合、とくに全校に行うときには、図書館からの書籍除去は、許されざる思想抑制をもたらす^{ずる}賢い行為となろう。もちろん、時代遅れの書籍の交換、本棚のスペース確保のための破棄は可能である。しかし、学校当局に指揮された思想抑圧を意図した図書除去決定は別問題であり、弾圧をあまりに簡単に導く。本があらわす思想は、受け入れがたく、間違っており、議論も考

慮もするべきではないというメッセージを、生徒や教師に公式的に示すことになる。この萎縮効果はあまりに明瞭である。思想を理由とした書籍除去の象徴的な効果は、アクセス制限により生ずる結果よりも重要である。禁じられた書籍を図書館外で利用できる事実は重要ではない。むしろ公衆の力を利用した点に着目すべきである。書籍を燃やす影響は、すべてが火の上にあるか否かに依存しない。書籍除去は燃やすよりも攻撃的ではないものの、弾圧の重要な脅威を引き起こす。

除去が政治的に動機づけられた場合、すなわち特定の見解の排除が社会一般の主流なものに動機づけられた場合は、思想の弾圧の危険は著しく増加する。それは政治的な動機の危険というよりも、本の除去が受け入れがたい見解をとがめる危険の増加といえる。このようにニューマン裁判官は図書の除去と思想抑圧との関連性について力強く述べている。その特徴は、図書の除去が有する象徴的意味を重視する点にある。つまり図書を除去する行為それ自体が有するメッセージ性が有害である点を指摘している。ピコ事件合衆国最高裁判所判決におけるブレナン裁判官の相対多数意見も思想の自由を強調している。

教育委員会の自由裁量権は、偏狭に特定の党派に偏ったり政治的な仕方で行使されてはならない。仮に民主党系の教育委員会が党派に偏した動機によって、共和黨員による著作や共和党に好都合な内容の図書のすべての除去を命じたり、白人だけからなる教育委員会が人種的な敵意が動機となって、黒人による著作や人種的平等と差別撤廃を主張する図書のすべての除去を命じたりしたら、憲法が官憲による思想の抑圧を許さない。さらにブラックマン裁判官による同意意見でも以下のように具体的に思想の自由を示している。

教室は思想の市場であり、修正第1条は教室に正統性のとばりを投じる法律を許容しない。もっぱら思想を抑圧する動機で、思想に身をさらすことを抑圧してはならない。州公務員が党派や政治的な理由で特定の思想へのアクセスを否定してはならない。同様に教育公務員が図書に含まれる政治思想や社会像へのアクセスを制約する目的で図書を除去してはならない。

年少の生徒が理解できないことを理由に、小学校の図書館からアメリカの外交政策に批判的な学術書を除去するならば、思想を抑圧する目的とは関係ない。しかし、同じ学術書を「反米的」であるゆえに除去することは、はるかに困難な問題をひき起こす。

7.3 思想の自由の領域

思想の自由についても合憲派、違憲派がともに何らかの形で言及している。ただし合憲派は、おおそ本件に限っては思想の自由と抵触していないという立場にたっている。違憲派は図書除去が思想の自由へ影響することを強く懸念している。特に注目したいのは、上述の大人と子どもの違いに着目したニューマン裁判官の意見であり、以下のように説明できよう。敏感な時期の子どもたちは、懐疑心をもたず素直に何でも吸収し浸透してゆくのであり、図書除去がもたらす思想抑圧の危険は大人の場合よりもはるかに強いと考えている。また、情報へのアクセス遮断と思想誘導を明確に区別している。すなわち、本の中に書かれている情

報に焦点をあてるならば、除去によるアクセス遮断で情報を受け取る権利が侵害されたかが問題となる。そのようなレベルの議論の場合、入手できなかった情報量は微々たるものだし、校外の書店や公立図書館で情報を入手できるという批判を浴びがちである。一方、対象よりも行為に着目したのがニューマン裁判官の立場である。つまり、除去で失われた情報それ自体よりも除去行為の象徴的性質を危惧した。たとえ1冊の本の除去であっても、同じ思想の本はすべて許されないことを連想させる。生徒のあずかり知らない舞台裏における本の不購入と異なり、昨日まで生徒の目の前にあった本が、本棚に余裕があるにもかかわらず除去されるならば、感受性の豊かな年代の子どもはどのように受け取るだろうか。地域社会で本をめぐる反対騒動が誘導された場合はなおさら、悪い思想であると感じとるであろう。ミネシニイ事件判決の系譜に属するニューマン裁判官の意見は思想の自由と図書館蔵書を直接結びつける重要な提言であると思う。あるいは、この提言が一定の説得力をもっていたからこそ、合衆国最高裁判所における多様な議論が導かれたともいえる。

ところで、あえて論理的先後関係を定めるとするならば、実体理論である思想の自由が、訴訟理論の司法介入の是非よりも、先行すると思われる。思想の自由への危険が存在する場合にはじめて、政治部門に委ねるべきか、それとも司法による救済をはかるべきかが検討されるからである。また、精神性自由との関連性の強弱が司法の自己制限の程度に実質的な影響を及ぼす。社会に訴える機会が剥奪された場合をはじめ、精神的自由への侵害は選挙によっては回復困難であるため、司法が積極的に身を乗り出すことが期待されている。したがって、学校図書館の蔵書除去問題を考えてゆくにあたり、最初に思想の自由との関係を検討すべきである。もっとも、アメリカでは思想の自由についての憲法規定が存在せず、思想抑圧のない表現の自由というかたちで表現の自由と一体として論ぜられるか、信仰の自由と同義に考えられる場合がほとんどである。また、日本国憲法では19条で思想・良心の自由が特に定められ、表現の自由、信仰の自由、学問の自由の総則であるとされるものの、体系的な説明は必ずしも十分ではない。よって、図書館界において思想の自由が独立して意識されてこなかったことも無理はない。しかし、学校図書館の蔵書除去をめぐる裁判群が、思想の自由を軸に議論を展開したのは上で紹介してきたとおりである。学校図書館は、ブレナン裁判官が指摘したように生徒が思想を発見する場である。同時に、運用しだいでは、ニューマン裁判官が主張するように思想抑圧の機関と化す。このような思想の自由についての二面性は、学校図書館に限らず、公立図書館や大学図書館についても当てはまる。思想の自由が明文で保障されている特殊性を踏まえ、日本では、表現の自由を介することなく素直に思想の自由から議論を導くべきであると筆者は考える。

8 おわりに

1972年から10年にわたり、合衆国裁判所は学校図書館蔵書の除去をめぐる数々の論争をくりひろげてきた。1970年代はプレジデント型とミネシニイ型の2つの型に大きく分けられる。プレジデント型は除去が学校の日常的運営の一部であり司法介入すべきではないと

し、ミナーシニイ型は思想の自由を強調している。この2つの型をめぐって争われる事件数が増加の一途をたどったため、合衆国最高裁判所は判例統一の必要性を感じてピコ事件の上訴を受理したものと思われる。

ただし上訴受理の弾き金を引いたのはピコ事件とビクネル事件での第2巡回区合衆国上訴裁判所の混乱である。同じ巡回区が過去に下したプレジデント事件合憲判決の呪縛から逃れるために各裁判官が理論構成をさらに発展させた。この混乱を解決すべく合衆国最高裁判所が事件を受理したものの、9人の裁判官のうち7人が各自の意見を述べ、事態はさらに混迷の度を深めた。とはいえブレナン裁判官の相対多数意見は第2巡回区のニューマン裁判官の見解をベースにしたもので、プレジデント型とミナーシニイ型をうまく調和、発展させたものとなっている。

合衆国最高裁判所の判決は相対多数意見にとどまったため、現在にいたるまで、問題の終局的解決はなされておらず、将来にわたっても解決しそうにない。しかし、下級審が当初プレジデント型とミナーシニイ型に分かれていたことに立ち戻り、両者を排他的関係ではなく、相関的な関係であるにとらえるならば一つの道筋がみえてくる。すなわち学校図書館蔵書の除去をめぐる議論は、司法介入の是非と、思想の自由という2つの大きな柱を有する。司法介入の是非については、三権分立における政治部門と司法部門の対立であり、司法の自己制約論に位置づけられる。もっとも、思想の自由への侵害を救済する手段として司法が介入することから、思想の自由こそがまずは検討がなされるべきである。思想の自由の解釈についてはニューマン裁判官の意見が参考になる。除去「対象」に含まれる情報を受け取る権利が侵害されたことよりも、むしろ除去「行為」のもつ思想抑圧の象徴性こそを問題としている。この考えからすると、本棚の余裕にもかかわらず除去されるならば、本に含まれる思想が間違っており議論も考慮も許されないと子どもは疑いもせずに素直に受け取るのであり、学校図書館こそが思想抑圧の警戒対象としてふさわしい。このように、学校図書館には、生徒が思想を発見する場であると同時に、運用しただけでは思想抑圧の機関と化するという二面性がある。この原理は普遍的で、現在においても妥当するほか、学校図書館以外の図書館形態にも通ずるものである。

図書館界では従来、図書館の自由や知的自由の説明をするのに表現の自由理論からスタートしがちであった。しかし、図書館蔵書をめぐる問題の根底に位置するのは思想の自由であり、思想の自由を基点とした説明が望まれる。

注

- 1) 思想の自由はアメリカでは「思想の自由市場」(free marketplace of ideas)といったかたちで、表現の自由論とともに発展してきており、思想「の自由」(freedom of)という用語はそれほど多くは使われない。また、個人の私的な領域に属するとして、プライバシーの権利とともに紹介される場合もある。しかし、本稿では表現の自由に関する法技術的側面よりも、図書館蔵書の除去がもつ思想抑圧の危険に焦点をあてているほか、日

本法で存在する明文表記（日本国憲法 19 条）との整合性を保つため、思想の自由論として紹介した。

- 2) *Board of Education v. Pico*, 457 U.S. 853 (1982). 判例の紹介として大滝則忠「図書館蔵書をめぐる憲法問題の状況：資料・アイランドトリーズ事件」『学校図書館と図書館の自由、図書館と自由 第5集』1983, pp. 76-105; 角替晃「公立学校図書館の図書排除と第一修正の権利」『ジュリスト』793, 1983, pp. 66-69. なお本文中で紹介する判決文は括弧書きのない限り要旨である。
- 3) 合衆国憲法修正第1条は次のように規定している。「合衆国議会は法律により、国境の樹立を規定し、もしくは宗教の自由なる礼拝を禁止することを得ない。また言論及び出版の自由を制限し、あるいは人民の平穩に集会をし、また苦痛事の救済に関し政府に対して請願をする権利を侵すことはできない」。
- 4) *Board of Education v. Pico*, 638 F.2d 404 (1980).
- 5) 学校図書館蔵書の除去をめぐる裁判の流れを紹介したものとして以下のものがある。大滝則忠「図書館蔵書をめぐる米国憲法判例の動向」『法律時報』52(11), 1980, pp. 46-47; 川崎良孝「教育委員会は図書館蔵書を自由に除去できるか：プレジデント事件を中心として(1)(2)」『図書館界』47(5), 1996.1, pp. 284-286; 47(6), 1996.3, pp. 326-341; ヘンリー・ライヒマン著 川崎佳代子・川崎良孝訳『学校図書館の検閲と選択(第3版)』京都大学図書館情報学研究会発行、日本図書館協会発売、2002を参照。なお図書館と修正第1条との関係一般についてはロバート・S.ペック著 川崎良孝・前田稔訳『図書館・表現の自由・サイバースペース』日本図書館協会、2002を参照。
- 6) プレジデント事件合衆国地方裁判所判決: *Presidents Council, District 25 v. Community School Board No.25*, No.71-C-601 (E.D.N.Y., August 4, 1971); プレジデント事件合衆国上訴裁判所判決: *Presidents Council, District 25 v. Community School Board No.25*, 457 F.2d 289 (2d Cir. 1972). プレジデント事件については、前掲川崎良孝「教育委員会は図書館蔵書を自由に除去できるか：プレジデント事件を中心として(1)(2)」を参照。
- 7) *Epperson v. Arkansas*, 393 U.S. 97 (1968).
- 8) ミナーシニイ事件合衆国地方裁判所判決: *Minarcini v. Strongsville City School District*, 384 F. Supp. 698 (1974); ミナーシニイ事件合衆国上訴裁判所判決: *Minarcini v. Strongsville City School District*, 541 F.2d 577 (6th Cir. 1976). ミナーシニイ事件については、川崎良孝「教育委員会による図書館蔵書と生徒の知る権利ーミナーシニイ事件の場合ー」『図書館界』48(1), 1996.5, pp. 2-33; 川崎良孝『図書館の自由とは何か』教育史料出版会、1996, pp. 44-54を参照。
- 9) *Right to Read Defense Committee v. School Committee of the City of Chelsea*, 454 F. Supp. 703 (D. Mass. 1978). 本文中の判決名はチェルシー事件以降略称とする。
- 10) *Rhonda Salvail v. Nashua Board of Education*, 469 F. Supp. 1269 (1979).
- 11) *Board of Education v. Pico*, 474 F. Supp. 387 (1979).

- 12) *Bicknell v. Vergennes Union High School Board*, 475 F. Supp. 615 (D. Vt. 1979).
- 13) *Zykan v. Warsaw Community School Corporation and Warsaw School Board of Trustees*, No. S 79-C-68 (1979).
- 14) 図書館とパブリック・フォーラムについては以下を参照。前田稔「学校図書館のパブリック・フォーラム性:所在地指向とサービス指向の分離」『法の支配の現代的課題』憲法理論研究会編, 敬文堂, 2002, pp. 93-105; 前田稔「パブリック・フォーラムと公立図書館」『図書館・図書館研究を考える』川崎良孝編著, 京都大学図書館情報学研究会発行, 日本図書館協会発売, 2001, pp. 189-266; 前田稔「フィルターソフトを用いた公立図書館による『わいせつ物』インターネット利用規制の合憲性」『筑波法政』29号, 2000, p. 131.
- 15) *Zykan v. Warsaw Community School Corporation and Warsaw School Board of Trustees*, 631 F. 2d 1300 (1980).
- 16) *Bicknell v. Vergennes Union High School Board*, 638 F. 2d 438 (2d Cir. 1980).
- 17) *Michael Sheck v. Baileyville School Committee*, 530 F. Supp. 679 (1982).
- 18) *Joseph Delcarpio v. St. Tammany Parish School Board*, 865 F. Supp. 350 (1994).
- 19) *Joseph Delcarpio v. St. Tammany Parish School Board*, 64 F.3d 184 (1995).
- 20) *Stevana Case v. Unified School District No. 233*, 908 F. Supp. 864 (1995).
- 21) 司法の自己制限については以下を参照。芦部信喜『憲法訴訟の理論』有斐閣, 1973. また、司法の自己制限の理論に関連する司法積極主義・司法消極主義の日米比較については以下がある。松井茂記『日本国憲法<第2版>』有斐閣, 2002.

第2論文：学校図書館の検閲と生徒の知る権利：チェルシー事件（1978年）の場合

川崎 良孝

1 チェルシー事件経過¹⁾

1.1 図書館員コールマンの図書選択

マサチューセッツ州ボストンの北東に位置するチェルシー（Chelsea）市は、人口3万人の労働者の町である。チェルシー・ハイスクールには、第9学年から第12学年の生徒1,200名が在籍していた。英語科は青年文学、ヒスパニック・アメリカン文学、詩・創作、それに文学の中の女性（Women in Literature）といった多彩なカリキュラムを用意していた。ここでは同性愛、麻薬、性体験、下層の生活といった課題も扱われ、そうした文献には頻繁に街頭語が出ていたのである。

このハイスクールの図書館の蔵書は約7,400冊である。図書館員S.コールマン（Sonja Coleman）は、プレンティス・ホール（Prentice Hall）が提供する読書プログラムに関心を持った。それは1千冊のペーパーバックを安価に提供するもので、生徒の読書を促進するために、教師や図書館員が選んだ図書群からなっていた。コールマンはこの文庫の購入を決定したが、不適切な本があれば他の本と交換するという条件であった。コールマンは通常の図書購入手続を取った。送られてきた図書を逐一読むのは不可能だったが、1千冊の本を確認した。

ところで、この文庫には『18歳以下の男性と女性』（*Male & Female Under 18*, Avon Books, 1973）という本が含まれていた。これは8歳から18歳までの生徒が書いた詩や散文の合集である。編者のN.ラリック（Nancy Larrick）とE.メリアム（Eve Merriam）が全国の学校に書状を送って応募を求め、集まった作品の中から選択して本にしたのである。副題"Frank Comments from Young People about Their Sex Roles Today"が示すように、各作品は現代社会での男女の役割について率直な発言をしている。コールマンはこの本の序文を読み、目次に目を通した。そして青年文学や創作のコースを履修している生徒に有益だと判断した。全国各地の生徒の作品を知る機会を提供することは、大いに生徒に役立つと考えたからである。それに2人の編者が高い評価を得ていること、出版社も青少年文学の分野で定評があることを知っていた。こうした判断をもとにして、コールマンは1976年3月に『18歳以下の男性と女性』を書架に置いた。

1.2 事件の発端

1年を経過した1977年5月19日、チェルシー市教育委員会（Chelsea School Committee）の委員長A.クウィグリー（Andrew P. Quigley）に生徒の父親J.マッカーシー（James McCarthy）から電話がかかってきた。そして第9学年（14歳）の娘が学校図書館から借りてきた『18歳以下の男性と女性』の中に不快な（offensive）詩があると告げた。その詩とは、ニューヨーク市ブルックリンのハンター・ハイスクール（Hunter High School）に通う15

歳の少女 J.カラヴァグリア (Jody Caravaglia) の「少女にとっての大都市」(The City to a Young Girl)²⁾である。マッカーシーの娘は取り乱して父親に詩を見せた。マッカーシーは校長をなぐりつけたい気になったという。マッカーシーはクウィグリーにたいして、「私は 2,012 ドルの市税を払っている。この種の本が学校図書館にあるとは信じがたい」³⁾とまくしたてた。

同日の夜、委員長クウィグリーはマッカーシーの家を訪問し、当の本を借りるとともに、教育委員会はこの申し出を慎重に検討すると約束した。この夜、さっそくクウィグリーは「少女にとっての大都市」を読み、卑猥 (filthy) で不快な語があるため、図書館から除去すべきだと考えるにいたった。市長の経験を有するクウィグリーの行動は迅速で、その夜には5月23日(月)に教育委員会の緊急会議を開催すると決め、さらに自分が所有し編集する日刊新聞『チェルシー・レコード』(Chelsea Record)に原稿を書いたのである。なおこの新聞はチェルシーで唯一の日刊新聞であった。緊急会議の議題は「不愉快 (objectionable)、好色 (salacious)、わいせつな図書が当ハイスクールの図書館で利用可能なこと」となっていた。なおクウィグリーは「少女にとっての大都市」だけを読み、同書全体に目を通してはいなかった。

翌5月20日金曜日の『チェルシー・レコード』にクウィグリーの記事が掲載された。クウィグリーは当の詩を読むにいたった経緯に触れた後、卑猥な本が学校内に出まわらないように徹底すべきだと訴えた。そして学校管理者に本件を注目させるとともに、こうした事態が二度と起こらないよう期待したのである。またこの種のくず本 (garbage) が書架に入った過程を精査したいと主張した。教育長 V.マクギー (Vincent McGee) はこの新聞記事を見て初めて事件を知った。しかし翌21日(土)、22日(日)は町を離れていたので、『18歳以下の男性と女性』に接したのは教育委員会の緊急会議が開かれる5月23日の午後であった。

5月23日、緊急会議が開かれた。委員長クウィグリーは、会議がはじまる前に他の3名の男性委員に詩のコピーを配布した。しかし下品 (crude) で不快な語を用いているとの理由で、3名の女性委員には配らなかった。クウィグリーは、「少女にとっての大都市」を不愉快、完全にわいせつ (outright obscene) と決めつけ、この卑猥な作品が書架に入ったのは重大な誤りで、二度とこうした事態を起こしてはならないと強調した。このクウィグリーの主張に教育委員 A.ティロ (Anthony Tiro) は、「当の本はみだら」(lewd) と即座に同意した。続いて委員長は、教育長マクギーが図書の選択方法、とりわけ当該図書の選択過程について報告すべきであると提案した。これにたいして A.モロクニック (Abraham Morochnick) 委員は、教育長からの報告の後、校長、コールマン、それに苦情を提供した親を交えた会議の開催を求めた。しかし教育長マクギーは、この問題を公開の場で扱うのは不適切であると強調したのである。またマクギーは、クウィグリーが検閲を開始しつつあると述べた。

会議の場、あるいはその後の私的な会話で、クウィグリーとマクギーはかなり意見を闘わせたようである。それを示すのが5月25日号の『チェルシー・レコード』で、クウィグリーは「マクギー氏の検閲」という皮肉な見出しで教育長を厳しく非難した。そして、あらた

めて「少女にとっての大都市」を明らかにわいせつ、卑猥、不快なと決めつけたのである。

3日後の5月26日にも特別会議が開かれたが、この会議には苦情提供者マッカーシーも参加した。教育長マクギーは『18歳以下の男性と女性』を読了した後に報告書を提出した。マクギーの判断は次のようなものであった。

この本は編者が意図する目標をかなえている。当該図書は健全で教育的価値があると信じる。もっとも現在指摘されている詩の一部分と、他の一つの詩にある一語を除いてである⁴⁾。

そして教育長マクギーは、当該図書を除去するか、問題となるページだけを削除するかの決定を下すまで、当の本を図書館から除去することになると報告した。既述のように、クウィグリーとマクギーは対立しているようにみえたが、この時点では大きな考えの相違はなかった。

そののち図書は校長 V. フランコ (Vincent Franco) に渡された。またフランコは図書購入手続について報告書を提出した。この報告書はコールマンによる図書選択の経過の説明、および資料への挑戦に関するアメリカ図書館協会の推薦手続の説明を含んでいた。委員長クウィグリーは教育長マクギーにたいして、コールマンが意図的に選択したのか否かの判断を求めた。それを確定した後に、教育委員会は「当校の司書として適した人物かどうか」を決定しようというのである。このクウィグリーの発言は、コールマンの処遇を意識したものである。

コールマンは6月14日の『チェルシー・レコード』で自分の考えを明瞭に示した。当の詩はわいせつでなく、生徒も教職員も自由に利用できなくてはならないと断言したのである。またアメリカ図書館協会の方針を紹介し、ヒアリングもなしに除去するのは許されないと書いた。これにたいしてクウィグリーは即座に『チェルシー・レコード』に筆を取り、みだら、卑猥、ポルノ的でないとコールマンの主張に衝撃を受け、非常に落胆したと述べた。

7月20日の教育委員会の特別会議にはコールマンも参加している。議題は図書館に『18歳以下の男性と女性』を置いた是非についてであった。コールマンは新聞での主張を再現し、当の詩を擁護した。もちろんクウィグリーは猛然と反論している。そして合衆国最高裁判所が1973年に判決を下したミラー対カリフォルニア事件 (*Miller v. California*, 413 U.S. 15) を指摘し、チェルシーの「コミュニティの基準」⁵⁾ にてらして当の詩はわいせつであると述べた。教育委員 N. ムア (Nancy Moore) は「病んだ生徒」が書いた汚い、卑猥な詩と判断し、教育委員ティロもクウィグリーに同調したのである。

1.3 除去の決定

続く7月28日の特別会議は同書の扱いを決定するためのものであった。まずクウィグリーは同書の除去を提案した。この提案にたいしてモロクニック委員は、同書を図書館に置き、未成年者の生徒には親の許可を書面で得て貸出すとの修正案を出した。修正案は6対1で敗れ、その後クウィグリーの案が6対0 (モロクニックは棄権) で採択された。これで同書の

除去が決定したのである。特別会議に引き続いて定例の委員会が開催された。まずクウィグリーは、図書選択を誤ったのとの理由で、コールマンを図書館から教室に移すことを検討したいと提案した。ティロ委員は教室への移動に賛意を表明した。教室で生徒と接触するという中核部分から遠ざかっていたため、今回のような誤った図書選択が生じたというのである。モア委員はコールマンに熟考の機会を与えるために、クウィグリー、ティロの提案を棚上げにするように求めた。と同時に、図書館がすぐれた本のリストから慎重に図書選択ができるように、リスト作成のための委員会設置を要求した。結局、こうした委員会設置の可能性を検討するために教育長マクギーに付託することで決着がついたのである。モロクニック委員は苦情取扱い方式を正式に定めるべきであると論じ、教育長が検討するように提案した。しかしこの提案は採択されなかった。

その後、教育長マクギーは校長フランコにたいして、「少女にとっての大都市」のページを削除するように伝えた。校長は当該ページを切り取り、図書自体は校長室に保管した。なお教育委員会のメンバーは誰一人として当該図書全体を読んでいなかったという。

「少女にとっての大都市」の作者カラヴァグリアは高校を卒業後、3年間大学に通い、写真家になっていた。自分の詩が問題になっていることを知って、コールマンに作詩の意図を伝えている。それによると、当の詩は社会全体に広まっている女性差別や女性蔑視などにたいする怒りを表明しており、わいせつやポルノ的とは対極にあるということであった⁶⁾。わいせつなのは女性をとりまく諸状況そのものだというのである。

2 提訴と差止命令⁷⁾

2.1 提訴と教育委員会の対応

1977年8月3日、除去に反対する人びとがマサチューセッツ州地区の合衆国地方裁判所に提訴した。原告は同校の生徒3名、1人の原告生徒の両親、図書館員コールマン、英語科主任、英語科教師1名、教育委員会の措置に反対して結成された市民団体「読書の権利擁護委員会」(The Right to Read Defense Committee)⁸⁾、それにマサチューセッツ州図書館協会(Massachusetts Library Association)である。この内、原告生徒の両親とマサチューセッツ州図書館協会は当事者適格が認められなかった。被告はクウィグリーなど教育委員会のメンバー7名、それに教育長マクギーである。原告の主たる主張は、教育委員会の措置は生徒、教職員、図書館員の修正第1条上の権利を侵害しているというものであった。そして裁判所にたいして、当該図書を図書館に戻すよう教育委員会に命令することを求めたのである。

この提訴について、クウィグリーは翌8月4日の『チェルシー・レコード』に厳しい非難の論を発表した。提訴した教師に辞職を求めるかもしれないと公言し、また同書はチェルシーのコミュニティの基準に合致しないと断じ、さらにそれを証明するために請願署名を募ることを提起した。住民運動の提起は明らかに裁判を意識しての措置である。

翌8月5日の『チェルシー・レコード』で、クウィグリーは「『わいせつ』な詩に関する請願署名」との論説を掲げた。そこでは圧倒的多数の親や生徒が除去を支持していると決めつ

け、多数の署名で裁判官にチェルシーのコミュニティの基準を知らせねばならないと結んだのである。

8月10日の教育委員会特別会議には、はじめて法律顧問 R.テイテル (Robert Tatel) が参加した。テイテルは、(1)コミュニティの基準を決めるために新聞で調査すること、(2)同じ目的で公開の市民集会を開くことを勧告した。法律顧問の助言を実行するために、教育委員会は詩をコピーして、チェルシーの牧師 30 名に評価を求めて送付した。しかし回答を寄せたのはわずか2名だけで、署名は早くも挫折した。

8月17日の教育委員会特別会議にもテイテルが参加し、二つの決議の採択を勧告した。第一の決議案は除去の再確認で、除去の理由として三点を確認している。(1)当該図書は学校のカリキュラムにない性教育を扱っている。(2)当の詩は生徒にたいして不健全で悪影響を与える可能性がある。(3)たとえ図書館に性教育の本があるとしても、多くの市民が卑猥、わいせつと考えるような語句はない方がよい。法律顧問が持ち出した第二の決議案は、コールマン、教師、生徒に一切の制裁を加えないという内容であった。法律顧問が具体的な決議案を用意して会議に臨んだのはこれが初めてで、教育委員会は両決議案を採択している。これらの決議は明らかに翌8月18日の裁判でのヒアリングを意識したものといえよう。

2.2 差止命令

8月18日にヒアリングが持たれ、原告は修正第1条の権利、被告は州法に依拠する教育委員会の権限を主張した。そして翌19日付で緊急差止命令 (temporary restraining order) が発せられた⁹⁾。その骨子は次のようになっている。(1)被告教育委員会は、当該図書の購入、除去への抗議、裁判への原告としての参加に関して、コールマンに異動、解職、さらにはいかなる報復的な措置もとってはならない。原告の教師や生徒にたいしても同様である。(2)教育委員会は当該図書を元の形で直ちに図書館員に返すべきである。その場合、本裁判の最終判決が出るまで、図書館員は利用を許すべきではない。ただし、親や保護者の書面による許可がある場合は例外である。このように裁判所は差止命令を出したのである。

1977年11月には6日間の審理 (trial) が開かれ、11月19日に終了した¹⁰⁾。100名以上の生徒が詰めかけ、教育学者、文学者など専門家の証言もされた。審理の初期の段階で、被告教育委員会側は当の詩が法的にわいせつではないことに同意した。そのため問題は、教育委員会が自らの権限を適正に行使したか否かという点に移っていった。審理の場で、クウィグリーは当の詩を不愉快、好色、わいせつとし、チェルシーの基準および学校教育の役割に合致しないと論じた。コールマンは、当のテーマはアメリカ社会で若い女性が直面している共通の問題であるとともに、青年文学コースとの関連でも適切なテーマであると主張した。証言に立ったボストン大学教授で青年文学の専門家 T.デヴィン (Thomas G. Devine) は、青少年の実際の状況を示しており、青少年自身が読みたいと思う本だと述べた。シモンズ大学大学院図書館学部長の R.スチュアート (Robert D. Stuart) は、ハイスクールの図書館に適切なこと、およびコールマンの図書購入手続に手落ちがないことを証言した。また3人の生徒も証言台に立ち、使われている語は日常的に聞かれる言葉であること、写実的にして勇

敢な詩であることを強調した。J.タウロ (Joseph L. Tauro) 裁判官は 11 月 19 日に、判決は数か月後になると述べ、両当事者にチェルシーを分断している闘いを抑制するように求めたのである。

3 タウロ裁判官の判決¹¹⁾

3.1 判決

1978 年 3 月、教育委員会は判決が出ないことを自分たちに有利に解釈してか、7 対 0 でコールマンが終身在職権 (permanent position) を有することを拒否した。直ちにコールマンと「読書の権利擁護委員会」は、8 月 19 日の差止命令を無視したとして民事的裁判所侮辱 (civil contempt) で裁判所に訴えた。その後、教育委員会は 4 対 3 で従前の決定を覆し、コールマンに終身在職権 (tenure) を与えている¹²⁾。この教育委員会の動きを意識したか否かはともかく、タウロ裁判官は同年 7 月 5 日に判決を下した。被告の主張を整理すると次のようになる。

(1)教育委員会は図書館の書架から本を除去する完全な権限を有する。この権限は州法に由来し、各地方教育委員会は管轄区内の公立学校について全般的な責任を有する。そして教科書をはじめとして学校で必要なものを決定することができる。

(2)図書館に当該図書の購入を要求されておらず、したがって教育委員会の判断で除去できる。

(3)教育委員会はカリキュラムに性教育を持ち込まないと合法的に決定しているが、当の詩は性教育を持ち込む試みである¹³⁾。

(4)当該図書は生徒に悪影響を与える。

こうした主張に判決は異を唱え、「教育委員会が学校図書館から『18 歳以下の男性と女性』を除去したことは、チェルシー・ハイスクールの生徒および教職員の修正第 1 条上の権利を侵害している」と結論した。タウロ裁判官は結論にいたる説明を次のように展開していく。

3.2 基本的な枠組み

まず判決は 1960 年に合衆国最高裁判所が判決を下したシェルトン対タッカー事件の文言「憲法上の自由への用心深い保護が最も重要なのは、アメリカの学校というコミュニティにおいてである」¹⁴⁾を取り上げた。話したり聞いたりする自由を有する市民は自分に関わることを自力で判断できるようになり、これが修正第 1 条の基本的な考えであるとした。この崇高な目的にてらして、学校は諸々の思想を提供しなくてはならない。ここでタウロ裁判官は、1967 年に出されたキーシアン対理事会事件の合衆国最高裁判所判決を採用した。それは次のようになっている。

国家の将来は、何らかの権威的な選択を通じてよりも、多くの言葉から真実を発見するために、思想のたくましい交換に広くさらされて訓練を受けた指導者に依存している

¹⁵⁾。

このようにタウロ裁判官は、修正第 1 条の基本的目的と学校の機能との重要な結びつきを

指摘したのである。

ところで被告教育委員会側は教育委員会の権限、ほぼ絶対的な権限を主張していた。タウロ裁判官はこの主張に対抗して、裁判所が教育事項に判断を下してきた例を示した。早くも1923年に合衆国最高裁判所はメイヤー対ネブラスカ事件で、第8学年未満の生徒には英語だけで教育せねばならないと規定していたネブラスカ州法を違憲とした¹⁶⁾。また1968年には、公立学校で進化論を教えることを禁じるアーカンソー州法を憲法違反と判示したのである¹⁷⁾。1969年には有名なティンカー事件判決¹⁸⁾で、音声を発さず秩序を混乱させない政治的な抗議にたいして、生徒の表現の自由を認めたのである。タウロ裁判官はこうした一連の判決を指摘することで、教育委員会が絶対的な権限を持つのではないこと、修正第1条は重視されねばならないことを例示したのである。

タウロは裁判所の介入の事例を示したが、同時に教育委員会が公立学校の政策決定者であることも十分に承知していた。また柔軟で包括的な権限が必要なことも理解していた。判決は1968年に判示されたエパソン事件判決の有名な句を確認している。

全般的にいて、わが国の公教育は、州と地方の当局の統制に委ねられている。裁判所は学校制度の日常的運営から生じ、憲法上の基本的な価値と直接的かつ明確に関連のない対立の解決に介入しないし、介入できない¹⁹⁾。

以上はいわば本件を考える場合の基礎的枠組みである。それは3点にまとめられる。まず表現の自由は学校という場においても重要である。次に教育委員会の権限は絶対的ではないが広大である。最後に教育委員会は広大な権限を有するものの、修正第1条との関連で裁判所が介入してきたという事実であった。

3.3 先行事例と問題の設定

タウロ裁判官はまず次のように問題を提示した。

いやしくも図書館があるならば、教育委員会は図書館に入れるべき本を決定できる。

これは疑問の余地がない。しかし本件での問題は、本を除去するについて、教育委員会が同じような裁量権を持っているのか否かである²⁰⁾。

タウロは本件と類似した二つの事件を指摘した。まず1972年に第2巡回区合衆国上訴裁判所が判決を下したプレジデント事件である²¹⁾。この事件の場合、第2巡回区は学校図書館からP.トマス(Piri Thomas)の『貧民街』(*Down These Mean Streets*, 1967)を除去した教育委員会を支持したのである。一方、1976年に第6巡回区が判決を下したミナーシニ事件の場合²²⁾、学校図書館からJ.ヘラー(Joseph Heller)の『キャッチ=22』(*Catch-22*, 1969; 飛田茂雄訳, 早川, 1977)などを除去した教育委員会を認めなかった。タウロはこの二つの相反する見解について、教育委員会はプレジデント事件判決に頼りすぎたこと、および教育委員会が絶対的権利を有すると同判決を誤って把握したことを指摘した。

教育委員会は「少女にとっての大都市」のテーマと語を不快として『18歳以下の男性と女性』を除去した。被告は除去のときや裁判での審理のときに、わいせつ、卑猥、嫌悪といった言葉を頻繁に使ってきた。また教育委員の中にはテーマを不適とする者もいた。この点に

ついてタウロは、書架からの除去が必ずしも修正第1条上の問題を提起しないものの、除去の理由がテーマや語句が不快といった場合、裁判所の介入を求めるのは妥当であると断言した。要するにタウロ裁判官は、図書館蔵書の除去について教育委員会が絶対的権利を持つのではないことと、本件が修正第1条上の問題を示唆していることを確認したのである。

なおつけ加えれば、既述のように教育委員会は1977年7月28日に除去を決定し、8月17日には法律顧問の勧告によって、除去とその理由を正式に決議の形にした。一方、生徒が提訴したのは8月3日である。タウロ裁判官は提訴後の8月17日の正式の決議を裁判対策のための逃げ口上と考えて、8月17日の教育委員会の措置を検討の枠から外した。

3.4 判決内容

3.4.1 図書の選択と除去

既述のように被告教育委員会は、図書の選択も除去も教育委員会の権限に入ると主張していた。判決はミナーシニ事件判決を引用して次のように判断するとともに、この考えは広く知られている憲法上の原則であると断じている。

連邦法規は、オハイオ州にもストロングズヴィル市教育委員会にも、図書館の設置や特定の図書の選択を強制していない。しかしながら、ひとたび図書館が設置された場合、州は生徒の利益のために権限を授けたことになる。教育委員会のメンバーの社会的、政治的な好みだけによって、図書館の使用に条件を課することは許されない²³⁾

3.4.2 図書の除去、不快な言葉

被告教育委員会は、当の詩が生徒に悪影響を及ぼすと主張していた。まず判決はティンカー事件を取り上げ、単なる不愉快(discomfort and unpleasantness)を回避したいというだけでは、当の表現を制限できないと原則を確認した。すなわち、学校運営に求められる適切な規律を実体的(materially)かつ実質的(substantially)に妨害するような表現や行動でなければ、禁止できないのである。タウロによると、ティンカー事件判決の基準が依拠する基礎的な考えは、本件を判断するのになかった考えである。判決によると、ティンカー事件の基準をそのまま本の除去に適用できないが、修正第1条の価値を含意する場合、教育委員会は本の除去に際して、「一定の(some)実質的で正当(legitimate)な政府の利益」を証拠づけなくてはならない。そしてこうした利益は学校規律(discipline)にたいする実質的な脅威と匹敵する(comparable)ものでなくてはならないのである。そしてチェルシー事件の場合は『18歳以下の男性と女性』を除去したからといって、何ら政府の実質的利益に役立たないのである。

タウロは「実質的な利益」に役立たないことを示すために、証言を用いた。また「一定の実質的で正当な政府の利益」、「匹敵する利益」に生徒への心理的、精神的な悪影響を含めていた。判決は専門家の証言を重視し、証言の大多数が生徒への悪影響を否定するとともに、カリキュラムとの関わりで一定の価値があるとしている(at least some value)ことを強調した。さらにタウロは教師が英語クラスで下劣な(vulgarity)語を用いた資料を使い、そうした語の一つについて生徒と討論したことが問題とされたキープ事件判決(1969年)を援

用した²⁴⁾。この事件で第1巡回区は「[苦情を申し立てる] 親に最大限の敬意を払いはするが、そうした親の感受性が、教育上の適性について完全な尺度を提供するものではない」²⁵⁾と述べ、さらに次のように論じていたのである。

本件[キーフ事件]で問題となっているのは、教育的目的を達成するために、教師は……巷で使われている「汚い」(dirty)語を使ってよいのか、あるいは当の語を使う衝撃が過大で高校生に耐えられないのかという問題である。その解答が后者なら、生徒の将来を憂えなくてはならない²⁵⁾。

このようにしてキーフ事件判決は教師の表現の自由を擁護したのであるが、タウロも同種の論を展開した。タウロは、「少女にとっての大都市」が決して上品な詩ではないこと、同時にわいせつではないことを認めた。生々しい街頭語を用いており、当然ながら不快に感じる人がいることも確認した。しかしすべての人が不快と考える訳ではないと強調するとともに、当の詩は大胆で思考を啓発すると判断したのである。タウロによれば、筆者カラヴァグリアは自分にとっての都市生活を粗野だが適切な語句で示しており、これが当の詩に信憑性を与えているということである。

3.4.3 教育委員会の権限、学校、図書館

教育委員会は当の詩を除去する完全な権限を主張していた。この点に関して判決は「教育委員会はそのような権限を持っていない」²⁶⁾と断定し、どのような公的機関も検閲についての完全な権限を持つものではないと付け加えた。そして問題は「少女にとっての大都市」とどまらず、もしこの詩を語句やテーマを理由にして除去できるなら、「ここに先例が設けられたことになり」、教育委員会はどのような作品でも除去できるようになると論じたのである。したがって本件で俎上にのぼっているのは、読む権利、論争的な思想や語にさらされる権利で、これらは修正第1条の保護に浴するかけがえのない権利である。この主張を支えるにあたって、タウロ裁判官はレッドライオン放送会社対連邦通信委員会事件の合衆国最高裁判所判決(1969年)を次のように引用した。

修正第1条の目的は思想の自由な市場を保持することにある。思想の自由市場において、終局的に真実(truth)が広まるのである。……本件で重要なのは、社会的、政治的、美的、道徳的、それに他の諸々の思想や経験にたいする適切なアクセスを受け取るという住民の権利である²⁷⁾。

さらに合衆国最高裁判所はこの原則を学校に適用することが重要だと強調していた。すなわち判決はティンカー事件判決を引用し、「生徒は、州が伝達するために選んだ事柄だけを受け取る、閉じられた回路の受け手とみなされてはならない。生徒は公式に認められた表現だけを受け取るよう限定されてはならない」²⁸⁾と強調したのである。

タウロ裁判官が示した判決結論は引用に値する。

図書館は「思想の市場における強力な資源である」(*Minarcini v. Strongsville City School District*)。生徒は図書館において、文字通り未知のものを探ることができ、定式化されたカリキュラムの範囲外にある興味や思想の領域を発見することができる。図書

館にあるそうしたマジックを発見する生徒は、生涯にわたる自己教育と自己啓発(enrichment)を経験する途上にある。そうした生徒は、教室の内外を問わず、自分の眼前に出された思想を試験したり、拡大する場であるのが図書館であるということを学ぶ。思慮のない正統性という毒に対処する最も有効な対策は、広範な思想や哲学にアクセスする用意がすぐにできていることである。広範な思想や哲学にさらされたところで、何の危険もない。危険なのは頭脳を統制しようということにある。チェルシー市教育委員会は『18歳以下の男性と女性』を除去したが、この措置を禁じる²⁹⁾。

『チェルシー・レコード』はタウロ判決を第一面で報じたが、その論説は黒枠で囲まれていた。教育委員会は経済的負担を考えて上訴しなかった。1978年9月29日、タウロ裁判官はチェルシー市教育委員会にたいして、原告に27,300ドルを払うよう命じた。和解によって解決したのである³⁰⁾。

4 図書館界の反応など

チェルシー事件の場合、図書館界は一致してコールマンを支援した。マサチューセッツ州図書館協会は当事者適格に該当しないと判断されたものの、原告として名を連ねた。それに同協会、ニューイングランド図書館協会、さらにアメリカ図書館協会の法律・裁判部門とでもいうべき「読書の自由財団」(Freedom to Read Foundation)は、いずれも裁判への財政支援をしている。マサチューセッツ州図書館協会は1,000ドル、ニューイングランド図書館協会250ドル、「読書の自由財団」3,000ドル以上といった具合である³¹⁾。

次に1978年夏にシカゴで開かれたアメリカ図書館協会年次大会で、知的自由ラウンドテーブル(Intellectual Freedom Round Table)は1978年度のイムロス記念賞(John Phillip Immroth Memorial Award)をコールマンに授けた。この賞は同ラウンドテーブルの創始者で初代委員長のイムロスを記念し、表現の自由を守るために勇気ある立派な行動を示した個人に付与される。コールマンが受賞した理由は、解雇の脅威を受けながら、個人的な勇気、専門職の尊厳、生徒の読む権利を積極的に擁護したことによる。コールマンについて触れれば、ロードアイランド大学で図書館学を学び、大学図書館や公立図書館につとめた後、1975年からチェルシー・ハイスクールの学校図書館員になった。事件が生じたときには同校で約2年間在職していたことになる。既述のように、チェルシー事件は原告の主張を完全に認める形で終結した。しかし結局のところ、コールマンは同校を離れた。そして長期にわたって次の職をみつけることができなかったという³²⁾。

図書館界にとって大きな事件ではあったが、アメリカ図書館協会の正式機関誌『アメリカン・ライブラリーズ』などでの扱いは、ささやかなものであった。1977年10月号(p. 472)では提訴の模様を簡単に報じ、1978年7/8月号(p. 400)では原告勝訴を伝え、1978年11月号(p. 568)では和解による解決を報告した³³⁾。それらはいずれも簡単なニュースの域を出ず、この裁判が有する意味を説明するというものではなかった。一方、知的自由委員会の『ニュースレター・オン・インテレクトチュアル・フリーダム』の場合、1977年11月号

を起点に事件の経過を追い、1978年9月号では「合衆国地方裁判所は学校図書館での検閲に反対した」との見出しを巻頭に掲げて7月5日のタウロ判決の大部分を転載している³⁴⁾。

なおチェルシー事件に刺激を受けて、数十名の生徒が「生徒の権利を守る会」(Student's Rights Association)を結成した³⁵⁾。おそらく1978年5月頃であろうが、教育委員会は生徒作成のニュースレター『スチューデント・ディフェンダー』(*Student Defender*)の配布を禁止した。その理由は、教育委員会を傷つけている、署名がない、学校に無関係な記事があるということであった。この場合、まず生徒は校内での配布を校長フランコに申し出ている。校長が教育長マクギーに伝えた覚書きによると、このニュースレターは学校運営の崩壊を生じさせるものでも、わいせつでも、名誉棄損でもなく、配布を禁じる規則もないとのことであった。校長の考えにもかかわらず、教育委員会は配布を禁じたのである。この措置にたいして「生徒の権利を守る会」の生徒約20名がアメリカ自由人権協会(American Civil Liberties Union)と連絡を取り合衆国地方裁判所に提訴した。おそらく7月5日のタウロ判決の影響であろうが、まもなく教育委員会は配布禁止を自発的に撤回している。生徒は修正第1条が決して象徴でないことを体験したのである。

5 学校図書館をめぐる検閲：先行事例

5.1 プレジデント事件判決(1972年)³⁶⁾

1971年の春、ニューヨーク市クイーンズ(Queens)の第25学区を舞台に、学校図書館蔵書をめぐるプレジデント事件(*Presidents Council, District 25 v. Community School Board, No.25*, 457 F.2d 289 (1972); 409 U.S. 998 (1972))が生じてきた。生徒の親が図書館にあるトマスの『貧民街』に苦情を呈し、この本をわいせつとして、あるいは性、暴力、麻薬の使用を描いており中学生に不適として、図書館からの除去を教育委員会に申し入れた。1971年4月に教育委員会は除去し、5月に生徒などが合衆国地方裁判所に提訴した。教育委員会の決定は、原告が有する修正第1条上の権利を侵害すると訴えたのである。8月、合衆国地方裁判所は教育委員会の措置を合憲とした。原告は第2巡回区合衆国上訴裁判所に上訴したが、1972年3月に合衆国上訴裁判所は合衆国地方裁判所判決を支持している。

判決の骨子は次のようである。教育委員会は州法に依拠する広範な権限を有し、裁判所は教育委員会の措置が「憲法上の価値と直接的かつ明確に関連」のある場合に限って介入する。『貧民街』の除去は、「直接的かつ明確に」修正第1条上の生徒の権利を侵害しない。具体的には次の点を指摘しておきたい。

(1)生徒が学校図書館を利用する権利：学校図書館の設置自体が教育委員会の権限に属し、そこに置かれる蔵書についても、当然ながら選択も除去も含めて教育委員会の裁量権に属する。

(2)除去は修正第1条上の権利を侵害していない：教育委員会はある理論や教義を教えるのを禁じていない。教師は『貧民街』をクラスで議論できるし、課外教材として読ますことも可能である。また生徒は学校図書館以外を利用して、自由に『貧民街』を利用できる。した

がって教育委員会がたとえ教師や生徒の修正第1条の権利を侵害したとしても、侵害は「明確」でも「直接的」でもない。それは取るに足らない。

こうした内容の判決について、1977年にM.ベアフィールド(M. Carolyn Barefield)は、「第2巡回区合衆国上訴裁判所は、学校管理者は憲法上の制限なしに、図書館から蔵書を除去する絶対的権限を有すると判じた」³⁷⁾としている。翌1978年にはR.スミス(Richard P. Smith)が、「大多数の論及者の意見によると、判決は教育委員会の絶対的権限を認めたということである」³⁸⁾と総括した。

5.2 ミナーシニ事件判決(1976年)³⁹⁾

1972年春、オハイオ州ストロングズヴィル市を舞台にミナーシニ事件(*Minarcini v. Strongsville City School District*, 541 F.2d 577 (1976))が生じてきた。この事件は教師による教科書の推薦を教育委員会が拒否したことを発端とするが、1972年8月にJ.ヘラーの『キャッチ=22』などを図書館から除去すると決定した。この措置にたいして生徒などが合衆国地方裁判所に訴えたのである。1974年8月に合衆国地方裁判所はプレジデント事件判決を正確に踏襲する判決を下した。原告は第6巡回区合衆国上訴裁判所に上訴し、1976年に合衆国上訴裁判所は以下の骨子の判決を下した。

(1)施設としての学校図書館の性格：連邦法規は、オハイオ州にもストロングズヴィル市教育委員会にも、図書館の設置や特定の図書の選択を強制していない。しかし公立学校に図書館を設置した場合、州は生徒の利益のために重要な特権を授けたことになる。その時々教育委員会のメンバーが不愉快であるとの理由で蔵書を取捨し、この特権を剥奪してはならない。

(2)学校図書館の存在意義：図書館は、「知識の貯蔵庫」、「思想の自由市場における強力な資源」、「思想の普及に献身する機関」、「授業での討論を助ける重要な附属物」である。教師が『キャッチ=22』を現代アメリカ小説で最も重要と考えたならば、修正第1条上の権利である学問の自由は、その教師が授業で『キャッチ=22』の重要性を話す権利、生徒が教師の話しを聞く権利、そして同書を入手して読む権利を保護している。この最後の、生徒が『キャッチ=22』を入手して読むという権利は、学校図書館から除去されたという事実によって妨げられることになる。

(3)検閲の動機：教育委員会は除去の決定について何ら具体的説明をしておらず、教育委員会としての一般向け説明も一切なかった。したがって、教育委員会は図書の内容に異議があるとの理由で除去したと考えるのが妥当である。

(4)代替となる入手機会の存在：授業での議論の自由にたいする障壁は、当該図書が学校以外のところから入手できるということで決して軽減されない。

(5)生徒の知る権利：判決は1976年に合衆国最高裁判所が下したヴァージニア消費者協議会事件判決(*Virginia State Board of Pharmacy v. Virginia Citizens Consumer Council*, 425 U.S. 748 (1976))を取り上げ、「本件で知る権利の適用は、最近の判決[ヴァージニア消費者協議会事件判決]がなければ、疑わしいところである」と述べた。そして同判決を引

用したが、その一部分は次のようになっている。

話し手が存在するところでは、コミュニケーション、すなわちコミュニケーションの発し手と受けての双方が、保護されなければならない。これは先例からはっきりしている。……宣伝する権利があるなら、その宣伝を受け取るという双方向的な権利が存在する。以上のような理由で、第6巡回区合衆国上訴裁判所はプレジデント事件判決やミナーシニイ事件の合衆国地方裁判所判決と異なった判断を下し、新しい先例を打ち立てたのである。

例えば W.サイツ (William Seitz) は 1976 年に、「ミナーシニイ事件判決は、生徒の権利にまつわる事件に関して、修正第 1 条の知る権利を中核において適用した最初の例である」⁴⁰⁾ と述べた。B.ノーマン (Barbara Norman) は 1977 年に、「ミナーシニイ事件で第 6 巡回区合衆国上訴裁判所が依拠した知る権利という考えは、ハイスクールとの関係ではいままです認められたことはなかった」⁴¹⁾ と指摘している。

6 チェルシー事件判決の特徴

プレジデント事件判決とミナーシニイ事件判決は、学校図書館蔵書の除去に関する最初の重要な判例であり、両判決は対照をなすとともに、以後の諸判決はプレジデント型とミナーシニイ型に大別することが可能である。いうまでもなく、チェルシー事件判決はミナーシニイ事件の合衆国上訴裁判所判決の系譜に位置する。この点に疑問の余地はない。またこの判決について人権活動家 N.ヘントフ (N. Hentoff) は、「アメリカ史上の全裁判官の中で、公立学校生徒の修正第 1 条上の読む権利を、タウロほど明確かつ強力に定めた裁判官はない」⁴²⁾ としている。少なくとも図書館裁判に関しては、このヘントフの言は事実である。

例えば 1981 年には R.リッシ (R. Ricci) が「チェルシー事件……の合衆国地方裁判所判決は、[教育委員会の措置を] 修正第 1 条違反とするに際して、ミナーシニイ事件判決の基準をほぼ機械的に適用した」⁴³⁾ とまとめている。ロッシの言は、教育委員会の絶対的権利や権限を否定し、生徒の知る権利を重視したという点だけをみると正しい。また既述のように、巨視的な視点から、チェルシー事件判決がミナーシニイ事件判決の系譜に属し、ミナーシニイ事件を習うべき先例としてチェルシー事件判決がだされたのも事実である。

しかし一方で、ミナーシニイ事件とチェルシー事件の判決がまったく同一であると、すなわち単に「機械的に適用した」とはみなしがたい。両者には事件の経過や判決の根拠などでかなり重要な相違があるし、それは決して無視できない。こうした点も意識しつつ、チェルシー事件および同判決の特徴をまとめておく。

(1) ミナーシニイ事件と相違して、チェルシー事件の裁判には図書館員コールマンが原告に名を連ねるとともに、コールマンは「読書の権利擁護委員会」を組織化した中心人物でもあった。さらに『チェルシー・レコード』に持論を展開したり、教育委員会の会議や裁判でも積極的に発言していた。こうした点を考えると、判決が図書館員の専門職としての権限、権利について触れていないのは残念である。そののちの判例をみても、図書館員についてはほとんど言及していない。若干触れているのは、例えばビクネル事件である。この事件で合衆

国地方裁判所は、「学校図書館員は学校図書館蔵書をコントロールする独立した修正第1条上の権利

を有するとは信じがたい」⁴⁴⁾と記入した。ただ法律研究者 R.オニール (Robert O'Neil) が、図書館員は修正第1条上の固有の権利を有すると積極的立場を取っていることを指摘しておきたい⁴⁵⁾。生徒が原告に入らず、図書館員が教育委員会を訴えるといった事件が出現すれば、図書館員の法的位置づけが判例上で示されるわけだが、現時点ではこの種の裁判は生じていない。

(2)第二に除去の理由づけである。ミナーシニイ事件の場合、教育委員会は除去の理由を公けの形では何ら発表していないし、委員会の議事録にも何ら公式の理由は示されていない。たしかに「不快」とか「くず」といった言及があるにはあったが、何ら公式のものではなかった。またわいせつに相当しないことは、裁判の当初から教育委員会も認めていた。こうした点で裁判所にとっては扱い易い事件といえた。教育委員会メンバーの個人的、社会的な見解で除去したと簡単に断言できたからである。

一方、チェルシー事件の場合は除去の動機が明瞭であった。クウィグリーは幾度となく『チェルシー・レコード』に私的な意見を発表していたし、教育委員会は法律顧問の助言にもとづき多分に裁判対策ではあるが除去の理由を整理し決議していた。そうした場で挙げられた理由は、(1)チェルシー市のコミュニティの基準に照らして不適切、(2)わいせつ、(3)性教育を持ち込む企て、(4)生徒に不健全な悪影響を与えるといったことであった。(1)と(2)は相互に関連するが、(1)は裁判自体では問題にならなかった。おそらく教育委員会がこの点を裁判で持ち出さなかったのは、法律顧問の提言による請願署名の実施が、最初は牧師を対象に試験的に試みたものの、それさえも失敗したからであろう。(2)のわいせつに関しては、裁判の初期の段階で教育委員会が取り下げており争点にはならない。(3)の性教育について教育委員会は決議をあげたものの、裁判所は提訴後に採択されたこの決議を裁判上有効なものとは考えなかった。こうしたことで、裁判では(4)「生徒に不健全な悪影響を及ぼす」という主張の妥当性が検討されたのである。

実はミナーシニイ事件の場合、原告生徒たちは当該図書について、文学者や心理学者といった専門家の意見を求めるよう裁判で要求した。しかし合衆国地方裁判所も合衆国上訴裁判所もこの意見を取り上げなかった。というのは教師による教科書選択委員会および教育委員会の顔ぶれからみて、あらためて専門家の証言は必要ではないということ、および教育委員会が除去についての教育的な理由を何ら公表あるいは公的に記載していなかったためである。すなわちミナーシニイ事件では、専門家の証言を必要とする以前の段階で問題の処理ができたのである⁴⁶⁾。

一方、チェルシー事件の場合、教育委員会は公式にも、あるいはクウィグリーの私的な発言の中にも、教育的配慮という観点から「生徒への悪影響」を除去の理由として指摘していた。そのため裁判では専門家の証言がなされ、そうした証言はいずれも教育委員会の主張を否定するものであった。専門家の証言は、タウロ判決を左右する大きな要素になっている。

(3)教育委員会が「教育的な理由」を持ちだしたため、チェルシー事件で裁判所は図書の除去が違憲か否かの判断基準を提示する必要があった。ミナーシニイ事件の場合は、教育委員会が明確な教育的理由を提出していなかったため、比較のための基準の提出という必要はなかったといえよう。

タウロが提出した判断基準は次のようなものであった。ティンカー事件判決が示した「学校運営の実体的で実質的な崩壊」という基準を、そのまま図書の除去に適用できるわけではない。しかしその基本となる考えは、図書の除去を判断する基準として適用できる。すなわち除去にあたっては「一定の実質的で正当な政府の利益」を示さねばならず、この「利益」は学校の運営や規律を崩壊させるというティンカー事件判決の基準に「匹敵する」ものでなくてはならない。ここでは2点を指摘しておきたい。まず「利益」の立証責任を明確に教育委員会の側に置いている点である。次に、この「匹敵する利益」「一定の利益」に生徒への心理的、精神的悪影響を入れており、この判断基準の適用との関係で専門家の証言が重要になってくるということである。

(4)最後にミナーシニイ事件の場合、裁判所は教育委員会の個人的感情にもとづく除去と判断し、そこにヴァージニア消費者協議会事件判決が示す知る権利一般の理論をあてはめた。

一方、チェルシー事件の場合、教育委員会は教育的観点から「生徒への悪影響」を主張していた。この時点で、単に知る権利を機械的に当てはめるだけでは不十分となった。すなわち教育哲学についての判断が求められたのである。この哲学について、例えば1970年にゴールドスタイン (Goldstein) は次のようにまとめている。

簡略化すれば、教育は……教え込む (prescriptive) モデルと分析的 (analytical) モデルに二分できる。前者の場合、理論的には受け身で吸収する側の生徒に、情報や既定の真実を提供する。教師の役割は、……既定の真実を伝えることにある。……一方、後者の場合、生徒や教師が真実を求めて積極的に参加するために、データや価値の検討を重視する。両モデルは対極に位置し、純粋な形では決して存在しない⁴⁷⁾。

明らかにタウロは、分析的教育哲学を基盤にし、その中で「思想の自由市場」を提供する場として図書館を位置づけた。そしてこの哲学と図書館思想を教育の場で現実化させる基礎的なものとして、生徒の知る権利を位置づけたのである。この点で、タウロ判決はミナーシニイ事件判決と相違している。すなわち、タウロ判決はミナーシニイ事件判決にみられるように、生徒の権利を知る権利一般に解消することはなかった。学校教育の基本哲学を基にして、生徒の権利、図書館の存在意義を説明したのである。この点で、タウロ判決は学校図書館蔵書をめぐる検閲裁判に画期をなすのである。

注

- 1) 第1章は以下にもとづいている。

Right to Read Defense Committee of Chelsea v. School Committee of the City of Chelsea, 454 F. Supp. 703 (1978), at 706 - 708; Nat Hentoff, *The First Freedom: The*

Tumultuous History of Free Speech in America (Delacorte Press, New York, 1988), pp. 25-29.

- 2) 詩の全文は以下のとおり(454 F.Supp. 703 (1978), at 703).

"The City to a Young Girl"

The City is
One million horney lip - smacking men
Screaming for my body.
The streets are long conveyor belts
Loaded with these suckling pigs.
All begging for
a lay
a little pussy
a bit of tit
a leg to rub against
a handful of ass
the connoisseurs of cunt
Every day, every night
Pressing in on me closer and closer.
I swat them off like flies
but they keep coming back.
I'm a good piece of meat.

なおカラヴァグリアは学校の掲示板をみて応募し、採用されたので 10 ドルの小切手と 2 冊の本をもらっている。Nat Hentoff, *op. cit.*, p. 26.

- 3) Nat Hentoff, *op. cit.*, p. 29.

なおクウィグリーは教育委員会の委員長を 25 年間続けていた。"Ban in Boston? Poem Provokes Dispute," *American Libraries*, 1977, p. 472.

- 4) 454 F.Supp. 703 (1978), at 707.

- 5) *Miller v. California*, 413 U.S. 15 (1973).

ミラー事件判決は、わいせつの判断についてコミュニティの基準 (community standard, local standard) を採用し、(1)平均人が、その時の社会の基準 (community standard) に照らして、その作品が全体として好色的な興味 (prurient interest) に訴えると考えるか否か、(2)州法が (違法なものとして) 明示的に定義しているような形で、性行為を明らかに不快なしかたで描写しているか否か、(3)その作品が、全体として見て、真面目な文学的芸術的科学的価値を欠くものか否かを基準とすべきだとした (田中英夫『英米法辞典』)。

- 6) Nat Hentoff, *op.cit.*, p. 31.

- 7) 第2章は以下にもとづいている。454 F.Supp. 703 (1978), at 705, 706, 709.
- 8) 以下によるとこの団体はコールマンが中心となって結成したという。"School Librarian Opposes Censorship in Court Action," *Newsletter on Intellectual Freedom (NOIF)*, November 1977, p. 149.
- 9) 454 F.Supp. 703 (1978), at 705, 706.
- 10) この段落は以下も参考になっている。
Nat Hentoff, *op.cit.*, p. 32; "Chelsea Trial Judge Urges End to Feud," *NOIF*, January 1978, pp. 3-4.
- 11) 第3章は以下にもとづいている。454 F. Supp. 703 (1978), at 710-715.
- 12) Hentoff, *op.cit.*, p. 33; "Coleman Wins Immroth Award," *NOIF*, July 1978, p. 86.
- 13) "School Librarian Opposes Censorship in Court Action," *op.cit.*, p. 149.
- 14) 454 F.Supp. 703 (1978), at 710; *Shelton v. Tucker*, 364 U.S. 479 (1960), at 487. この判決は過去5年間に加入していたすべての団体を記載した宣誓供述書を教師に毎年提出させるアーカンソー州法を違憲とした。
- 15) 454 F.Supp. 703 (1978), at 710; *Keyishian v. Board of Regents*, 385 U.S. 589 (1967), at 603. この判決はニューヨーク州立大学から共産党の構成員を排除するという同州法を違憲とした。
- 16) 454 F.Supp. 710 (1978), at 705; *Meyer v. Nebraska*, 262 U.S. 390 (1923).
- 17) 454 F.Supp. 703 (1978), at 710; *Epperson v. Arkansas*, 393 U.S. 97 (1968).
- 18) 454 F.Supp. 703 (1978), at 710; *Tinker v. Des Moines Independent School District*, 393 U.S. 503 (1969).
- 19) 454 F.Supp. 703 (1978), at 711; *Epperson v. Arkansas*, 393 U.S. 97 (1968), at 104.
- 20) 454 F.Supp. 703 (1978), at 711.
- 21) 454 F.Supp. 703 (1978), at 711; *Presidents Council District 25 v. Community School Board No.25*, 457 F.2d 289 (1972). プレジデント事件については後述する。
- 22) 454 F.Supp. 703 (1978), at 711; *Minarcini v. Strongsville City School District*, 541 F.2d 577 (1976). ミナーシニイ事件については後述する。
- 23) 454 F.Supp. 703 (1978), at 712-713; 541 F.2d 577 (1976), at 582.
- 24) *Keefe v. Geanakos*, 418 F.2d 359 (1969).
- 25) 454 F.Supp. 703 (1978), at 713-714; *Keefe v. Geanakos*, 418 F.2d 359 (1969), at 361-362.
- 26) 454 F.Supp. 703 (1978), at 714.
- 27) 454 F.Supp. 703 (1978), at 714; *Red Lion Broadcasting Co. v. FCC*, 395 U.S. 367 (1969), at 386. 連邦通信委員会は放送事業者に、(1)適当な放送時間を重要な公的論争に充てなければならない、(2)反対の見解を的確に反映する機会を与えるようにしなくてはならないと義務づけた。レッドライオン事件で、合衆国最高裁判所はこの原則を認め

た。

- 28) 454 F.Supp. 703 (1978), at 714-715; *Tinker v. Des Moines Independent School District*, *op.cit.*, at 511.
- 29) 454 F.Supp. 703 (1978), at 715.
- 30) Nat Hentoff, *op. cit.*, p. 33; "Chelsea Defense Committee Awarded Legal Fees," *NOIF*, January 1979, p. 3; "What to Do after the Censor Calls," *American Libraries*, November 1978, p. 568.
- 31) "Censorship Flak in Mass.: MLA Backs Librarian," *Library Journal*, October 1977, p. 2110; "School Librarian Opposes Censorship in Court Action," *NOIF*, November 1977, p. 149; "FTRF Grants \$2,500 to Chelsea Committee," *NOIF*, March 1978, p. 28; "\$\$ for Massachusetts Censorship Case," *Library Journal*, December 1977, p. 2382.
- 32) Nat Hentoff, *op.cit.*, p. 37; "Coleman Wins Immroth Award," *NOIF*, July 1978, p. 86; "Ban in Boston? Poem Provokes Dispute," *op.cit.*, p. 472.
- 33) "Ban in Boston? Poem Provokes Dispute," *ibid*; "Censors Lose Chelsea Case," *American Libraries*, July/August 1978, p. 400; "What to Do after the Censor Calls," *American Libraries*, *op. cit.*
- 34) "Federal Court Reverses School Library Censorship," *NOIF*, September 1978, pp. 113, 125-128.
- 35) Nat Hentoff, *op.cit.*, p. 37; "Is It Legal: Students' Rights: Chelsea, Massachusetts," *NOIF*, September 1978, p. 132.
- 36) プレジデント事件については以下を参照。
川崎良孝「教育委員会は図書館蔵書を自由に除去できるか：プレジデント事件を中心として(1) (2)」『図書館界』47(5), 1996. 1, pp. 268-283; 47(6), 1996. 3, pp. 326-341.
- 37) Carolyn Barefield, "Constitutional Law: First Amendment: Student's Right to Receive Information Precludes Board's Removal of Allegedly Offensive Books from High School Library," *Vanderbilt Law Review*, 1977, p. 94.
- 38) Richard P. Smith, "First Amendment Limitations on the Power of School Boards to Select and Remove High School Text and Library Books," *St. John's Law Review*, 1978, pp. 466-467.
- 39) ミナーシニ事件については以下を参照。
川崎良孝「教育委員会による図書館蔵書の除去と生徒の知る権利：ミナーシニ事件（1976年）の場合」『図書館界』48(1), 1996. 5, pp. 2-19, 33.
- 40) William John Seitz, "Constitutional Law - Civil Rights - Censorship - Schools - Removal of Books from School Libraries by School Board Violates Students' First Amendment Rights. - *Minarcini v. Strongsville City School District*, 541 F.2d 577 (1976)," *Cincinnati Law Review*, 1976, p. 706.

- 41) Barbara Mailly Norman, "Constitutional Law: Sixth Circuit Holds Removal of Books from Library Violates High School Students' Right to Know," *Fordam Law Review*, 1977, p. 1241.
- 42) Nat Hentoff, *op. cit.*, p. 37.
- 43) Richard Ricci, "Public School Library Book Removals: Community Values vs. First Amendment Freedoms," *Notre Dame Lawyer*, 1981, p. 173.
- 44) *Bicknell v. Vergennes Union High School Board of Directors*, 475 F.Supp 615 (D.Vt. 1979), at 622. なおプレジデント事件にも図書館員が原告に入っているが、図書館員の権利にはまったく触れていない。
- 45) Richard O'Neil, "Libraries, Liberties and the First Amendment," *University of Cincinnati Law Review*, 1973, p. 209.
- 46) ただつけ加えておくべきは、ミナーシニイ事件において合衆国上訴裁判所が教育委員会の除去の意図をまったく考慮しなかったのではない。むしろ反対に合衆国上訴裁判所は除去の理由を最大限に重視し、委員会の議事録などを入念に検査している。
- 47) Goldstein, "Reflections on Developing Trends in the Law of Students Rights," *University of Pennsylvania Law Review*, 1970, p. 614.

付録：アメリカ学校図書館蔵書の除去に関する裁判事件の日本語文献一覧

前田 稔

- ・ 青木宏治「アメリカ教育法留学覚え書き－4－公立学校図書館検閲事件」『季刊教育法』50, 1983, 冬号, pp. 198-204.
- ・ アメリカ図書館協会知的自由部編纂『図書館の原則：図書館における知的自由マニュアル（第3版）』（川崎良孝・川崎佳代子訳, 日本図書館協会, 1991）
4章1節「学校図書館の検閲と裁判(1)」（ウィリアム・D.ノース）pp. 188-201.
4章2節「学校図書館の検閲と裁判(2)」（ロバート・S.ペック）pp. 202-208.
- ・ アメリカ図書館協会知的自由部編纂『図書館の原則（新版）：図書館における知的自由マニュアル（第5版）』（川崎良孝・川崎佳代子訳, 日本図書館協会, 1997）
5章1節「学校図書館の検閲と裁判：ヘイゼルウッド事件以前」（ウィリアム・D.ノース）pp. 328-340.
5章2節「学校図書館の検閲と裁判：ヘイゼルウッド事件以後」（ロバート・S.ペック）pp. 341-352.
- ・ アメリカ図書館協会知的自由部編纂『図書館の原則（改訂版）：図書館における知的自由マニュアル（第6版）』（川崎良孝・川崎佳代子・村上加代子訳, 日本図書館協会, 2003）
4章3節「学校図書館と法廷」（テレサ・クマラ）pp. 305-312.
- ・ 大滝則忠「図書館蔵書の扱いと憲法問題—学校図書館をめぐる合衆国判例の紹介」『レファレンス』25(4), 1975, pp. 120-125.
- ・ 大滝則忠「図書館蔵書をめぐる米国憲法判例の動向」『法律時報』52(11), 1980.11, pp. 45-50.
- ・ 大滝則忠「学校図書館蔵書をめぐる憲法問題の状況：資料・アイランドトリーズ事件」『学校図書館と図書館の自由、図書館と自由 第5集』日本図書館協会, 1983, pp. 76-105.
- ・ 川崎良孝「1980年代のアメリカの図書館と知的自由(2)：『図書館の権利宣言』新解説文を中心にして」『図書館界』43(1), 1991.5, pp. 2-12.

- ・川崎良孝「教育委員会は図書館蔵書を自由に除去できるか(1): プレジデント事件を中心として」『図書館界』47(5), 1996.1, pp. 268-283.
- ・川崎良孝「教育委員会は図書館蔵書を自由に除去できるか(2): プレジデント事件を中心として」『図書館界』47(6), 1996.3, pp. 326-341.
- ・川崎良孝「教育委員会による図書館蔵書と生徒の知る権利—ミナーシニ事件 (1976 年) の場合—」『図書館界』48(1), 1996.5, pp. 2-19, 33.
- ・川崎良孝『図書館の自由とは何か: アメリカの事例と実践』(教育史料出版会, 1996)
 3 章「教育委員会は自由に本を除去できる: プレジデント事件 (1971-1972 年)」pp. 34-43.
 4 章「教育委員会は勝手に本を除去できない: ミナーシニ事件 (1972-1976 年)」pp. 44-54.
- ・角替晃「公立学校図書館の図書排除と第一修正の権利」『ジュリスト』793, 1983.6.15, pp. 66-69.
- ・角替晃「14. 公立学校図書館の図書排除と第一修正の権利」『アメリカ憲法判例』(憲法訴訟研究会, 芦部信喜編, 有斐閣, 1998) pp. 100-106.
- ・フィッツジェラルド, F. 「草の根に広がる禁書(1): それはメイン州の片田舎から始まった」冬川亘訳『朝日ジャーナル』1984.10.26, pp. 28-32.
- ・フィッツジェラルド, F. 「草の根に広がる禁書(2): 言葉狩りに立ち上がった現代の十字軍」冬川亘訳『朝日ジャーナル』1984.11.2, pp. 40-44.
- ・フィッツジェラルド, F. 「草の根に広がる禁書(3): 『その言葉』がいくつなら駄目なのか」冬川亘訳『朝日ジャーナル』1984.11.9, pp. 44-48.
- ・フィッツジェラルド, F. 「草の根に広がる禁書(4): 告発者も『その言葉』をよく使っていた」冬川亘訳『朝日ジャーナル』1984.11.16, pp. 40-44.
- ・フィッツジェラルド, F. 「草の根に広がる禁書(5): 何が『アメリカ的』価値なのか」冬川亘訳『朝日ジャーナル』1984.11.23, pp. 44-48.

- ・ホブキンズ, ダイアン・マクアフェ 「『図書館の権利宣言』と学校図書館メディア・プログラム」 『『図書館の権利宣言』を論じる』 (ウェイン・A. ウィーガンド編, 川崎良孝・薬師院はるみ訳, 京都大学図書館情報学研究所発行, 日本図書館協会発売, 2000) pp.91-107.
- 6 「オラース・ハイスクール事件を事例として」 pp. 98-102.

- ・前田稔「学校図書館のパブリック・フォーラム性：所在地指向とサービス指向の分離」 『法の支配の現代的課題』 (憲法理論研究会編, 敬文堂, 2002) pp. 93-105.

- ・前田稔「学校図書館蔵書の除去をめぐる裁判の核心—表現の自由と思想の自由」 『図書館界』 55(1), 2003.5, pp. 2-16.

- ・マッカーシー, マーサ・M./キャンブロン=マカベ, ネルダ・H. 『アメリカ教育法：教師と生徒の権利』 (平原春好・青木宏治訳, 三省堂, 1991)
「教材の検閲」 pp. 45-50.

- ・ライヒマン, ヘンリー 『学校図書館の検閲と選択：アメリカにおける事例と解決方法』 (川崎良孝訳, 青木書店, 1993)
6 章「法律上の扱い」 pp. 87-103.
付録K「重要な裁判の要約」 pp. 141-152.

- ・ライヒマン, ヘンリー 『学校図書館の検閲と選択：アメリカにおける事例と解決方法 (第3版)』 (川崎佳代子・川崎良孝訳, 京都大学図書館情報学研究会発行, 日本図書館協会発売, 2002)
6 章「法律上の扱い」 pp. 123-148.
付録I「重要な裁判の要約」 pp. 200-215.

アメリカにおける学校図書館蔵書をめぐる裁判事例の総合的研究

2004 年 1 月

発行者 京都大学大学院教育学研究科 図書館情報学研究室 川崎良孝
〒606-8501 京都市左京区吉田本町
電話 (075) 753- 3077

印刷所 天理時報社
〒632-0083 天理市稲葉町 80 番地
電話 (0743) 64-1411
